

第5期

羽曳野市 地域福祉計画

羽曳野市 地域福祉活動計画

令和8(2026)年3月

羽曳野市

社会福祉法人
羽曳野市社会福祉協議会

ごあいさつ

社会情勢が大きく変化し、地域が抱える課題が複雑化・多様化する中、本市ではこの度、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指し、新たな「地域福祉計画」を策定いたしました。本計画は、これからの羽曳野市の福祉のあり方を示す重要な指針となります。



本計画の中核となるのは、これまで本市で取り組んできた包括的な支援体制「ささえあいネットワークはびきの」です。地域住民が互いに支え合い、誰もが孤立することなく暮らせるネットワークとして、また地域福祉を支える大切な取組みとして、今後もその輪を広げ、地域の皆様が安心して生活できる地域づくりに努めてまいります。

この取組みの実効性を高めるため、令和7年度から本格実施いたしました「重層的支援体制整備事業」は、地域共生社会の実現に向けた大きな一歩となる取組みです。この事業により、福祉、医療、教育、経済など多様な分野が垣根を越えて連携し、支援を必要とする方に必要な支援がつながる体制を整えることで、誰もが支え合いながら自分らしく暮らせる地域づくりを進めてまいります。

さらに、これらの取組みを推進するために、第5期においても、羽曳野市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定いたしました。両計画を一元化することで、より効果的で実践的な支援体制が整い、市民の皆様のニーズに即した支援が可能となります。今後も社会福祉協議会と緊密に協力しながら、地域福祉の充実を図ってまいります。

地域共生社会の主役は、市民の皆様お一人おひとりです。皆様と手を取り合って、一歩ずつともに歩みを進めることで、誰もが「羽曳野で暮らしてよかった」と思える未来を築いていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました羽曳野市地域福祉推進委員会及び羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会の皆様をはじめ、関係団体の皆様、多くの市民の皆様に、厚く御礼申し上げます。引き続き温かいご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

羽曳野市長 山入 勘 創

ごあいさつ

人口の減少、高齢化とともに単身世帯の増加など、羽曳野市においても少子高齢化は今後一層進むと考えられています。社会情勢の変化により担い手不足の深刻化、地域における支え合い機能の脆弱化が進行し、多様化・複雑化する福祉ニーズへ対応していくためには、誰も取り残されることなく支え合う地域での関係づくりが大切です。



前計画期間は令和3年度から令和7年度の5年間でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大によって、さまざまな社会経済活動が制約を受け、多くの方がこれまでとは違った生活を営まざるを得ず、本会が地域の皆さまとともに推進してきました地域福祉活動も大きな影響を受けることとなりました。私たちの日常生活はコロナ以前の状況に戻りつつありますが、現在も、校区福祉委員会をはじめ関係する団体を含めて地域福祉活動の再構築のための取組みは続いています。

このような情勢の中、この度、市の計画である「第5期羽曳野市地域福祉計画」と一体的に「第5期羽曳野市地域福祉活動計画」を策定することができました。『一人ひとりの想いをつなぎ 結びあう地域づくり』を理念として、新たに2つの重点目標（たのしくらぶプロジェクト・困りごとキャッチし隊）を設定し、地域のつながりの希薄化などを背景とした社会的孤立の問題に対応するためそれぞれの目標ごとに具体的な取組みを推進します。

また、初めての試みとして市内14校区において校区の特性を活かした福祉活動を推進するため、校区福祉委員が中心となり「校区福祉委員会活動計画」（アクションプラン）を策定しました。今後も、地域とともに、「支え手」と「受け手」の関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを創り、さらに災害などの緊急時には互いに助け合える「地域共生社会」の実現をめざします。

結びに本計画の策定にあたって、3圏域で実施した住民懇談会にご参加頂きました地域の皆様、校区福祉委員会の皆様、羽曳野市福祉活動計画策定委員会の皆様をはじめとする各種団体、市民の皆様に御礼申し上げますとともに、この計画の実現に向けて一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会 会長 浦田 崇

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の構成.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	4
第2章 羽曳野市の地域福祉を取り巻く現状.....	7
1 国・大阪府の動向.....	7
2 統計データ等からみる羽曳野市の現状.....	9
3 各種アンケート調査の主な結果.....	16
4 住民懇談会の主な意見.....	22
5 第4期計画の進捗評価.....	25
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
1 基本理念.....	30
2 基本目標.....	31
3 本計画の推進とSDGs.....	32
第4章 羽曳野市地域福祉計画 施策の展開.....	33
計画の体系.....	33
重点取組み.....	34
基本目標1:誰もがが必要な支援につながるしくみづくり.....	39
基本目標2:みんなで見守り支えあうつながりづくり.....	58
基本目標3:想いがつながるいきいきとしたまちづくり.....	64
地域福祉計画の推進体制.....	74
第5章 羽曳野市地域福祉活動計画 施策の展開.....	75
地域福祉活動計画の理念.....	75
計画の体系.....	76
重点目標.....	77
基本目標1:誰もがが必要な支援につながるしくみづくり.....	79
基本目標2:みんなで見守り支えあうつながりづくり.....	84
基本目標3:想いがつながるいきいきとしたまちづくり.....	90
地域福祉活動計画の推進体制.....	93
校区福祉委員会活動計画(小学校区アクションプラン).....	94

資料編.....	110
1 羽曳野市地域福祉推進委員会規則	110
2 羽曳野市地域福祉推進委員会名簿	112
3 社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会 羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱...	113
4 羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会名簿.....	115
5 用語解説.....	116

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化と人口減少が進む今日、地域社会においては制度の狭間の問題の顕在化や生活課題の複雑化・複合化が課題となっています。外国にルーツを持つ住民の増加に伴う支援と共生、ひきこもり・8050問題・ダブルケア・ヤングケアラー等の複合的な課題や社会的孤立を含む問題など、指摘される課題は多岐にわたっています。一方、価値観やライフスタイルの多様化等を背景として、地域社会における住民相互の関係性が希薄となり、これまで担ってきた助けあいや支えあい等の機能の低下が危惧されています。

こうした社会情勢を背景として、支援が必要となっても誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりに、住民・関係団体・行政が協働して取り組む地域福祉の重要性は、ますます高まっています。日常生活上発生する様々な問題について、①個人（市民一人ひとり）や家族が自ら解決すること（自助）、②近隣住民の支えあいやボランティア・NPO法人等の民間による支えあい活動（互助）、③医療・年金・介護保険等の制度化された相互扶助（共助）、④市等による支援（公助）の連携によって解決していこうとする取組みの強化が求められます。

令和2（2020）年6月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。また、認知症の人を含めた共生社会の実現に向けた施策の総合的な推進を図る「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6（2024）年1月に施行され、同年4月には、国及び地方が総合的な孤独・孤立対策を推進するための「孤独・孤立対策推進法」が施行、同年6月には、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」による関係各法の改正により、ヤングケアラーの定義及び支援が法に位置づけられたほか、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充のための法改正が行われるなど、地域共生社会の実現のために多方面における法整備が進められています。

本市においては、これまで住民・関係団体と連携した地域福祉の推進に取り組んできました。特に直近の第4期羽曳野市地域福祉計画・第4期羽曳野市地域福祉活動計画においては、第2期地域福祉計画から引き継いだ「誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる支えあいのまち羽曳野 ～「ささえあいネットはびきの」の実現に向けて～」を基本理念とし、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を進めてきました。ここでは、本市独自の取組みとして進めてきた支援のネットワークである「ふれあいネット雅び」と「専門職ネットワーク」を核とした、重層的な支援体制である「ささえあいネットはびきの」の推進を重点取組みとし、国の定める重層的支援体制整備事業についても令和7（2025）年度から本格実施に入っています。

この度、第4期計画の最終年度を迎え、これまでの取組みの評価・検証を行うとともに、実態把握のための各種調査の実施、今日的な課題を踏まえた施策・事業の見直し等を行い、本市の地域福祉のさらなる充実と包括的な支援体制の整備を計画的に進めるための指針として、新たに「第5期羽曳野市地域福祉計画・第5期羽曳野市地域福祉活動計画」（以下、「本計画」と言う。）を策定しました。

2 計画の構成

本計画は、羽曳野市が行政計画として策定する「羽曳野市地域福祉計画」と、羽曳野市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」と言う。）が中心となって、住民主体の活動計画として策定する「羽曳野市地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。

行政・住民・関係団体が連携して取り組む地域福祉の推進においては、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の連携が不可欠であることから、課題の認識や基本理念を共有するため、第1章から第3章については羽曳野市と社会福祉協議会による協議を踏まえ、両計画に共通のものとして位置づけました。

それぞれの計画における分野別の具体的な取組みを示すにあたっては、施策・事業の範囲や対象が必ずしも共通のものばかりではないことから、それぞれ章を分け、第4章に「地域福祉計画」における分野別施策、第5章に「地域福祉活動計画」における分野別の取組みを記載しています。

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

「第5期羽曳野市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条が定める「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。また、本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」と「社会福祉法」に基づき策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含しています。加えて本計画は、大阪府が地域福祉に関する諸施策について定めた「大阪府地域福祉支援計画」との整合も図っています。

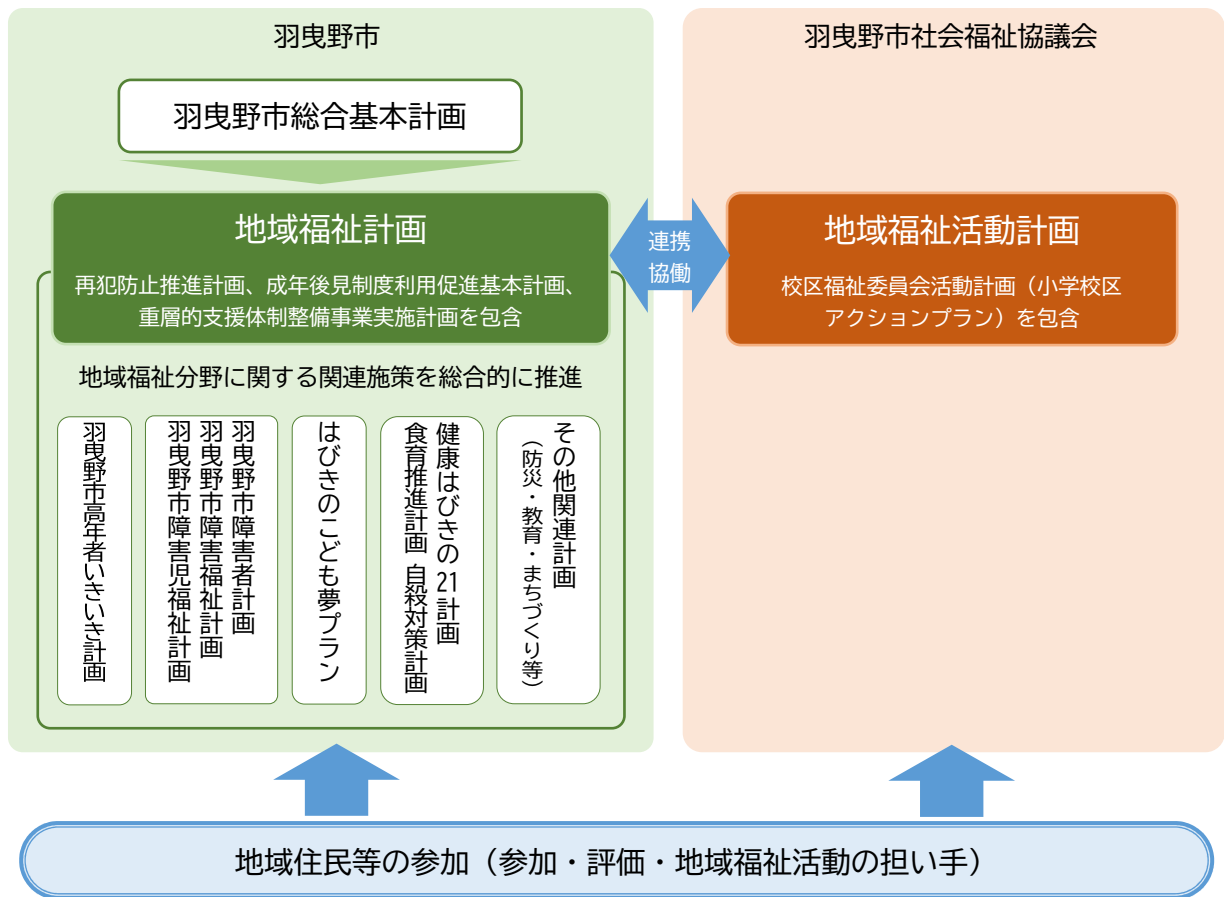
「第5期羽曳野市地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に基づく地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会が中心となって策定する、地域福祉に関する実践的な計画です。

(2) 他計画との関係

本計画は、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための本市の最上位計画である「羽曳野市総合基本計画」を上位計画としています。

また、社会福祉法の規定により、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置づけられることから、「羽曳野市高齢者いきいき計画」「羽曳野市障害者計画」「はびきのこども夢プラン」「健康はびきの21計画」等の関連計画と相互に連携・整合を図っています。

■他計画との関係



4 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とします。
 なお、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行うことがあります。

■本計画及び関連計画の計画期間

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
羽曳野市総合基本計画	第6次					第7次				
羽曳野市地域福祉計画・羽曳野市地域福祉活動計画	第4期					第5期【本計画】				
羽曳野市高齢者いきいき計画	第8期		第9期			第10期				
羽曳野市障害者計画	第4期					第5期				
羽曳野市障害福祉計画/羽曳野市障害児福祉計画	第6期/第2期		第7期/第3期			第8期/第4期				
はびきのこども夢プラン	第2期			第3期						
健康はびきの21計画	第2期			第3期						

5 計画の策定体制

(1) 羽曳野市地域福祉推進委員会及び羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会

本計画の策定にあたっては、社会福祉に関する団体の代表者、学識経験者、市議会議員、羽曳野市の地域福祉に関係する団体の代表者等によって構成される、羽曳野市地域福祉推進委員会と、羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会を合同で開催し、計画の内容を審議しました。

(2) 各種アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、市民や地域福祉にかかわる専門職・団体等の現状や意見を把握し、策定の基礎資料とすることを目的として、以下の調査を実施しました。

	調査種別	調査対象 (対象件数)	有効回収数 (有効回収率)	調査方法	調査期間
1	地域福祉に関するアンケート調査	18歳以上の市民から無作為抽出(2,500人)	929 (37.2%)	郵送配付・郵送及びウェブによる回収	令和7 (2025)年 7月7日 ～ 7月23日 (専門職ネットワーク調査は7月31日まで)
2	専門職ネットワークに関するアンケート調査	市内の社会福祉施設、医療機関等の専門機関	110 (-)	ウェブによる調査	
3	地域福祉に関する校区福祉委員アンケート調査	市内14小学校区の福祉委員会構成員の全員(430人)	329 (76.5%)	郵送による調査	
4	地域福祉に関する団体アンケート調査	市内で活動するボランティア活動団体・地域活動団体等(128件)	100 (78.1%)	郵送による調査	

(3) 住民懇談会の実施

校区福祉委員会、PTA、専門機関(福祉サービス事業所、教育・保育施設等)、ボランティアグループ等からの参加を得て、西・東・中の3圏域で各1回の住民懇談会を実施しました。ワールドカフェという手法を用いて、各地域の福祉活動の現状と課題、今後の取組みの方向性について、意見交換と新しいつながりづくりの場とすることを目的として取組み、地域における活動の課題と展望について、活発な意見交換が行われました。

	実施エリア	対象小学校区	日時	会場	参加人数
1	西圏域	高鷲・高鷲南・高鷲北 恵我之荘・丹比	令和7(2025)年 7月10日	北宮中部 公民館	56人
2	東圏域	古市・古市南・白鳥 駒ヶ谷・西浦東・西浦	令和7(2025)年 7月16日	石川プラザ	59人
3	中圏域	はびきの埴生・埴生南 羽曳が丘	令和7(2025)年 7月25日	エコプラザ はにふ	55人

(4) パブリックコメントの実施

令和7(2025)年12月26日から令和8(2026)年1月26日にかけて、本計画素案の段階において、パブリックコメントを実施し、計画に対して広く市民の意見を募りました。



第2章 羽曳野市の地域福祉を取り巻く現状

1 国・大阪府の動向

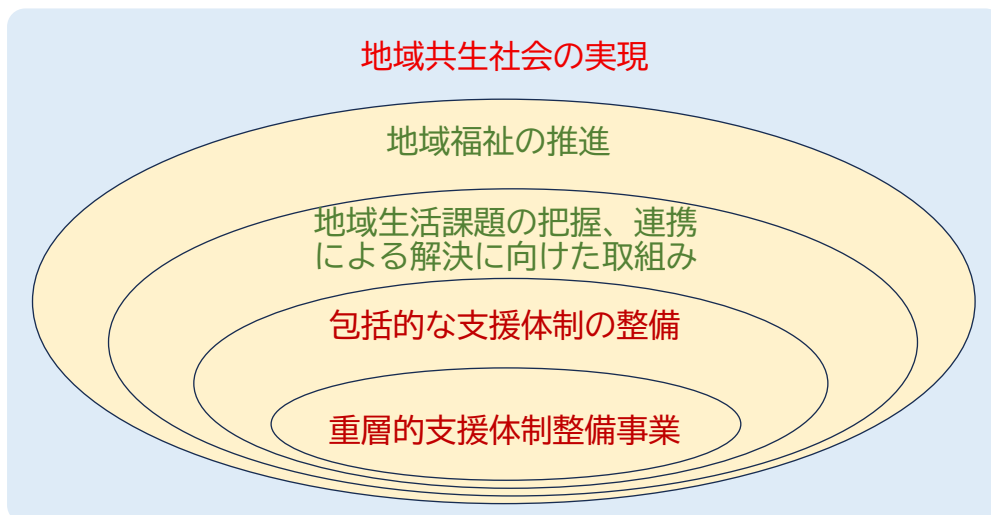
(1) 地域共生社会の実現に向けた取組み

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。また、近年の地域福祉における鍵となる概念となっており、令和2(2020)年の社会福祉法等の一括改正が「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」、令和5(2023)年に成立した認知症基本法の正式名称が「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」とされているように、福祉分野において共通して追求すべき社会の姿として位置づけられています。支援を必要とする人を、支援されるだけの立場とするのではなく、地域活動の担い手としての参画を推進していく取組みが必要です。

(2) 重層的支援体制整備事業の創設

令和2(2020)年に改正された社会福祉法において新たに創設された重層的支援体制整備事業は、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することが目指されています。これまで分野別に取り組まれていた支援を一体的に実施するとともに、地域住民主体の活動の活性化を図り、地域・関係機関・行政が連携して様々な住民の困りごとや課題に対応できる体制づくりが求められており、共生社会の実現を目指す地域福祉の推進における重要な手段として位置づけられています。市町村においては、地域の実情や事業の必要性に応じ、創意工夫を活かして重層的支援体制整備事業に取り組むことが求められています。

■地域共生社会の実現に向けた取組み(包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)



厚生労働省「重層的支援体制整備事業について」(令和8年1月)より

(3) 当事者の意見の尊重と反映

令和5(2023)年に施行されたこども基本法、令和6(2024)年に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法はいずれも、当事者であるこどもや認知症の人が、自身にかかわりのある施策等の決定過程に対して、意見表明や参画を可能とする環境づくりを求めるものとなっています。当事者の意見の尊重は、平成23(2011)年に施行された改正障害者基本法以降の、福祉分野における重要な課題とされており、当事者の意見を聞き、それを施策・事業に反映させていくことが、これからの福祉施策における必須のプロセスとなっています。

(4) 孤独・孤立対策の推進

令和6(2024)年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」は、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、または社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態(孤独・孤立の状態)にある人の支援を総合的に推進することを目的としており、市町村に対しても「当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。新型コロナウイルス感染症の拡大等をきっかけとして注目されるようになった孤独・孤立の問題は、当事者が支援を求める声を上げにくい状況に置かれ、問題が潜在化してしまいやすい特徴を有しており、支援を受けられないまま問題が深刻化することのないよう、支援方策の検討・充実が図られる必要があります。

(5) 大阪府地域福祉支援計画

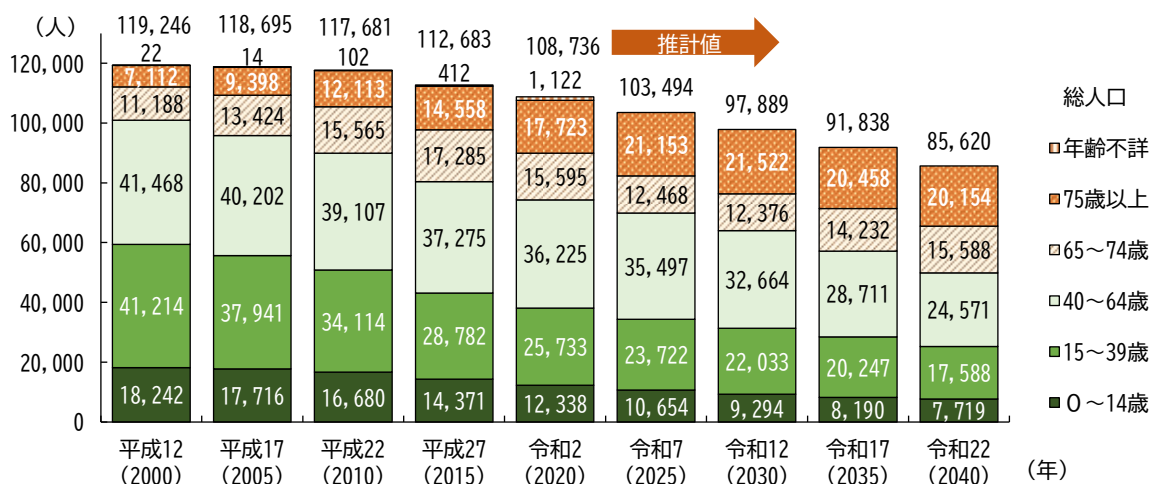
大阪府では、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度を計画期間とする「第5期大阪府地域福祉支援計画」を策定しています。ここでは、「誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充」「地域福祉を担う多様な人づくり」「地域の生活と福祉を支える基盤強化」「市町村支援」の4つの方向性から具体的な施策の展開が図られ、総合して地域共生社会の実現を目指すものとなっています。こうした取組みについて、本市においても課題認識と施策の方向性を共有し、連携して取り組む必要があります。

2 統計データ等からみる羽曳野市の現状

(1) 年齢別人口の推移と将来推計

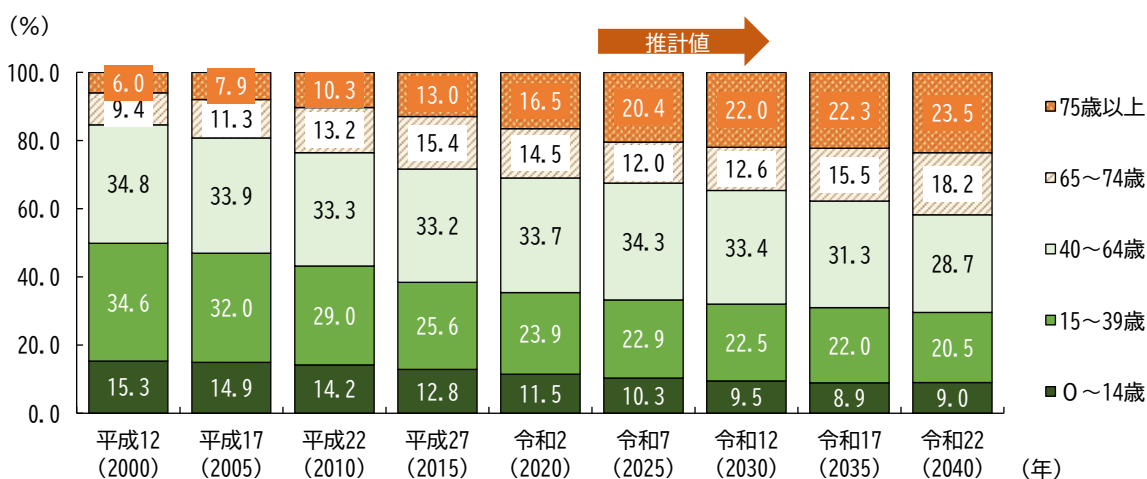
本市の人口は減少傾向となっており、将来的にも減少が予想されています。64歳以下の人口は今後も減少が見込まれる一方、75歳以上の人口は令和12(2030)年ごろまで増加が続く見込みで、少子高齢化が進んでいます。令和22(2040)年ごろには、65歳以上の人口の割合が4割を超える予測となっています。

■年齢5区分別人口の推移と将来推計（各年10月1日時点）



資料：国勢調査（令和2年まで）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（令和7年以降）

■年齢5区分別人口割合の推移と将来推計（各年10月1日時点）

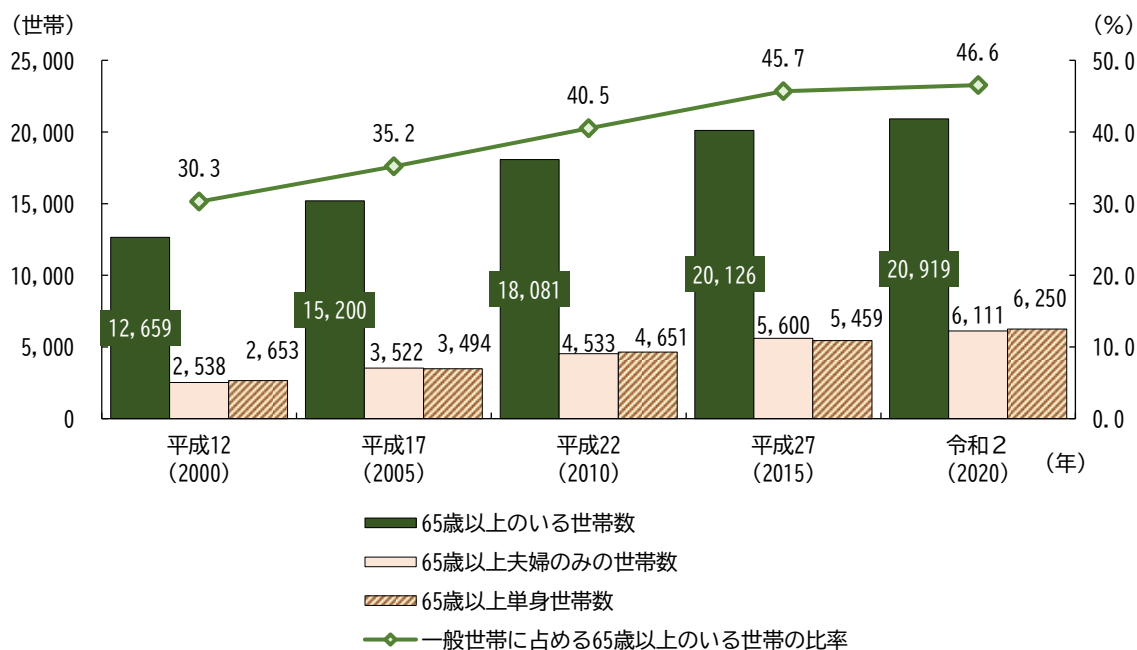


資料：国勢調査（令和2年まで）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（令和7年以降）

(2) 高齢者・障害者等の状況

高齢化に伴い、65歳以上のいる世帯数が増加傾向です。また、高齢者のみで構成される世帯(65歳以上夫婦のみの世帯、65歳以上の単身世帯)も増加しています。特に高齢者の単身世帯については、今後も増加が予想されます。

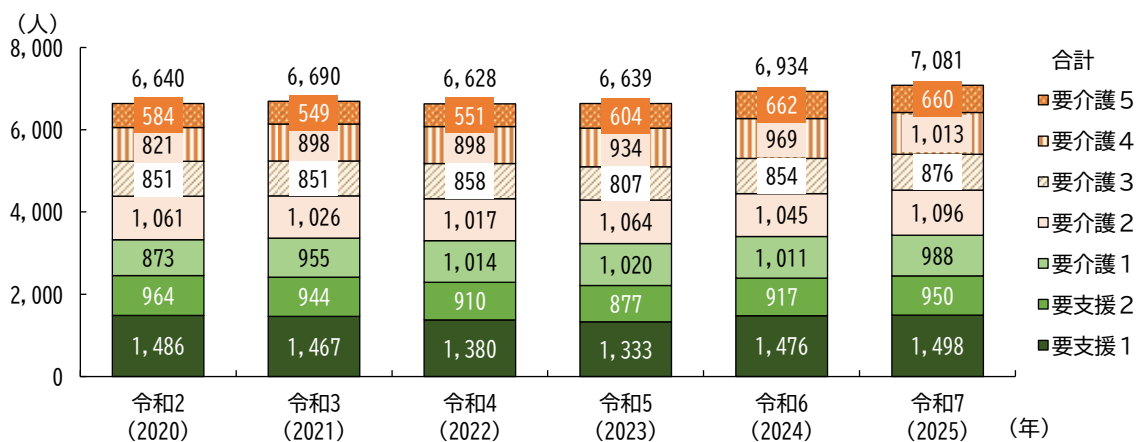
■高齢者世帯の推移 (各年10月1日時点)



資料：国勢調査

要支援・要介護認定者数は新型コロナウイルス感染症の影響で令和2(2020)年から令和5(2023)年はほぼ横ばいで推移していましたが、その後は増加に転じています。今後、団塊の世代の高齢化に伴い、増加していくことが見込まれます。

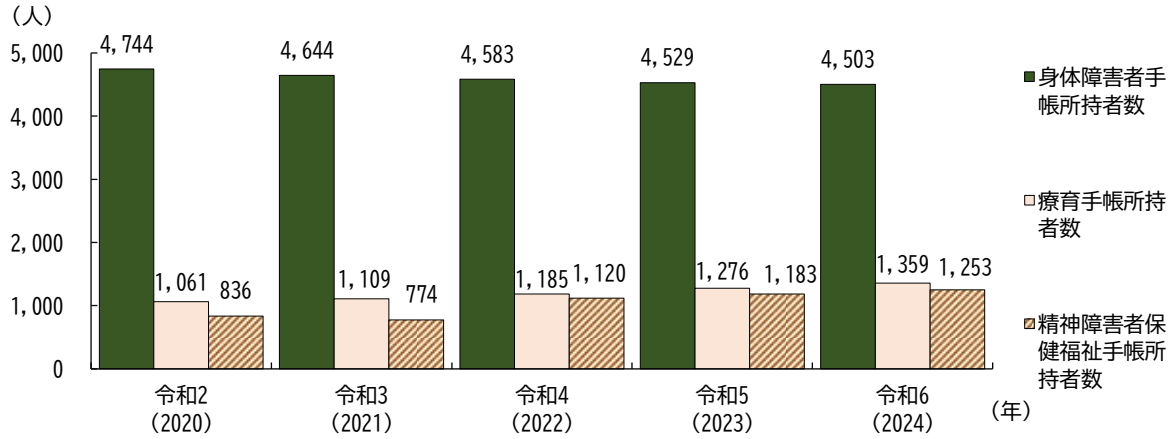
■要介護認定者数の推移 (各年3月末時点)



資料：介護保険事業状況報告

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向ですが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移（各年3月末時点）

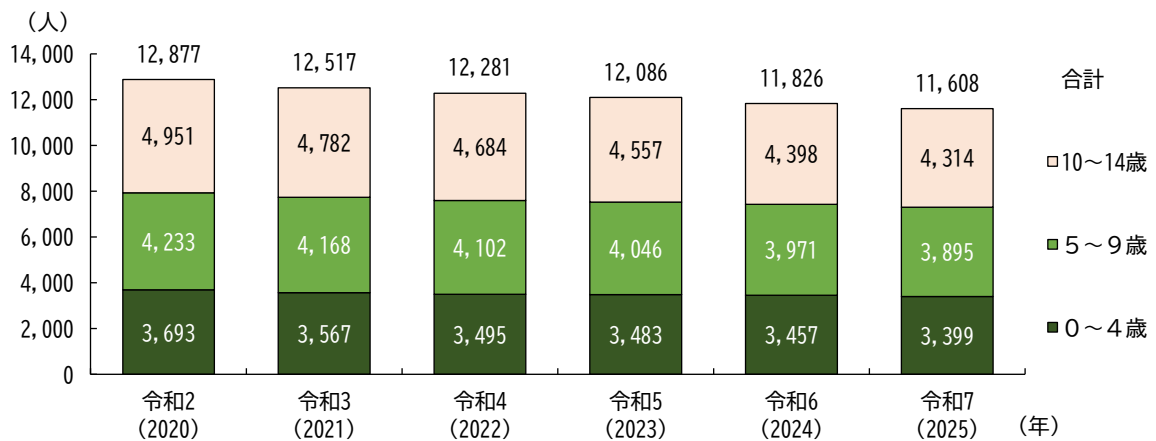


資料：大阪府統計年鑑

(3) こども・若者の状況

14歳以下のこどもの人口は減少傾向で推移しています。若い年齢区分ほど人口が少ない状況が続いており、今後も少子化が進行することが予測されます。

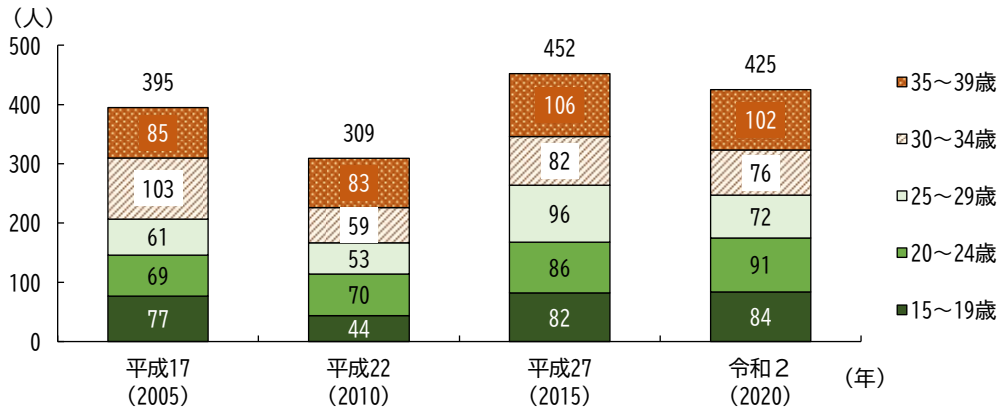
■こども人口の推移（各年1月1日時点）



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

教育を受けておらず、仕事・家事に従事していない(求職もしていない)未婚の若年無業者は、ひきこもり等何らかの支援が必要である可能性が高いことが考えられます。本市では近年は400人台で推移しています。

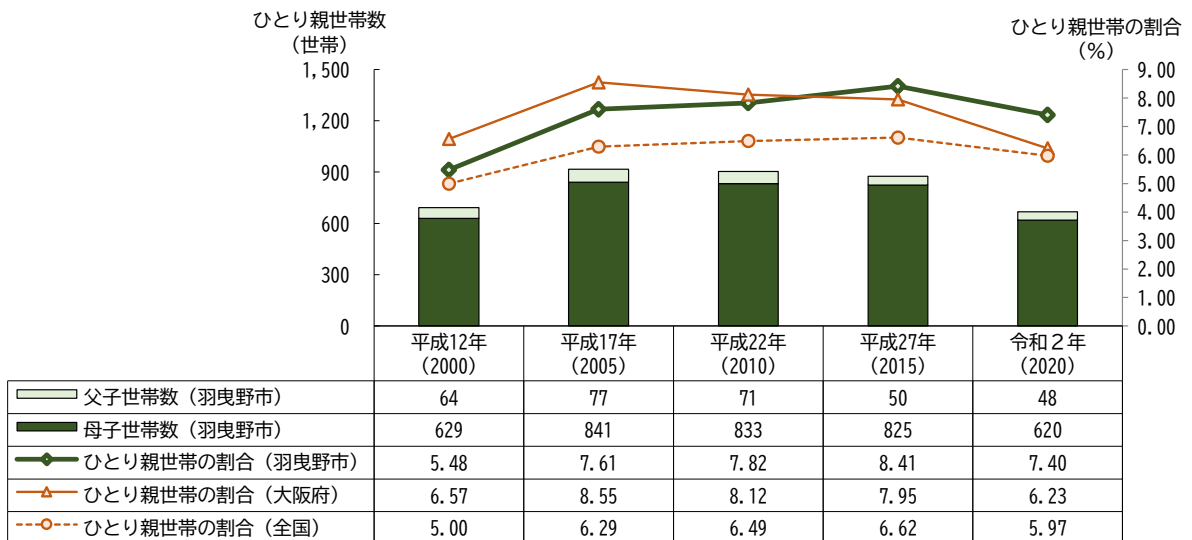
■未婚の若年無業者数の推移



資料：国勢調査

ひとり親世帯数は増加傾向で推移していましたが、平成27(2015)年から令和2(2020)年は少子化の影響もあり、減少しています。ひとり親世帯の割合は、平成27(2015)年以降では全国・大阪府を上回っています。

■ひとり親世帯数の推移



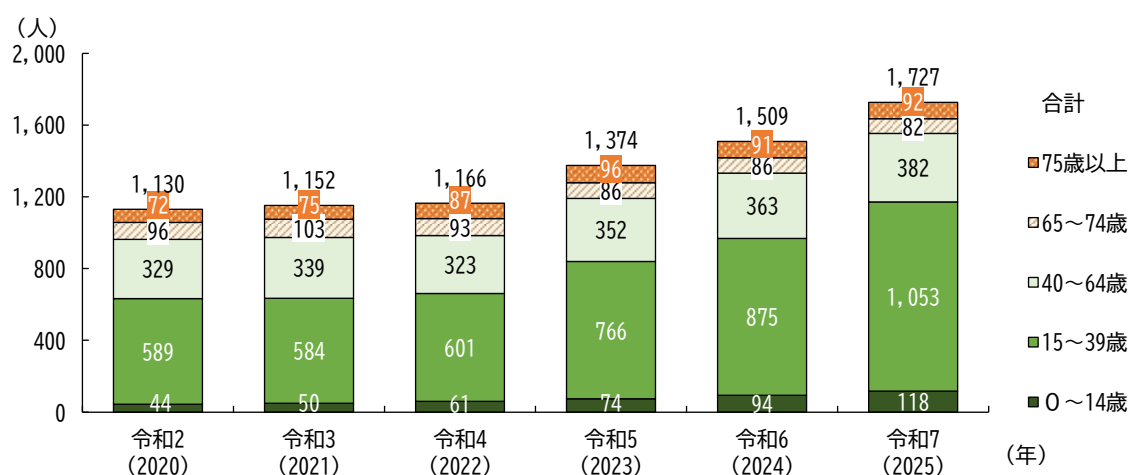
※ここでの「父子世帯」「母子世帯」は、父親とこどものみ、母親とこどものみの世帯を集計しており、祖父母等が同居している世帯は含みません。「ひとり親世帯」は「父子世帯」と「母子世帯」の合計です。

資料：国勢調査

(4) 外国人住民の状況（住民基本台帳人口統計）

外国人人口は近年増加傾向で推移しており、令和4（2022）年から令和7（2025）年の3年間で約 1.5 倍に増加しています。特に若い年代の増加率が大きく、14歳以下の人口は約 1.9 倍、15～39歳の人口は約 1.8 倍に増加しています。

■外国人人口の推移（各年1月1日時点）

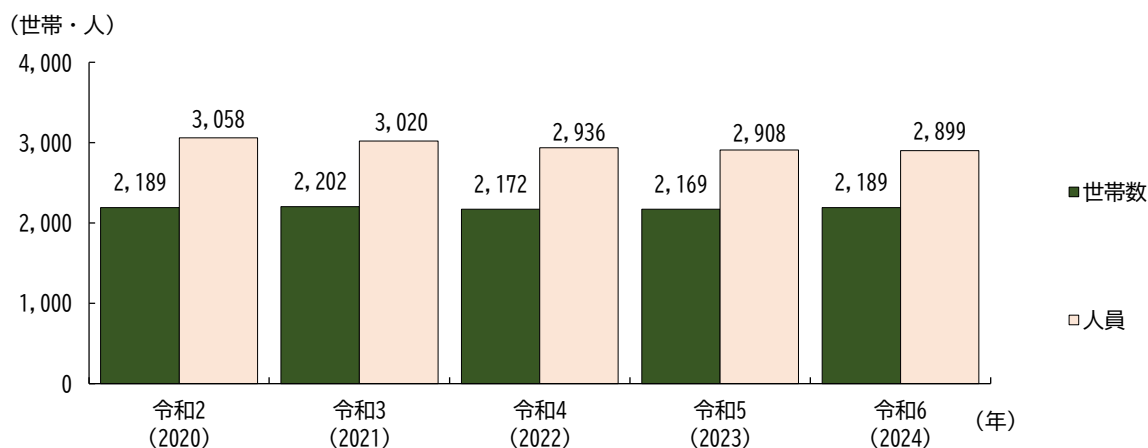


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(5) 生活保護の状況

生活保護を受けている世帯数と人数の推移をみると、世帯数はほぼ横ばい、人員は微減傾向で推移しています。

■被保護世帯数及び人員の推移（各年3月時点）



資料：大阪府統計年鑑

(6) 地域福祉活動に関する組織及び個人の状況

① ボランティア登録団体数と登録人数（羽曳野市ボランティアセンター登録）の推移

ボランティア団体数が増加している一方、ボランティア登録者数は減少傾向となっています。

■ ボランティア登録団体数と登録人数の推移（社会福祉協議会）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
ボランティア団体数(団体)	45	45	48	49	54
ボランティア登録者数(人)	534	501	456	493	464
個人ボランティア登録数(人)	13	23	18	16	9

② 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員の人数は減少傾向で推移しており、担い手の不足の状況が示されています。一方で、活動件数は増加傾向となっています。

■ 民生委員・児童委員の活動状況（羽曳野市）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
民生委員・児童委員数(人)	179	173	171	172	163
活動件数(件)	1,869	1,775	2,101	2,020	2,402

③ 町会・自治会の加入状況

総世帯数は増加傾向ですが、町会・自治会加入世帯数は減少傾向となっており、町会・自治会加入率の低下が続いています。

■ 町会・自治会加入率の推移（羽曳野市）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
町会・自治会加入世帯数(世帯)	35,054	34,951	34,467	34,063	33,453
羽曳野市総世帯(世帯)	50,376	50,659	51,094	51,511	51,772
町会・自治会加入率(%)	69.58	68.99	67.46	66.13	64.62

④子ども会の状況

登録単位数、会員数ともに減少傾向となっています。

■子ども会と会員数の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
登録単位数(団体)	28	22	22	21	19
会員数(人)	468	347	339	321	296

⑤老人クラブ

老人クラブ数、会員数ともに減少傾向となっています。この間、高齢者人口は減少していませんので、老人クラブの加入率も低下が続いています。

■老人クラブ数と会員数の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
老人クラブ数(クラブ)	126	109	100	97	92
会員数(人)	6,555	5,277	4,615	4,399	4,012

⑥NPO法人

本市で設立認証を受けて活動するNPO法人数は、おおむね横ばいで推移しています。

■NPO法人数の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
NPO法人数(団体)	24	23	23	24	25

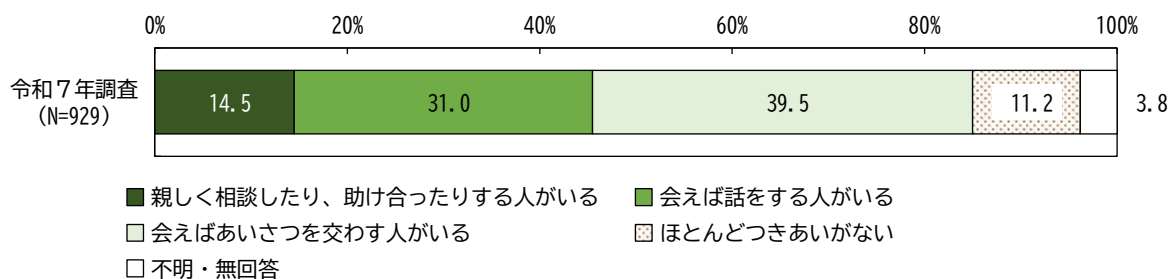
3 各種アンケート調査の主な結果

本計画の策定にあたり実施した各種調査（概要は p.5）から、主な結果を抜粋しました。各グラフのタイトル末尾の括弧内は、調査対象を表しています。

(1) 近所づきあいについて

- ・ご近所との関係については、「会えばあいさつを交わす人がいる」が最も多く、次いで「会えば話をする人がいる」が多くなっています。
- ・世帯類型別にみると、ひとり暮らしと、ひとり親とこどもの世帯で「ほとんどつきあいがいい」が多くなっており、支援を必要とする家庭ほど地域において孤立しやすい可能性がうかがえる結果となっています。

■ご近所との関係は次のどれに最も近いですか。（市民）



■【世帯類型別】ご近所との関係は次のどれに最も近いですか。（市民）

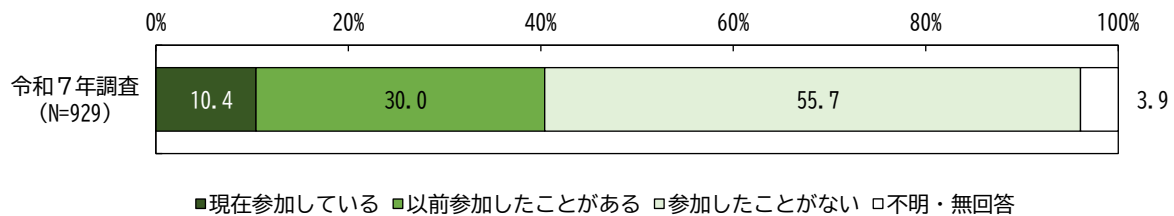
単位：%

世帯類型	親しく相談したり、助け合ったりする人がいる	会えば話をする人がいる	会えばあいさつを交わす人がいる	ほとんどつきあいがいい	不明・無回答
全体 (N=929)	14.5	31.0	39.5	11.2	3.8
ひとり暮らし (N=110)	17.3	28.2	30.0	17.3	7.3
夫婦（事実婚含む）のみ (N=290)	16.6	34.1	36.9	9.0	3.4
夫婦と子ども（二世帯） (N=326)	11.0	31.6	44.8	9.5	3.1
祖父母と親子（三世帯） (N=46)	15.2	34.8	45.7	4.3	0.0
ひとり親と子ども (N=65)	13.8	33.8	27.7	20.0	4.6

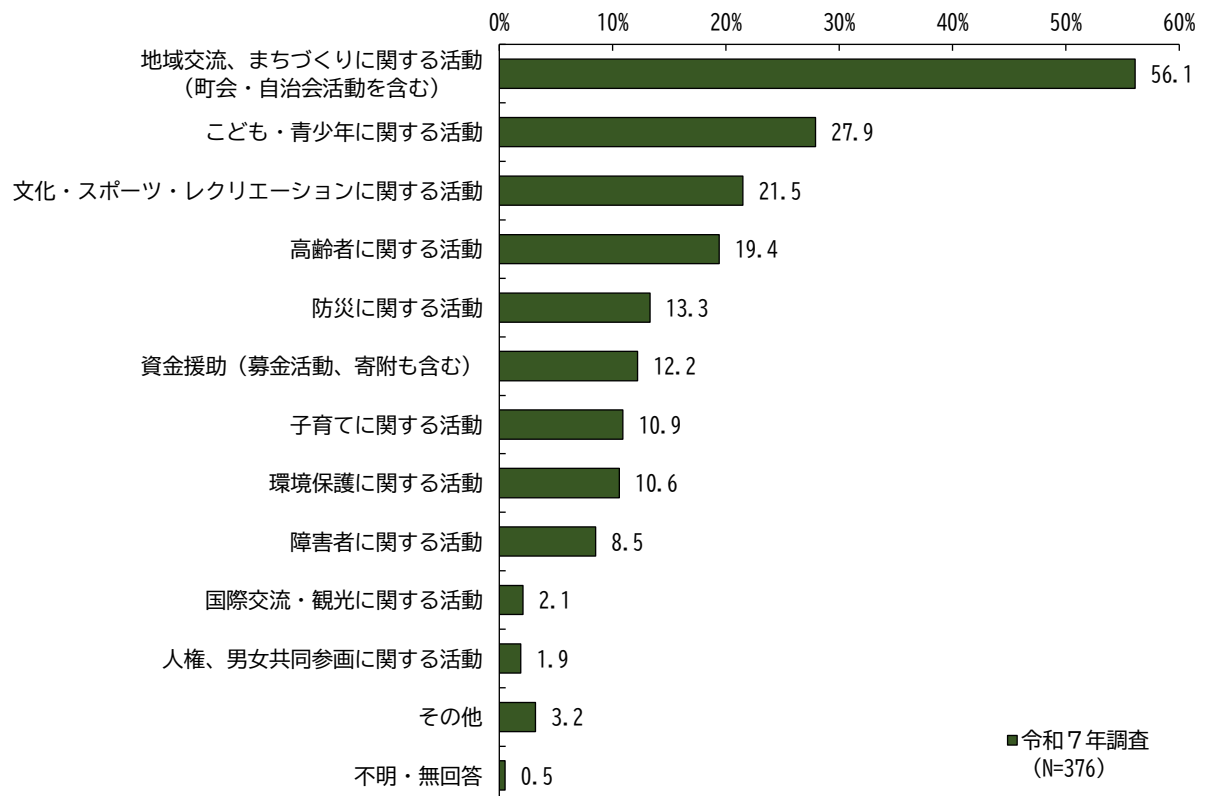
(2) 地域活動への参加について

- ・地域活動やボランティア活動に現在参加している人は約1割、以前参加したことのある人を加えると、約4割が参加経験を有しています。
- ・現在参加している、または参加したことがある活動については、「地域交流、まちづくりに関する活動」が56.1%で最も多く、次いで「こども・青少年に関する活動」「文化・スポーツ・レクリエーションに関する活動」が続いています。
- ・地域活動やボランティア活動に参加していない理由については、「仕事や家事が忙しく時間が取れないから」が最も多く、次いで「参加するきっかけがないから」「身近に活動グループや仲間がないから」が多くなっています。
- ・きっかけづくりや身近な関係づくりから、活動を広げていくことが求められます。

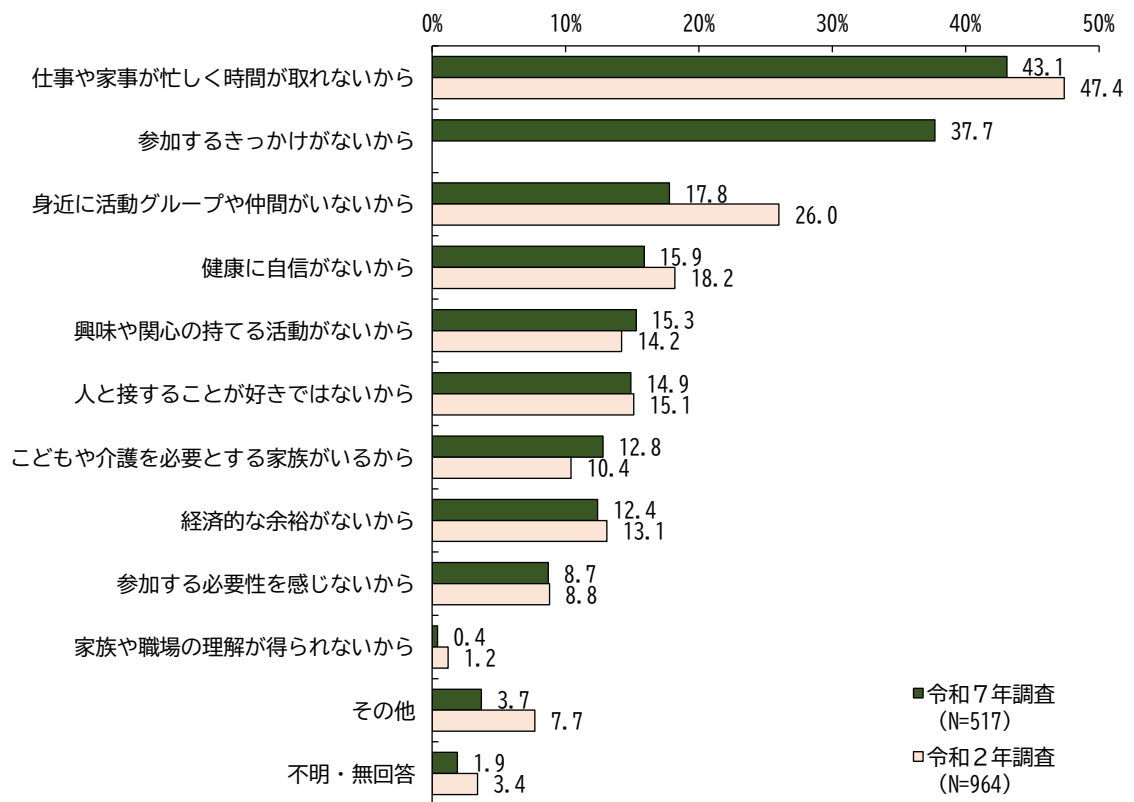
■地域活動やボランティア活動に参加したことがありますか。(市民)



■現在参加している、または参加したことがある地域活動やボランティア活動の具体的な内容は次のどれですか。(市民、複数回答)



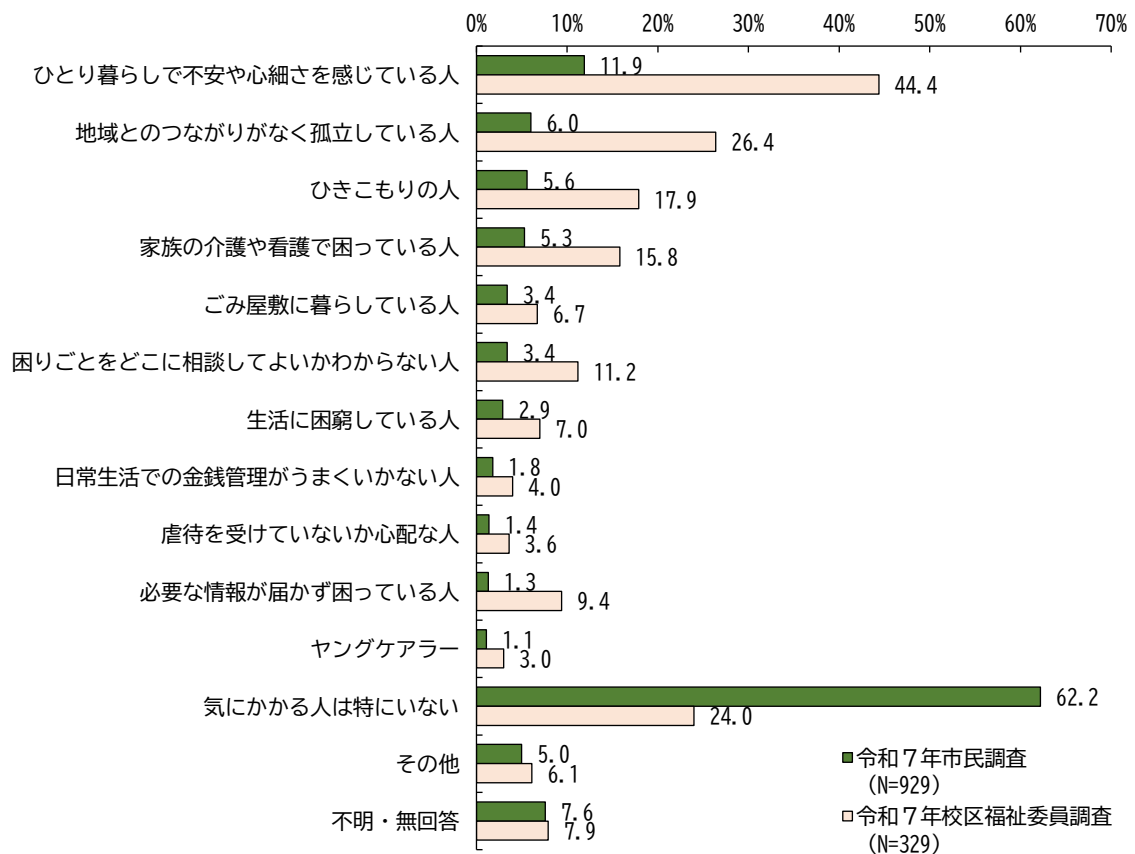
■地域活動やボランティア活動に参加していない理由は、次のどれですか。(市民、複数回答)



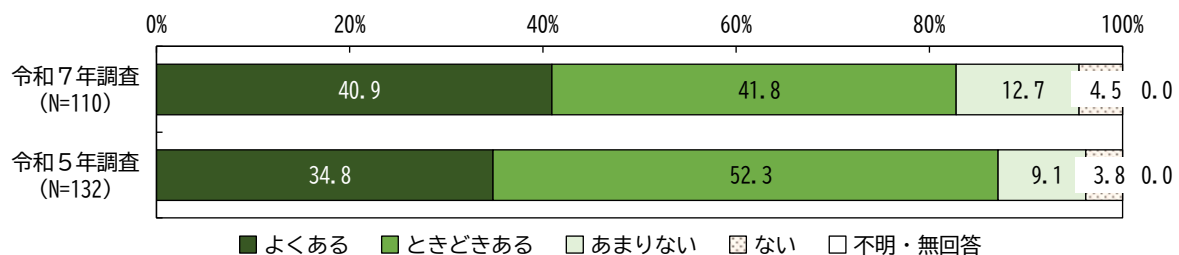
(3) 地域で支援が必要な人について

- ・地域で支援が必要な人については、ひとり暮らしの人や地域から孤立している人についての回答が多くなっています。
- ・地域の福祉活動に従事している校区福祉委員では、何らかの気にかかる人がいるという回答が多くなっており、地域の状況をよりよく把握している人が多いことがうかがえます。
- ・専門職アンケートでは、支援対象者が複合的な課題を抱えていることが少なくないことが示されています。

■あなたの近所や地域には、次のような気にかかる人（支援が必要そうな人）がいますか（市民・校区福祉委員、複数回答）



■あなたが支援をしている対象者が、複合的な課題を抱えていることはありますか。（専門職）

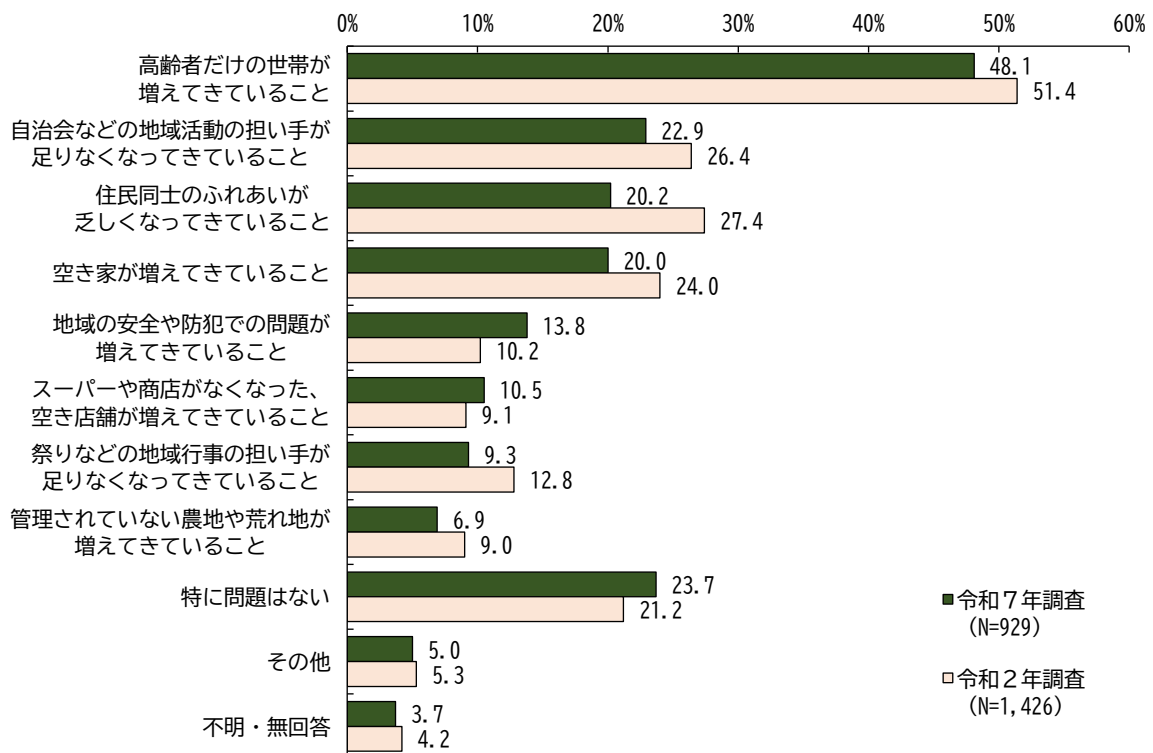


(4) 地域活動における困難や課題について

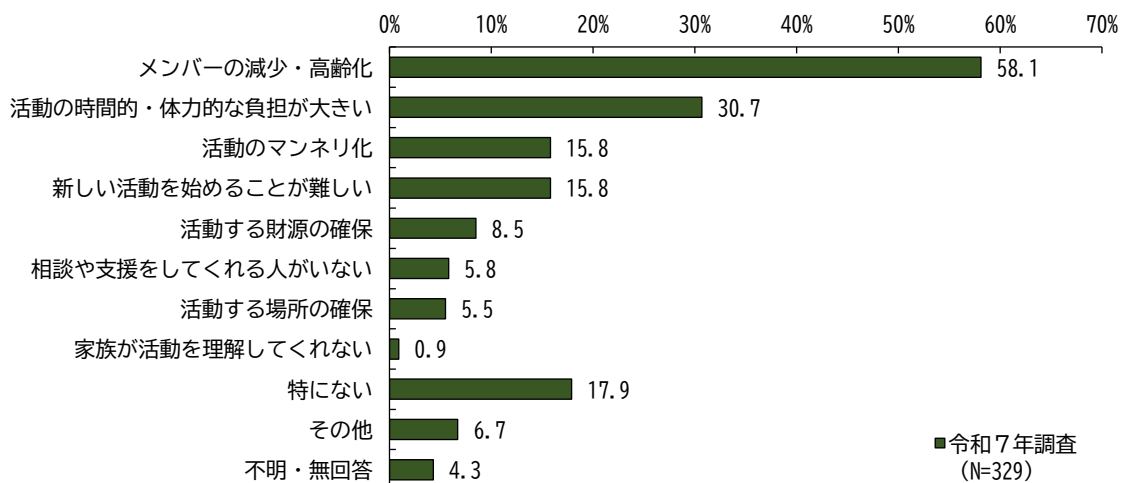
・地域で不安に感じていることについて、高齢者だけの世帯の増加や地域活動の担い手不足が上位となっています。

・校区福祉委員へのアンケートでも、福祉の活動をする上で困っていることとして、「メンバーの減少・高齢化」「活動の時間的・体力的な負担が大きい」が上位となっており、将来にわたって活動を継続するための取組みが課題となっています。

■あなたは、お住まいの地域で不安に感じていることはありますか。(市民、複数回答)



■福祉の活動をする上で困っていることがありますか。(校区福祉委員、複数回答)

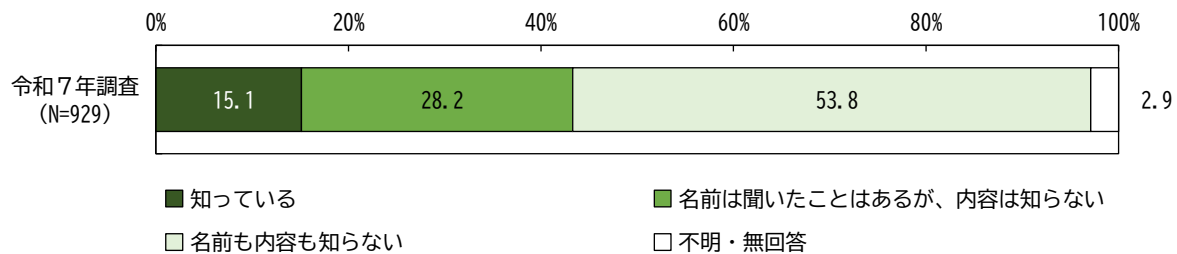


(5) 地域福祉活動について

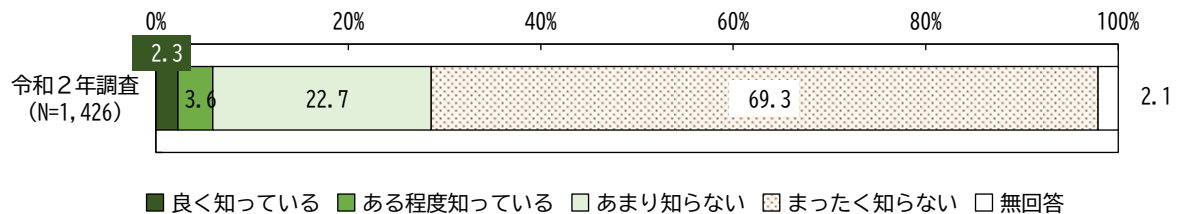
・「ふれあいネット雅び」(p.36参照)については、市民アンケートで「知っている」という回答は15.1%ですが、前回調査と比べると認知度が上昇しています。

・地域の様々な課題に対して相談や支援活動を行うコミュニティソーシャルワーカー(CSW)については、校区福祉委員の多くが相談に前向きな回答をしており、地域活動の支援者としての認知が広がっていることがうかがえます。

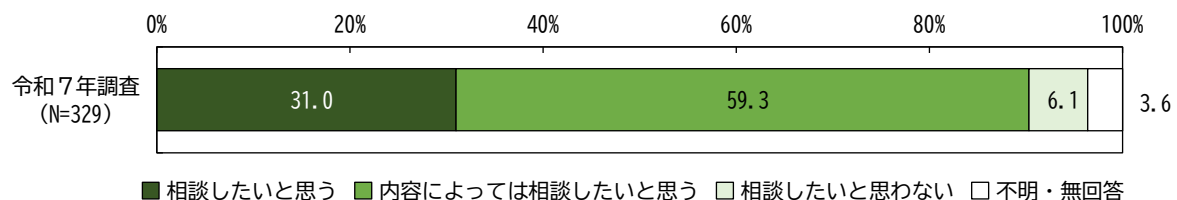
■羽曳野市では、小学校のエリアごとに、地域の団体や民生委員・児童委員、福祉事業所、社会福祉協議会や市職員等が参加する「ふれあいネット雅び」というネットワークがあり、それぞれのエリアで、地域課題の共有や、福祉に関する活動に取り組んでいます。この取り組みについてご存じでしたか。(市民)



■前回調査：あなたは、羽曳野市内の各地域で「ふれあいネット雅び」という名称の地域福祉推進チーム会議があることをご存じですか。(市民)



■あなたは、ふだんの活動で困ったことがあったとき、「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」に相談したいと思いますか。(校区福祉委員)



4 住民懇談会の主な意見

本計画の策定にあたり、各地域で活動する校区福祉委員、介護サービス事業者等の専門機関、ボランティア（個人・団体）、羽曳野市、社会福祉協議会等の参加による、住民懇談会を実施しました。「ワールドカフェ」というワークショップの手法を用いて、各グループで地域の活動についての交流や情報交換、地域の課題やこれからの活動づくりについて話し合いました。

話し合いの場を通じて、参加者同士の新たな交流やつながりが生まれました。具体的には、喫茶サロンやこども食堂に携わる人同士の情報交換・交流に加え、天体観測ボランティアと児童養護施設との活動機会の創出、グループホーム管理者と町会・自治会とのつながりによるサロン参加の協力体制づくりなど、地域内での新たな連携が進み、多様な主体がお互いの活動を知り、理解を深める機会にもなりました。

■住民懇談会実施概要

西圏域	日時:令和7(2025)年7月10日(木) 会場:北宮中部公民館 対象小学校区:高鷲・高鷲南・高鷲北・恵我之荘・丹比 参加人数:56人 参加者内訳:校区福祉委員会(10人)、専門機関(16人)、ボランティア(4人)、その他(6人)、羽曳野市(7人)、社会福祉協議会:(13人)
東圏域	日時:令和7(2025)年7月16日(水) 会場:石川プラザ 対象小学校区:古市・古市南・白鳥・駒ヶ谷・西浦東・西浦 参加人数:59人 参加者内訳:校区福祉委員会(12人)、専門機関(13人)、ボランティア(1人)、その他(16人)、羽曳野市(5人)、社会福祉協議会(12人)
中圏域	日時:令和7(2025)年7月25日(金) 会場:エコプラザはにふ 対象小学校区:はびきの埴生・埴生南・羽曳が丘 参加人数:55人 参加者内訳:校区福祉委員会(6人)、専門機関(13人)、ボランティア(3人)その他(15人)、羽曳野市(6人)、社会福祉協議会(12人)

■住民懇談会での主な意見

【新しいつながりづくりについて】

- ・地域の盆踊りやもちつき大会などに、障害者や認知症の人のグループホームも参加するなどできないか。
- ・グループホームの町会・自治会への加入など、地域の区長さんと相談しながら参加につなげていけるのではないか。
- ・商店街の中に障害者の作業所があり、商店街と連携して活性化につながっている例もある。
- ・小学校区ごとでのふれあいまつりなどを通じて、多世代が集まるということがあり、PTAもその祭りに参加することで地域とつながるきっかけになっている。
- ・ボランティアで野鳥の観察や天体観測をしている人がおり、いろんな小学校区やイベントで機

材を持って行って天体観測、星を見る会をしてくれている。こうした方々の協力を得て、広げていけるとよい。

- ・地域の施設・事業所とつながることで災害に強いまちづくりにもつながるのではないか。そのためには日頃からの関係づくりが必要。
- ・不登校の子どもを支援する活動をしている団体、動物保護活動をしている団体、高齢者、障害者、外国にルーツを持つ人の住居支援をしている活動など、地域で十分知られていない、これまであまりつながりが持てていない活動ともつながっていきける可能性。
- ・若者と高齢者が体も動かすテレビゲームでつながるような試みもよいのではないか。
- ・児童養護施設が地域の子育て家庭を支援する取り組みや子育て相談をしている例もあり、地域の資源になっている。
- ・他市では海外から来た人の寮と地域との交流もある。羽曳野市ではまだできていない。

【活動の継続について】

- ・定年延長・共働きの増加などの環境の変化で担い手がいらない。
- ・世代間で、これまでやってきたことの継承がうまくできていない。団塊の世代への(からの)引継ぎが難しい。民生委員・児童委員やボランティアの確保の問題があった。
- ・民生委員・児童委員のサブをつくり、負担軽減と次の担い手を育てることにつなげるなど、考えられないか。
- ・民生委員・児童委員や区長の仕事を知らない人が多く、積極的に発信すれば担い手が出てくるのではないか。活動の見える化やメリットを伝えていくことが必要。
- ・町会・自治会やPTAなど、参加できる人に応じて無理のない方法で運営をするようになってきている。
- ・楽しい活動をしていくことでPTA活動を盛んにしている。他の子どもや親とのつながり、自分の子どもを地域の人に知ってもらう機会が増えて、何かあれば声をかけてもらえるなど、メリットを感じられる活動。
- ・NPO法人として活発な活動を続けていける要因は、気楽に使える場所と飲み会。楽しめる活動にすることでやめる人がいなくなる。

【参加者の拡大について】

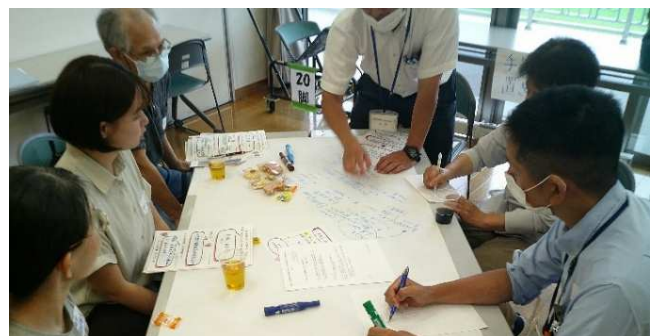
- ・民生委員・児童委員が活動している高齢者のサロンや子育てサロンで、ひきこもりの子どもがそこに参加しているということもある。高齢者のサロンと決めつけるのではなく、いろんな人が地域のつどいの場に参加できるという柔軟な考えで視野を広げていくことで、参加者が拡大していくのではないか。
- ・男性が地域活動に参加しにくい状況。サロンや喫茶でも男性が少なかったりほとんどいなかったりする。
- ・男性向けのいきいき百歳体操を実施して継続的に25人程度の参加がある。おしゃべりは苦手な人もいる。日頃の声かけやテーマを絞って参加を呼びかけるなどの工夫があるとよい。
- ・天体観測などの趣味的な要素を入れるなど、男性が参加しやすい場づくりの工夫が必要。

- ・地域の祭りは多世代が交流するきっかけになっている。こどものころからの地域での楽しい思い出があれば、その後の参加にもつながるのではないか。
- ・地区のしびりをなくして、自由に活動できる方がよいこともある。

【活動場所・活動のPRについて】

- ・地域で集まれる場が欲しい。空き家を活用して集いの場所を設けたり、こども食堂をやっている例もあり、地域の空き家などはもっと活用できないか。
- ・子育てサロンやこども祭りを地域の保育園を会場として活用させてもらう。
- ・協力してくれている大学の先生を通じて、大学の施設を活動場所として使わせてもらうこともできるのではないか。
- ・PRの方法はいろいろだが、口コミが一番強力で集客につながる。
- ・地域活動のPRをこども園などに掲示させてもらえば、祖父母の送迎も多く、効果があるのではないか。
- ・こども食堂の活動を知らない人が多い。必要とするこどもに届けることが難しい。貧困世帯に限らず誰でも来ることができる場であることや、大人も参加できることなど。
- ・SNSを活用した発信が必要。回覧板よりスマホを扱える高齢者も。よい距離感を保てることや、見守りにもつながる。

■住民懇談会の様子



5 第4期計画の進捗評価

第4期羽曳野市地域福祉計画・羽曳野市地域福祉活動計画では、「地域を支える担い手づくり(人づくり)」「ともに支えあい、助けあう地域づくり(仕組みづくり)」「誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり(環境づくり)」の3つの目標を掲げ、取組みを進めてきました。

基本目標ごとの計画の実施状況については、以下のようにまとめることができます。

(1) 基本目標1 地域を支える担い手づくり(人づくり)

●地域福祉計画

- ・令和3(2021)年度、令和4(2022)年度はコロナ禍の中、地域での活動が難しく計画どおりの事業が実施できない状況が多くありましたが、令和5(2023)年度以降は計画関連事業の着実な実施・充実に取り組んできました。
- ・ふれあいネット雅び推進事業では、行政や専門機関による研修会等の開催による福祉意識の醸成、各課の校区担当や関係機関職員が地域活動に参加することによる情報提供や身近な場所で困りごとを受け止め支援につながる関係づくり、また、社会福祉協議会の校区担当が中心となって校区福祉委員と専門職、行政が話し合える場づくり等を推進し、地域の課題把握や社会資源の開発を行いました。令和6(2024)年度には、「ふれあいネット雅びからつながる支援の輪(重層的支援体整備事業の実施に向けた研修会)」を社会福祉協議会と共同で開催しました。
- ・子育て支援の充実に図る中、地域子育て支援拠点事業(子育て広場)の開催日、時間を増やして利用しやすくするなどの取組みを進めています。
- ・高齢者の社会参加と介護予防を目的としたポイント制度(きらきらシニアプロジェクト)についても、コロナ禍による減少から参加が回復してきています。
- ・放課後子ども教室事業では、地域の多様な団体と小学生の交流の場となっています。
- ・コミュニティセンターにおいても、各種教室等の自主事業を実施し、地域住民の活動及び交流の場を創出しています。
- ・民生委員・児童委員の人材確保における困難、ファミリーサポートセンター協力会員の高齢化、地域によっては青少年健全育成に関わる体制の弱体化等、地域の活動の担い手となる人材の不足・高齢化の状況が様々な場面で表れており、人材の育成と確保や活動への参加の拡大が課題となっています。

●地域福祉活動計画

- ・令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、予定していた活動ができないことも多くなった中、各地域で活動を継続・再開するための工夫やインターネットの活用、地域のネットワークを継続していく取組み等を進めてきました。

- ・令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は、各小学校区における小地域ネットワーク活動が再開され地域活動の再活性化が進みました。また、校区福祉委員会等の地域支援者と専門職の顔の見える関係づくりを通じて「ふれあいネット雅び」のネットワークの再構築を進めてきました。
- ・地域での新たな集いの場づくりとして、喫茶サロンの機能を拡大した「朗読と歌唱の日」を設け、楽しみながら参加できる工夫を行う取組みも生まれました。また、こどもが参加しやすい星空観察会など、年代を問わず地域住民が気軽に集える地域イベントが展開され、14小学校区すべてで世代間交流イベントが実施されました。
- ・学校での福祉体験学習の充実に向け、令和6（2024）年度に福祉教育プログラム「福祉教育ハンドブック」を作成しました。令和7（2025）年度からは学校現場で活用が進み、こどもたちが福祉を身近に感じ、学ぶ機会につながっています。
- ・大きな課題としてマンパワーの不足があります。再開の際に地域からはできないという声、活動をやめた、モチベーションが下がった、担い手の確保が難しいという声があり、現在でも課題となっています。
- ・一方で、テーマを絞って町会・自治会から人を募り、新たに防災部会の取組みが始まった地域や、輪投げ・いきいき百歳体操などで活動の幅を広げる地域もあり、各地で工夫して参加者や運営者を呼びかける取組みも進んでいます。

（2）基本目標2 ともに支えあい、助けあう地域づくり（仕組みづくり）

●地域福祉計画

- ・コミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」と言う。）は、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度にかけて3名増員し、市内3圏域に6名配置が実現しました。各サロン等の地域の取組みに参加するなど、地域に身近な相談支援者として活動しています。分野を問わない相談支援、また必要な支援が届きにくいひきこもりの人や支援を拒否している人へ、アウトリーチを繰り返し行い継続的に関わり続けていく支援を行っています。
- ・各小学校区において、CSWや保健師、地域包括支援センターの担当等が、地域住民等との顔の見える関係を構築しており、支援が必要な人が必要な支援に結びつくよう取り組んでいます。また、「ふれあいネット雅び」に参画する事業者等の専門機関が増加しています。庁内においても、新たに障害福祉課・こども家庭支援課が参加することになりました。
- ・生活困窮者の支援について、各専門機関や庁内各課からの相談が多く、庁内での認知度も浸透してきており、様々な分野との連携を進めています。令和6（2024）年度からは、社会福祉協議会に委託し生活困窮者、生活保護受給者を対象とした家計改善支援事業にも取り組んでいます。ボランティア団体との連携により、まち歩きイベントを開催し、ひきこもりの人や長期離職者の外出のきっかけとなるなど、社会参加の取組みとなっています。
- ・こどもの居場所づくり事業は、令和6（2024）年度は7団体が補助金を活用して事業を実施し

ました。令和7(2025)年度は10団体分の予算を確保し、支援を拡充しています。

- ・いきいき百歳体操は、令和6(2024)年度に立ち上げ支援した会場が10か所あり、実施会場は85か所となりました。健康維持だけでなく、地域の居場所的な存在にもなっています。しかし、実施会場に偏りや空白地域もあるため、今後も増やしていく必要があります。
- ・高齢分野においては、今期中に地域包括支援センターが市内の3圏域すべてに設置され、より身近な場所での相談の受け止めが可能となりました。
- ・障害福祉分野においては、令和6(2024)年度に基幹相談支援センターを設置しました。
- ・支援を必要とする人が確実に支援につながるためのしくみづくりやネットワークづくりを引き続き進めていく必要があります。相談支援をしていく中で既存の制度では対応が難しい課題等の把握から、住民、関係機関、行政などの協働による新たな社会資源の調査・開発を進めていくことも求められています。
- ・分野別に様々な相談窓口の充実が進んでいますが、多様なニーズに対応できる専門性の向上や、窓口・行政・関係機関等の連携を推進し、適切な支援につながることでできる体制づくりに引き続き取り組んでいく必要があります。
- ・市民が利活用しやすい多様なメディアを通じた情報発信・相談支援の体制づくりも課題です。
- ・令和6(2024)年度より重層的支援体制整備事業移行準備事業、令和7(2025)年度より重層的支援体制整備事業を開始し、重層コーディネーターを配置しました。地域内の多機関と連携しながら、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応した支援を行いました。今後は、社会的に孤立した相談者と地域社会とのつながりをつくるための参加支援や地域づくり支援にも取り組んでいきます。

●地域福祉活動計画

- ・COW(コミュニティワーカー)、CSWが各小学校区の地域福祉活動へアウトリーチを行う中で、地域の個別ニーズを民生委員・児童委員や区長等からキャッチして、必要な機関や団体につながっています。
- ・CSWが実施してきた地域福祉専門職ネットワーク交流会では、事例検討会や事業所発表会などで事業所間の顔の見える関係づくりに取り組み、分野を超えた専門職ネットワークづくりが進みました。
- ・高齢者見守りサポート事業は民生委員・児童委員協議会が主催し、14小学校区で令和6(2024)年度から展開しています。「会食」「弁当持ち帰り」「配食」「茶話会」「個別訪問」などの地域特性に合わせた様々な形式で実施しています。民生委員・児童委員とのつながりにより、参加者が困りごとを相談しやすくなりました。また、ロコミでの参加者の増加、男性参加者の増加等の効果を得ています。
- ・生活困窮者支援については、税や保険、年金、人権といった相談窓口や、医療や学校、司法関係機関等庁外の専門機関といった、福祉分野以外の機関から相談につながり対応する流れが

できています。

- ・社会福祉協議会で行っている生活福祉資金の貸付に、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とする特例貸付が新たに制度化されました。本事業利用者へのフォローアップ事業として、返済が滞っていたり返済できない状況に陥っている世帯へ、相談を待つのではなく相談員が利用者宅へ出向く等のプッシュ型支援は第4期の特徴的な取組みとなっています。
- ・近年の新しい取組みとして、市内パン工場から提供を受けた食糧を緊急一時支援につなげる取組みが広がっています。またフードドライブ事業として、企業や市民からも緊急食糧の提供をいただき、困窮者支援につなげるしくみも作ってきました。
- ・オール大阪の社会福祉法人が連携・協働して取り組む地域貢献事業である「大阪しあわせネットワーク」で取り組まれる緊急レスキュー事業を通して、市内社会福祉法人と協働し、家賃やライフラインの支払い等に問題を抱える困窮世帯への緊急支援を実施しました。近年は幅広い社会福祉法人との連携事例も増え、各法人の強みを活かした支援が行われています。
- ・令和7(2025)年度から本市で実施している重層的支援体制整備事業において、社会福祉協議会では、地域内の多機関と連携しながら地域住民の複合的なニーズに対応するため、重層コーディネーターを配置しました。あわせて、CSWによるアウトリーチ支援をはじめ、社会的に孤立した相談者と社会とのつながりをつくるための参加支援の場や地域づくり支援など、多様な課題に応じた取組みを展開しています。

(3) 基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり（環境づくり）

●地域福祉計画

- ・ボランティアサークルによる日本語教室への支援、認知症サポーターの養成等、支援が必要な人を地域で包摂するために必要な事業を実施しています。
- ・地域における避難行動要支援者への支援体制については、本人や家族が利活用しやすい帳票の改善等を行い、登録情報の更新及び個別避難計画の作成を小学校区単位で進めています。
- ・多様化・複雑化する人権問題に対応できる地域社会づくりに向けた啓発等の工夫を進めていく必要があります。
- ・日本語教室についても講師の高齢化・引退による人員の減少等、人材不足が課題となっています。多様な活動の担い手となる市民をどのように確保するか、これまで担ってきた世代からの継承や若い世代の参画の進め方を検討する必要があります。
- ・避難行動要支援者台帳の整備とともに、日常的な見守り活動を含む地域のつながりを構築していくための取組みを今後も進めていくことが求められます。

●地域福祉活動計画

- ・近年、地震や台風、大雨による水害等、毎年のように大きな災害が発生し、災害時の災害ボランティアセンターの役割が重視されています。社会福祉協議会においては、立ち上げに向けた体制準備を進め、災害ボランティアセンター運営の担い手となるボランティアグループが結成され、近隣市町村社会福祉協議会や他市災害ボランティアグループとも災害時に連携ができるよう研修会など協働事業を実施しました。令和7(2025)年度は災害ボランティアセンターの運営シミュレーションを開設拠点であるLICはびきので近隣市町村社会福祉協議会と合同で実施し、実際の動きを体験する取組みを行いました。
- ・大規模災害時に各機関・団体との連携をスムーズに行うため、羽曳野市をはじめ、羽曳野ライオンズクラブ・大阪いずみ市民生活協同組合・羽曳野藤井寺青年会議所と災害時における連携協定を結びました。
- ・校区福祉委員会や「ふれあいネット雅び」において、防災訓練や視察研修を実施し、災害について学ぶ機会を設けました。また、ふれあいフェスティバルでの能登半島地震の災害支援パネル展示や、防災部会についての取組み、避難所運営ゲーム(HUG)等、地域での防災意識の向上につながる取組みを実施しました。
- ・権利擁護事業として、認知症や障害により判断能力が不十分な人の金銭管理やご本人自身による意思決定を支援する日常生活自立支援事業を実施し、ご本人に寄り添った支援を行ってきました。本事業でご本人の権利侵害を防ぎ、安心して地域での暮らしが続けられるよう関係機関との連携強化とネットワーク構築を進めました。
- ・社会的排除や認知症等の課題については、これまでも各校区ふれあいネット雅び地域福祉推進チーム会議等で啓発を進めてきました。また、校区福祉委員会連絡会においても、ひきこもりやヤングケアラー、多文化共生についての研修を実施するなど、現代的なニーズに応じた研修・啓発を行い、住民ニーズ・地域課題への気づきや支援につなげられる環境づくりを進めています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の地域福祉施策は、安心して誰もが暮らし続けることのできる地域づくりに向けて取り組んできました。市民・団体を対象としたアンケート調査においては、本市独自の取組みである「ふれあいネット雅び」の認知が進んでいることが示されており、これまでの取組みの成果の一端がうかがえます。今後、より多くの人の参加を得て、支えあいの地域づくりを広げていくことが求められます。

各小学校区の住民主体の活動と専門職ネットワークの連携のさらなる推進とともに、令和7（2025）年度より本格実施となった重層的支援体制整備事業の効果的な実施等を通じて、必要な支援につながることができ、安心して暮らし続けるための基盤を充実させていくことがこれからの課題です。孤独・孤立の問題や複合的・分野横断的な問題を含んだ支援等、これからの地域福祉に求められる体制づくりを着実に推進していくため、本計画の基本理念は、第4期計画における基本理念を引き継ぎ、以下のとおり定めます。

誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる

支えあいのまち 羽曳野

また、第5章の「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画（アクションプラン）であり、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの指針です。「地域福祉活動計画」においては、一人ひとりが普段の暮らしの幸せを感じられる地域をつくるため、第4期地域福祉活動計画の理念である「一人ひとりの想いをつなぎ 結びあう地域づくり」を継承し、地域福祉の実践を進めていきます。

2 基本目標

本市の行政計画である地域福祉計画と、地域住民主体の行動計画である地域福祉活動計画はその位置づけは異なるものの、地域福祉の推進のために連携して取り組む必要があります。そこで、本計画では、それぞれに共通の基本目標を設定し、共通の課題認識と方向性に基づき、連携して施策・事業を実施していくものとします。

基本目標1：誰もが必要な支援につながるしくみづくり

包括的な支援体制の整備や、必要な支援・サービスにつながることのできるしくみづくりを推進し、困りごとを抱えた人を誰一人取り残さない体制の確立を目指します。

基本目標2：みんなで見守り支えあうつながりづくり

地域のつながりを基盤とした支えあいの関係づくりや、安全・安心なまちづくりに取り組み、地域住民主体の福祉活動の活性化を推進します。

基本目標3：想いがつながるいきいきとしたまちづくり

誰もが尊重される共生のまちづくりや、多様な人が参加できる開かれた地域づくりに取り組み、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進します。



3 本計画の推進とSDGs

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、環境の保全、経済の発展、すべての人の権利の尊重の3要素のバランスを取りながら、将来にわたって持続可能な社会を実現するための国際的な目標です。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12(2030)年までに持続可能で、よりよい世界を目指すために、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとして定められています。



誰一人取り残さない (leave no one behind) 社会の実現を目指すSDGsの理念は、「誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる地域づくり」を目指す本計画の基本理念と方向性を同じくするものです。17のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」については、特に本計画と関連の深いテーマとなっています。本計画に基づく施策・事業においても、これらの目指す方向性を同じくするSDGsの理念及び内容を踏まえながら、その達成に向けて施策・事業を推進していくものとします。



第4章 羽曳野市地域福祉計画 施策の展開

計画の体系

地域福祉計画は、基本目標ごとに以下の分野別施策を展開します。

基本理念	重点 取組み	基本目標	施策の方針
<p>誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる支えあいのまち 羽曳野</p>	<p>「つながえあいネットはびきの」の推進</p>	<p>基本目標1 誰もが必要な支援につながるしくみづくり</p> 	<p>(1) 包括的な支援体制の整備 ①包括的な支援体制の整備</p> <p>(2) 必要な支援に早期につながるしくみづくり ①支援を必要とする人に支援が届くしくみづくり ②生活困窮者等への支援 ③貧困など支援を必要とするこどもへの支援 ④虐待や暴力の予防と早期発見・対応</p> <p>(3) サービス利用を支援するしくみづくり ①サービス利用を支援するしくみづくり ②「伝わる」情報発信の推進</p>
		<p>基本目標2 みんなで見守り支えあいつながりづくり</p> 	<p>(1) 見守り・早期発見のつながりづくり ①住民同士の支えあいのしくみづくり ②住民が地域のニーズを発見できるしくみづくり</p> <p>(2) 住民の結びつきを広げる支援 ①多様な交流の推進 ②地域の取組みを支援するしくみづくり</p> <p>(3) 安全・安心な地域のつながりづくり ①災害に備えた日頃からのつながりづくり ②防犯のまちづくり ③誰もが住みよいまちづくりの推進</p>
		<p>基本目標3 想いがつながるいきいきとしたまちづくり</p> 	<p>(1) 誰もが尊重されるまちづくり ①自分らしく暮らせる地域づくり ②多様な人が参加できる開かれた地域づくり ③再犯防止に向けた取組みの推進 ④認知症の人や障害者の生活を支える</p> <p>(2) とともに支えあい、育むまちづくり ①福祉意識の醸成 ②福祉教育の推進</p> <p>(3) 多様な人々の参加・協働 ①担い手やボランティアの幅を広げる取組み ②地域活動に興味・関心を持ってもらう取組み ③多様な主体による活動の推進</p>

重点取組み

本市ではこれまで、地域住民が安心して住み慣れた場所で自分らしい生活が送れるように、本市独自の包括的なネットワークとして、「ささえあいネットはびきの」の推進に取り組んできました。これは、小学校区における地域福祉活動と専門職・行政の協働のしくみである「ふれあいネット雅び」を第1層、専門機関がそれぞれの専門領域を超えた多職種で連携を行い課題解決に取り組む「専門職ネットワーク」を第2層とし、そこに施策立案及び広域連携の市全域の第3層を加えたものになります。

これは、地域住民、福祉や教育等に関する事業を行う者（専門機関）、市、社会福祉協議会が協働するためのしくみであり、それによって支援を必要としている人が必要な支援につながりやすくなり、また制度の狭間をより少なくすることにつながる事が期待される取組みです。また、国において「地域共生社会」の実現に向け、地域づくりと分野を超えた包括的な支援体制づくりを進めようとする方向とも合致しており、これからの本市の地域福祉において重要な役割を担うものとなります。

そこで、本計画においても、第4期計画を引き継ぎ、「ささえあいネットはびきの」の推進を重点取組みとして位置づけます。

3つの層から構成されるささえあいネットはびきの

第1層：ふれあいネット雅び（小学校区）
地域住民主体の福祉活動と行政・専門機関が協働して支援を行うネットワーク

第2層：専門職ネットワーク（市内3圏域）
専門機関がそれぞれの専門領域を超えた多職種で連携し、課題解決に取り組むネットワーク

第3層：市全域
地域住民や専門職と課題を共有し、市が主体となって施策立案や広域連携に取り組む体制

ささえあいネットはびきのを構成する各層の担い手と役割

<p>第1層 ふれあいネット雅び (小学校区)</p>	<p>◆<u>主な担い手</u>◆ 校区福祉委員会、民生委員・児童委員、町会・自治会、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、福祉関係等の事業所、CSW・社会福祉協議会(COW)、市など</p> <p>◆<u>主な役割</u>◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守りや訪問、困りごとを抱えた人を発見し専門職・専門機関へつなぐことによる早期支援 ・地域のニーズに応じた社会資源の開発 ・学びあいや福祉意識の醸成にかかわる取り組み ・各担い手が地域で展開していきたい各種事業の推進の場
<p>第2層 専門職ネットワーク (市内3圏域)</p>	<p>◆<u>主な担い手</u>◆ CSW、各分野の専門機関(地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、障害者基幹相談支援センター、障害相談支援事業所、地域活動支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、保育施設、児童養護施設、医療機関、人権文化センター、居住支援法人、NPO法人等)、社会福祉協議会、市など</p> <p>◆<u>主な役割</u>◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門領域を超え、ワンストップで相談に対応する包括的な相談支援 ・複合的な課題のアセスメントと課題解決に向けた専門職連携のコーディネート ・専門機関(専門職)の顔の見える関係づくり ・専門機関と地域団体の協働によるあらたな社会資源の開発 ・多職種連携や包括的な支援体制づくりに関する専門職の学びの場 ・CSW・地域包括支援センターについては、支援のバランスや地域性等を考慮して設定された市内3圏域における支援と協働のネットワークの形成
<p>第3層 市全域</p>	<p>◆<u>主な担い手</u>◆ 市、社会福祉協議会・保健所・児童相談所等の保健・福祉・教育・医療関係機関、住宅や就労関係等の専門機関・事業所、CSW、大学、民間企業など</p> <p>◆<u>主な役割</u>◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1層や第2層での支援や取り組みを通じて見えてきた地域課題を共有し、新たな社会資源の開発や施策の検討を行う場 ・大阪府の機関を含む市域を超えた広域連携を行う場 ・虐待等の何らかの措置が必要な場合など、市主体の支援を行う場

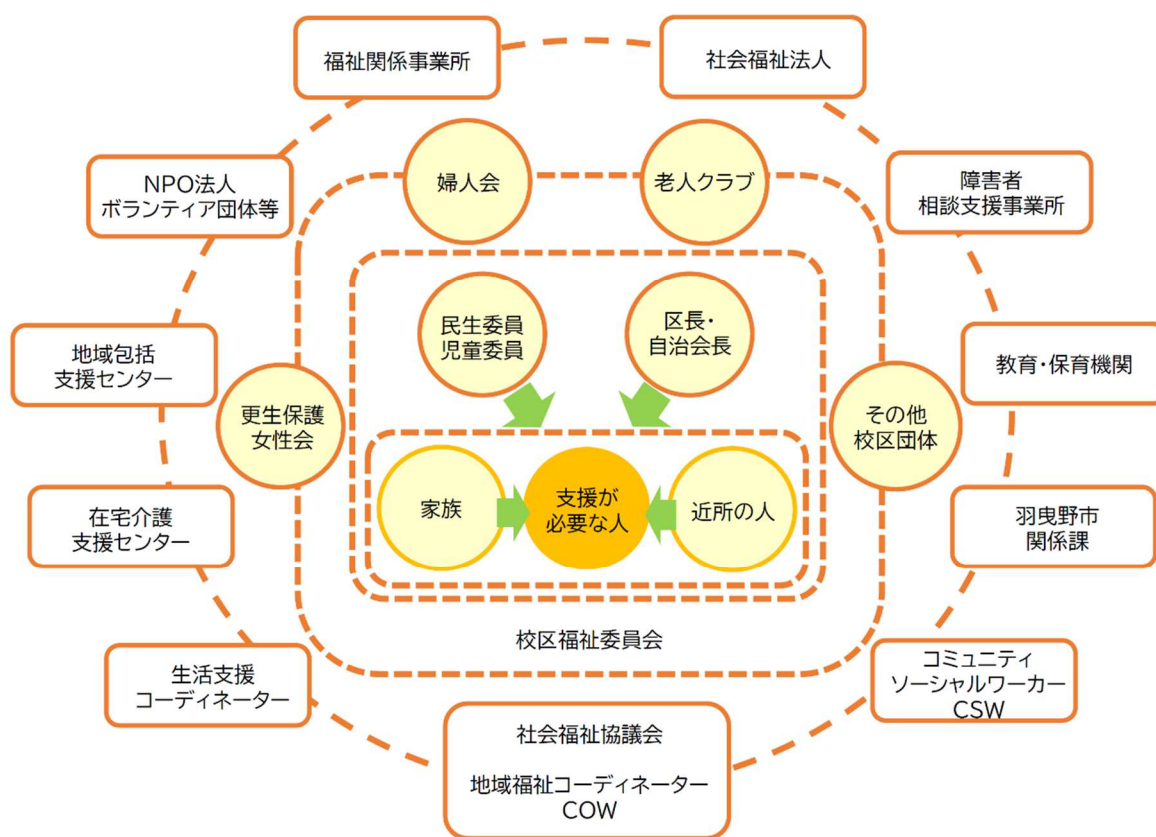
ふれあいネット雅び（小学校区）

校区福祉委員会を中心とした小地域ネットワーク活動に、市と社会福祉協議会、そして社会福祉法人をはじめ、地域の専門機関などが加わり、協働して支援を行うしくみが「ふれあいネット雅び」です。

この取組みは、平成14（2002）年度に高齢者の見守りのネットワークとして市内の5つの小学校区でスタートしました。その後、対象者を高齢者だけに絞るのではなく、障害者やこどもなど、世代や属性等にかかわらず、地域内の支援を必要としているすべての人へと広げてきました。また、平成26（2014）年度からは、地域包括ケアシステムの協議体としても位置づけられました。

「ふれあいネット雅び」の主な役割は、①地域の見守りからの発見や困りごとを抱えた方からの相談をいったん受け止め、専門職につなぎ、早期に支援を行う機能、②地域の福祉ニーズに合った社会資源を地域住民、市、専門機関が協働し開発する機能、③福祉意識の醸成など学びあいの機能、④事業推進機能、の4つです。本市の地域福祉推進の核となるしくみであり、今後もこの活動を継続・推進していきます。

■ふれあいネット雅びイメージ図



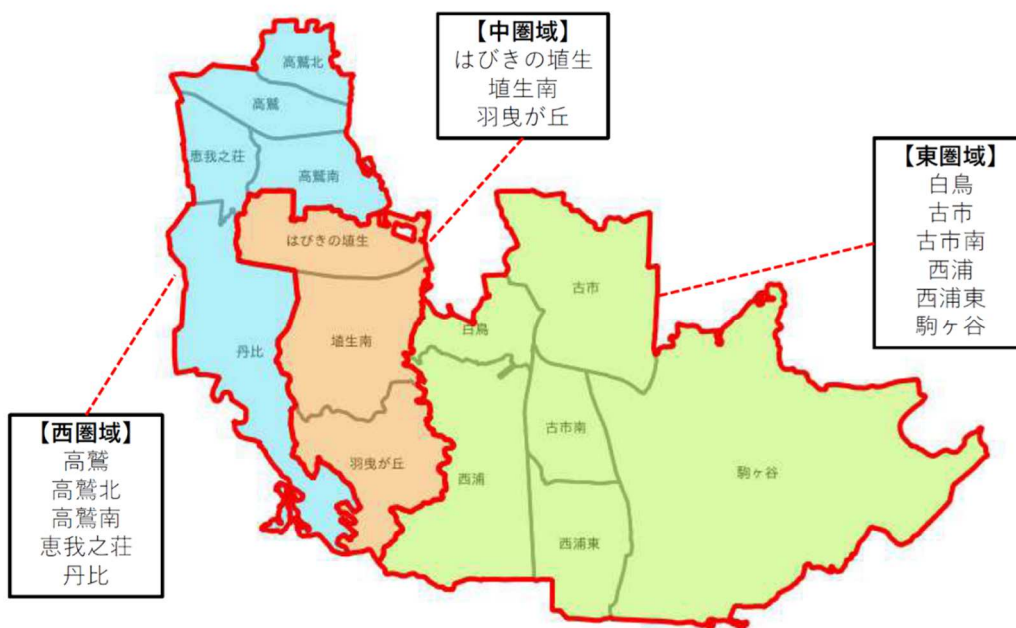
専門職ネットワーク（市内3圏域）

専門職ネットワークとは、平成28(2016)年から構築を進めてきた本市独自の取り組みです。複合的で多様な課題を抱えた方への断らない支援を行い、その過程で様々な分野の専門職と連携しているCSWが中心となり、専門機関の包括的なネットワークを構築しています。複合的な課題を抱えた人や世帯が支援からこぼれ落ちることを少なくするために、地域の様々な専門機関(在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所、障害相談支援事業所、地域活動支援センター、保育施設、人権文化センター、NPO法人等)が分野を超えた連携ができるよう、以下の5つの視点を中心に取り組んできました。

- ① 相談受付の包括化:それぞれの専門領域を超えてワンストップで困りごとを抱えた方の相談を受けとめます。
- ② 複合的な課題に対する適切なアセスメントとコーディネート:複合的な課題に対する支援において、問題の整理と複数の専門機関との連携のコーディネートを行います。
- ③ ネットワークの強化:専門機関同士がそれぞれの役割を理解しあい、お互いが「顔の見える関係」になることで、効果的に連携して支援できる関係づくりを進めます。
- ④ 新たな社会資源の開発:個別の支援から明らかになった地域課題について、地域住民と共に新たな資源の開発を行っていきます。また、専門機関と地域住民が協働できる場をコーディネートしていきます。
- ⑤ 専門職の学びの場:多職種連携等の研修を通じて市及び地域の専門職が包括的支援体制や相談支援等について学び合える場として位置づけます。

これらの視点のもと、ネットワーク会議や研修等を通じて関係づくりを進め、連携・協働して支援を行える環境づくりに取り組みます。

■小学校区と市内3圏域



取組みの方針

「ささえあいネットはびきの」の各層の役割が充実し、3つの層が連携循環して、効果的な支えあいのしくみとなるよう、下記の取組みを推進していきます。

◆◆つながる◆◆

地域の中で人と人、支援と活動が「つながる」ことで、誰もが孤立しない地域づくりを進めます。地域団体・専門機関・行政が連携し、住民一人ひとりが安心して暮らせる、つながりの輪を広げていきます。

◆◆ささえる◆◆

見守りや相談、ボランティア活動など、支えあいのしくみを整え、生活の中で困りごとを抱えた人を地域で「ささえる」環境をつくります。

◆◆はぐくむ◆◆

地域の人材育成やこども・若者の参加促進に取り組み、地域に根差した活動を支援することで、次世代につながる持続可能な福祉のまちづくりを推進します。



基本目標 1：誰もが必要な支援につながるしくみづくり

(1) 包括的な支援体制の整備

現状・課題

- 本市独自の小学校区における支援のネットワークである「ふれあいネット雅び」は、市民・活動団体における認知度が上昇し、活動を知る人が増加しています(p.21)。今後も多様な人に参画してもらい、取組みを充実させていくことが重要です。

■「ふれあいネット雅び」の年齢別認知度（市民アンケート） 単位：%



	知っている	名前は聞いたことはあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない	不明・無回答
全体 (N=929)	15.1	28.2	53.8	2.9
30歳未満 (N=50)	6.0	10.0	82.0	2.0
30歳代 (N=76)	7.9	17.1	73.7	1.3
40歳代 (N=98)	14.3	26.5	58.2	1.0
50歳代 (N=160)	8.8	33.8	54.4	3.1
60歳代 (N=209)	15.8	25.8	56.5	1.9
70歳以上 (N=308)	19.8	34.1	41.6	4.5



- 専門職を対象とした調査では、支援対象者が専門外の領域を含む複合的な課題を抱えていることが増加しており、多職種・他機関が連携した取組みの重要性が増しています。
- 「ふれあいネット雅び」と「専門職ネットワーク」という本市独自の取組みのさらなる連携を進め、支援につながりやすい関係づくりや、支援に役立つ社会資源の創出に取り組んでいくことが必要です。
- 本市では令和7(2025)年度より、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを一体的に行うことで、包括的な支援体制の整備を行う「重層的支援体制整備事業」を本格実施しています。

目指したい地域の姿

様々な支援のネットワークが結び付き、地域で孤立している人や生きづらさを抱えた人を支援につなげるしくみがある。

主な取組み

施策の方向	主な内容	主な担当課
①包括的な支援体制の整備		
重層的な支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ささえあいネットはびきの」のしくみを基盤として、「羽曳野市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、複雑化・複合化した様々な地域生活課題に横断的に対応できる、包括的な相談支援、参加の支援、地域づくり支援を一体的に推進します。 	保健福祉政策課 生活福祉課 障害福祉課 地域包括支援課 こども家庭支援課 こども政策課 経済労働課 次世代育成課 健康増進課 関係各課
包括的な相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生活課題の相談において、各相談窓口の連携や身近な場所での相談窓口の充実、調整役の配置等により、既存の福祉サービスの利用だけでは対応困難な課題や制度の狭間にある課題についても受け止め、支援につなげる体制の構築に取り組みます。 	保健福祉政策課 関係各課
相談窓口の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・どの窓口で相談を受けても必要な支援につなげられるよう、庁内連携体制を強化するとともに、高齢・障害・こども・生活困窮など相談窓口の専門性向上を図ります。 ・市内3圏域に設置された地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、障害者基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所等とも連携の強化を図ります。 	保健福祉政策課 生活福祉課 障害福祉課 地域包括支援課 こども家庭支援課 こども政策課 人権推進課 学校教育課 健康増進課 関係各課
アウトリーチによる相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとを抱えながら自ら支援につながることが難しい人や世帯に対して、職員等が積極的に訪問するなど、支援につながるよう働きかけます。 ・信頼関係を構築するためにも継続的にかかわり続けていきます。 	保健福祉政策課 地域包括支援課 障害福祉課 こども家庭支援課 人権推進課 (人権文化センター)

施策の方向	主な内容	主な担当課
地域住民と専門職の連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいネット雅び」の取組みを進め、地域住民が発見した様々な課題を、行政や社会福祉協議会、CSW、生活支援コーディネーター等の専門職とスムーズに共有し、連携できる体制を引き続き強化します。 	保健福祉政策課 関係各課
分野を超えた専門職の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職ネットワークの取組みを進め、専門職同士が分野を超えた連携ができる体制を引き続き強化していきます。 ・つなぎ先がわからない場合は、CSWがそのコーディネートを担っていきます。 	保健福祉政策課 関係各課
CSWの配置と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域に複数配置したCSWにより、地域を基盤とした支援体制を強化していきます。 ・各分野を横断的に支援するCSWの資質向上を目指します。 	保健福祉政策課
社会参加への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の制度では対応が困難な人等に対して、地域住民や社会福祉法人等の多様な団体と協働し、社会参加につながる取組みを増やしていきます。 	保健福祉政策課 経済労働課
地域課題の共有のしくみづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいネット雅び」を通して、地域住民と専門職、行政が地域の課題について話し合い、地域の特性や強みを活かしたネットワークの構築を引き続き進めていきます。 ・多様な人に参画してもらえるよう、「ふれあいネット雅び」の取組みを周知していきます。 	保健福祉政策課 関係各課

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）専門職ネットワークの取組み

羽曳野市CSWは、第4期羽曳野市地域福祉計画期間中に新たに3名増員され、6名配置となりました。

CSWは、地域により身近な相談員として、属性を問わない相談を受け止め様々な分野の専門職と連携し支援を進めています。さらに、個別相談から明らかになった地域課題の解決に向けて新たな社会資源の開発にも取り組んできました。

また、CSWの重要な役割の一つとして、「ささえあいネットはびきの」の第2層である専門職ネットワークの構築があります。地域において「制度の狭間」を生まないよう、また、支援者が孤立することがないように市内で活動する多様な分野の専門職による支援のネットワーク構築を目指しています。その一環として、平成28（2016）年度から「羽曳野市地域福祉専門職ネットワーク交流会（以下、ネットワーク交流会）」を毎年開催しています。

ネットワーク交流会は、生活上の困難を抱える人が制度や支援から取り残されることなく、必ず必要な支援につながる地域づくりを目的とし、多職種・多領域連携を常に意識した内容で実施しています。事例検討会や学識者による講義、グループワークを通じて学びを重ね、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2（2020）年度から令和4（2022）年度においては、WEBを活用した事例検討を中心に交流会を継続開催し、専門職ネットワークの維持・強化に努めてきました。また、日常的に専門職同士が連携できるツールの一つとして、「つながるシート」を作成・配布しています。

多職種・多領域連携の重要性だけでなく難しさも感じながらの取組みとなっていますが、その一方で、継続開催をしていることで、参加者はNPO法人や企業などへも広がり、各事業所においては新任職員から経験豊富な職員まで幅広い層の参加が見られるなど、ネットワークの輪は着実に広がっています。また、その成果として、ネットワーク交流会や日常的な相談支援の中で構築されたつながりが、相談者を中心としたチーム支援の実践に結びついています。

今後もCSWは、専門職同士の連携の網をさらにきめ細かくし、生活上の困難を抱える人が一日でも早く必要な支援や制度につながるよう、地域に根差した活動を継続していきます。

羽曳野市重層的支援体制整備事業実施計画

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業の実施にあたり、事業の提供体制に関する事項等を定めるものです。本事業は、第5期羽曳野市地域福祉計画の重点施策「ささえあいネットはびきの」を基盤に、地域における包括的な支援体制づくりを進めるものです。

■事業の概要■（p.7参照）

社会福祉法の改正により、令和3（2021）年4月に創設された重層的支援体制整備事業は、従来の高齢、障害、こども、生活困窮等の分野別支援では十分に対応できなかった複雑化・複合化した課題に対し、地域の実情に応じた包括的な支援体制を整備することを目的としています。この取組みとして、属性を問わない包括的な相談支援や、課題を抱えた人が地域とつながるための参加支援、総合的な地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

■重層的支援体制整備事業における5つの事業■

①包括的相談支援事業

本人や世帯の属性を問わず相談を受け止め、世帯の課題やニーズを把握し必要に応じて支援機関等が連携し支援を進めていきます。

②参加支援事業

孤立しがちな人や生きづらさを抱えている人のニーズや強みを把握し、地域の社会資源と結びつけながら多様な社会とのつながりをつくっていきます。

③地域づくり事業

地域資源を把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所づくりに取り組み、交流・参加・学びの機会を生み出すことで、地域活動の活性化を図ります。

④アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業

支援やサービスが必要にもかかわらず必要な支援が届いていない人に支援を届けるために、本人と継続的につながれるよう信頼関係の構築に向けた働きかけを行います。

⑤多機関協働事業

重層的支援体制整備事業の進捗状況を把握し、本人や世帯に関わる関係機関の役割分担や支援の方向性を調整していくなど、関係者の連携の円滑化を進めることで、包括的な相談体制の整備を進めます。

■本市における事業の趣旨■

本市においては、これまで生活に困りごとを抱えた人（世帯）を支援するため、包括的な支援体制として「ささえあいネットはびきの」のネットワーク構築に取り組んできました。このネットワークは3つの層から成り、住民の主体的な活動と専門職・行政の連携により、住民の身近な地域で課題解決を図るしくみづくりを目指しています。

これらの取り組みは、住民主体のささえあい活動や、支援が必要な方の早期発見等のしくみづくり、また、専門職間の分野を超えた連携体制の構築に成果を上げてきましたが、少子高齢化や家族・地域とのつながりの希薄化、労働環境の変化等により、複雑化・複合化した地域生活課題への多様な支援がますます必要とされています。そのため、福祉分野だけでなく、教育、産業、観光、農業、住宅、まちづくりといった、より幅広い分野との連携が重要となり、新たな社会参加の場や支援の創出につなげていくことが求められています。

これを実現するためには、それぞれの分野で行われている地域づくりや参加支援に関連する取り組みの情報共有や整理、施策の検討を進めるしくみを整えることが必要です。そこで、これまでの取り組みを活かし、包括的な支援体制のさらなる深化と充実を目指して、令和7（2025）年度より、重層的支援体制整備事業を本格実施しています。

■推進体制■

（1）庁内連携体制の強化

- ・市庁的に「重層推進員」を配置し、分野を超えた協働を推進する。
- ・様々な分野が連携して、地域生活課題に横断的に対応できる体制を構築する。

（2）分野を超えた専門職ネットワークの構築

- ・CSWを中心として進めてきた専門職ネットワークの構築を今後も推進し、ネットワークの強化、複合的な課題に対する包括的な相談支援の充実を目指す。
- ・地域住民と地域とつながりを求めている専門職との連携を支援し、活動と支援を結びつけることで新たな社会資源を創出する。

（3）地域福祉関係団体との協働

- ・校区福祉委員、民生委員・児童委員、区長・自治会長、各団体、また社会福祉法人等の専門機関などと連携し、小学校区で取り組んでいる「ふれあいネット雅び」を基盤に地域課題を共有・検討する。
- ・支えあい活動を充実させ、地域づくりを推進する。

（4）多機関協働事業の推進

- ・保健福祉政策課と社会福祉協議会に重層コーディネーターを配置。協働による支援のネットワークの強化を図り、より幅広く実効性の高い連携を推進する。
- ・重層コーディネーター、重層推進員、CSW、各相談支援機関が連携し、支援を必要としている人だけでなく、支援者も孤立させない取り組みを推進する。
- ・新たに4つの会議体を設置し、包括的な支援体制の構築を目指す。

【重層的支援会議】

複雑化・複合化した支援ニーズを抱えており、支援関係機関の情報共有や役割分担、支援の方向性の整理が必要な事例について、本人（世帯）の同意が取れている場合に開催する会議。重層コーディネーターが調整役となり、担当者や重層推進員等と協働して、支援の方向性や役割分担を行い、支援プランを作成していく。

【支援会議】

複雑化・複合化した支援ニーズを抱えていながら、必要な支援につながっておらず、支援関係機関の情報共有や役割分担、支援の方向性の整理が必要な事例について、本人（世帯）の同意が取れていない場合に構成員に守秘義務を設け開催する会議。重層コーディネーターが調整役となり、担当者や重層推進員等と協働して、支援の方向性や役割分担を行う。

【重層推進実務者会議】

重層推進員やCSW、市社会福祉協議会等を構成員とし個別支援から見えてきた地域課題の整理や新たな社会資源の検討を行う。また、相談支援体制や地域づくり支援等の見直しや検討を行う、実務的な課題の検討及び連携体制の構築のための会議。

【重層推進全体会議】

所属長で構成され、包括的な支援体制の構築に向けた組織的な体制の整備に関することや重層的支援体制整備事業に関する実績報告及び情報の共有、研修等を行う、組織的な方針の統一を図るための会議。

■計画の評価と見直し■

重層的支援体制整備事業は、実施状況を評価し、必要に応じて見直しを行い、事業内容の改善を図るためのしくみが不可欠です。包括的な支援体制の深化・充実に資するものとなっているか、地域共生社会の実現を推進するものとなっているか、地域住民、専門職、行政が連携して課題に対応できているかという観点から、以下の方法で評価と見直しを行い、事業内容の改善を図るものとします。

①庁内における事業評価

重層的支援体制整備事業の実施に伴い、市関係課で組織する重層推進実務者会議及び重層推進全体会議において、各事業の実施状況の報告等を行い、各事業の内容・手法・実施体制を継続的に見直します。

②羽曳野市地域福祉推進委員会における評価

社会福祉に関する団体の代表者、学識経験者、市議会議員、本市の行政に関係する団体の代表者等によって構成される、羽曳野市地域福祉推進委員会において、毎年本事業の実施状況及び庁内における事業評価について報告し、委員からの意見を踏まえて各事業の内容・手法・実施体制を検証し見直します。

■評価指標と評価内容■

事業評価を行うにあたり、具体的な評価指標を設定し、定期的に進捗をモニタリングします。

(1) 知識やスキルの向上

評価内容：重層推進員などに実施する研修と参加状況

評価指標：

- ・研修会の開催数
- ・研修後のアンケートによる自己評価

(2) 専門職ネットワークの構築・社会資源の創出

評価内容：専門職ネットワーク（CSW 中心）の強化および新たな社会資源の創出状況

評価指標：

- ・ネットワーク会議の開催数（例：CSW 主催の会議数）
- ・アンケートによる調査

(3) 地域住民との協働と情報共有

評価内容：住民と専門職、行政が協働して行う支援活動や地域づくりの進捗

評価指標：

- ・ふれあいネット雅び推進チーム会議（住民との情報共有や地域課題の検討等）開催数
- ・新たに参画した分野や取組みの数（住民主体の活動）

(4) 連携強化のための取組み

評価内容：庁内関係課や各機関との連携強化および実践状況

評価指標：

- ・重層推進実務者会議の開催数
- ・各部門・機関の協力状況（連携強化の進展）

これらの評価結果をもとに次年度の方針を調整することで、計画の柔軟性を保ちながら、より効果的な支援体制の構築を目指します。

■各事業の概要■

本市では、重層的支援体制整備事業として、それぞれの根拠法に基づき以下の事業を実施します。各事業の内容・実施体制は、以降の表のとおりです。

事業の名称	根拠法
①包括的相談支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第1号
地域包括支援センターの運営	介護保険法第115条の45第2項第1～3号
障害者支援事業	障害者総合支援法第77条第1項第3号
利用者支援事業	子ども・子育て支援法第59条第1号
自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法第3条第2項
②参加支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第2号
③地域づくり事業	社会福祉法第106条の4第2項第3号
地域介護予防活動事業	介護保険法第115条の45第1項第2号
生活支援体制整備事業	介護保険法第115条の45第2項第5号
地域活動支援センター事業	障害者総合支援法第77条第1項第9号
地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て支援法第59条第9号
生活困窮者支援等のための地域づくり支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第3号
④アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第4号
⑤多機関協働事業	社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号

①包括的相談支援事業

1)【高齢者】地域包括支援センターの運営

事業内容	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活がおくれるように、様々な機関と連携し、専門的・継続的に支援を行う総合相談窓口として位置づけられる。また、地域の介護支援専門員への指導・助言等も行う。
実施方式	直営・委託
支援機関	羽曳野市地域包括支援センター、羽曳野市西圏地域包括支援センター、羽曳野市中圏地域包括支援センター、羽曳野市東圏地域包括支援センター、在宅介護支援センター羽曳野、アンジュ在宅介護支援センター、在宅介護支援センターあつたか村、在宅介護支援センター河原城苑
担当課	地域包括支援課

2)【障害者】障害者支援事業

事業内容	障害者(児)からの相談に応じ、必要な情報、助言、福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者(児)の権利擁護のための必要な援助を行う。
実施方式	委託
支援機関	羽曳野市障害者基幹相談センター、支援センターはる・相談支援事業所フレンドハウス・四天王寺悲田院児童発達支援センター(ばんびーの)
担当課	障害福祉課

3) 【こども】利用者支援事業

事業内容	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健、その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
実施方式	直営
支援機関	こども家庭センター、子育て支援センターふるいち、子育て支援センターむかいの
担当課	こども家庭支援課

4) 【生活困窮者】自立相談支援事業

事業内容	生活困窮状態にある人の相談を受け、個々の状態にあった支援計画（プラン）を作成し就労、家計改善支援等を行い、継続的にその人の自立に向けた支援を行う。また、地域住民、市民活動団体、関係専門機関等と連携し、生活課題を抱えた人でも安心して生活できる地域づくりを推進する。
実施方式	委託
支援機関	社会福祉協議会（生活自立相談窓口）
担当課	保健福祉政策課

②参加支援事業

1) 参加支援事業

事業内容	既存の制度では対応が難しい支援ニーズを抱えた人や世帯に対して、伴走支援を通じて地域活動や社会資源等につながる支援を行う。また、地域住民や関係機関と連携して社会資源の開発や充実に向けた取組みを行い、社会とのつながりに向けた支援を行う。
実施方式	委託
支援機関	コミュニティソーシャルワーカー、大阪青少年支援機構ポラリス
担当課	保健福祉政策課・経済労働課

③地域づくり事業

1) 【高齢者】地域介護予防活動事業

事業内容	<p>①いきいき百歳体操 高齢による虚弱を予防することを目的とした介護予防の体操。各圏域を担当する地域包括支援センターの職員によるグループの立ち上げ支援や、年1回リハビリテーション専門職による体力測定や運動指導を行う。</p> <p>②きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業 市指定の介護施設等において、介護支援サポーターとしてのボランティア活動等に対してポイントを付与し、たまったポイントを換金できる介護支援ボランティアポイント制度。</p> <p>③まちの保健室 地域の中の身近な相談場所として、高年生きがいサロン各館で、専門職が相談会や講義を開催する。</p> <p>④街かどデイハウス支援事業 閉じこもりの防止や生きがい対策を通して介護予防につなげることを目的にしている、民家等を活用した、住民参加型の NPO 法人によるデイサービス事業。</p>
実施方式	直営・委託・補助
支援機関	<p>①羽曳野市地域包括支援センター、羽曳野市西圏域地域包括支援センター、羽曳野市中圏域地域包括支援センター、羽曳野市東圏域地域包括支援センター、運動器ケアしまだ病院</p> <p>②社会福祉協議会</p> <p>③羽曳野市理学療法士会、認知症地域支援推進員、四天王寺大学</p> <p>④街かどデイハウス サロンコスモス・街かどデイハウス さくらんぼ</p>
担当課	地域包括支援課・保険年金課

2) 【高齢者】生活支援体制整備事業

事業内容	高齢者等が住み慣れた地域で自分らしく生活できるまちを目指して、生活支援コーディネーターが中心となって地域住民や関係機関と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加の推進を図る。
実施方式	直営・委託
支援機関	羽曳野市地域包括支援センター、羽曳野市西圏域地域包括支援センター、羽曳野市中圏域地域包括支援センター、羽曳野市東圏域地域包括支援センター、各在宅介護支援センター
担当課	地域包括支援課

3) 【障害者】地域活動支援センター事業

事業内容	障害者等の通所による、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る。
実施方式	委託
支援機関	フレンドハウス・四天王寺悲田院埴生苑
担当課	障害福祉課

4) 【こども】地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及び小学生とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。また、遊びによるこどもの育成と居場所の提供を行う。
実施方式	直営・委託
支援機関	白鳥児童館 子育て支援センターふるいち、子育て支援センターむかひの 委託先 4か所
担当課	次世代育成課・こども家庭支援課

5) 【生活困窮者】生活困窮者支援等のための地域づくり支援事業

事業内容	生活困窮者を早期に把握し、支援につないでいくため、属性や世代によらず利用できる居場所等の運営及び講座の開催等を行う。
実施方式	助成
支援機関	社会福祉協議会
担当課	保健福祉政策課

④アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業

1) アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業

事業内容	自ら支援につながることが難しい人や世帯、つながることを拒否している人や世帯を、地域住民や関係機関等のネットワーク等から把握し、本人との信頼関係を構築しながら継続的に支援する。
実施方式	委託
支援機関	コミュニティソーシャルワーカー
担当課	保健福祉政策課

⑤多機関協働事業

1) 多機関協働事業

事業内容	制度や分野ごとに分かれた支援では対応が困難な、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例について、重層的支援会議や支援会議を開催し、支援の方向性や支援関係機関の役割分担等を進め連携体制を構築していく。また、包括的な支援体制の充実を図るため、重層実務者会議や重層全体会議を開催し、参加支援や地域づくり支援、相談支援の体制についての検討や研修会等を行う。
実施方式	直営・委託
支援機関	保健福祉政策課・社会福祉協議会
担当課	保健福祉政策課



(2) 必要な支援に早期につながるしくみづくり


現状・課題


- 市民アンケートでは、近所や地域で気にかかる人について、「特にいない」が 62.2%となっており、「ひとり暮らしで不安や心細さを感じている人」「地域とのつながりがなく孤立している人」といった、何らかの気にかかる人がいると回答したのは 30.2%となっています(p.19)。一方で、気にかかる人について、誰か(どこか)に相談したことがあるかどうかについては、「相談しなかった」が最も多くなっています。
- 生活に困窮し、助けを求めることができない人たちは、地域の中で潜在化し抱える課題も深刻化していきます。そのような課題を抱えている人たちを早期発見し、支援につながるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化していく必要があります。
- 近年では高齢者や障害者、こどもに対する虐待等も社会問題となっており、虐待の報告件数は氷山の一角であって、実際にはかなりの件数があるのではないかという指摘もなされています。虐待の未然防止に向け、同じ地域に住む者として、住民同士で支えあう意識を高め、偏見や差別のない地域をつくる必要があります。
- 令和6(2024)年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」では、孤独・孤立の状態から脱却するための取組み(孤独・孤立対策)について、地方公共団体においても地域の状況に応じた施策を実施する責務を定めています。

目指したい地域の姿


支援を必要とする人が、必要な支援にすぐにつながるができる。

主な取組み

施策の方向	主な内容	主な担当課
①支援を必要とする人に支援が届くしくみづくり		
制度の狭間の課題への対応 	・CSWや生活困窮者自立相談支援機関について地域住民や関係機関に広く周知していくとともに、相談窓口の充実や関係機関との連携強化に取り組みます。	保健福祉政策課 関係各課

施策の方向	主な内容	主な担当課
自殺対策の推進	・自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめ、孤立などの様々な社会的要因があります。保健や医療、福祉、教育、子育て支援、地域づくり、高齢者の生きがいづくりなど、多様な分野の活動と連携し、自殺につながるリスクの早期発見や支援につなげられる取組みを推進します。	健康増進課 関係各課
孤独・孤立対策の推進	・孤独・孤立対策推進法の理念に基づき、教育や就労等に参加しておらず、地域からも孤立した状況にある人について、実態や支援ニーズの把握に努め、支援方策の検討、相談支援、居場所づくり、見守り活動等を一体的に推進します。	保健福祉政策課 生活福祉課 障害福祉課 健康増進課 地域包括支援課 こども家庭支援課 学校教育課 関係各課
②生活困窮者等への支援		
生活困窮者自立支援制度の周知	・生活に困窮している人は、助けを求めにくい状況に陥りやすいことを踏まえ、課題を抱えた人や世帯を早期発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化します。	保健福祉政策課
連携体制の強化 	<p>・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につながります。</p> <p>・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。</p> <p>・市内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口を訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう市内連携体制を強化します。</p>	保健福祉政策課 関係各課

施策の方向	主な内容	主な担当課
生活困窮者自立支援機関が中心となった支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。 ・特に、経済的に困窮している要保護状態（生活保護が必要な状態）の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 	保健福祉政策課 生活福祉課
居住の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、住宅の確保に困難を抱える人や世帯が、安定した生活を送ることができるように支援します。 ・生活困窮者自立支援機関等と居住支援法人や協力不動産事業者との連携を進めます。 	保健福祉政策課 生活福祉課 地域包括支援課 障害福祉課 こども家庭支援課 人権推進課 建築住宅課
家計管理の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援機関が、家計の管理に課題を抱えている人や世帯に対し、家計の把握から改善につながる支援を行います。 	保健福祉政策課 生活福祉課
就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・羽曳野市地域就労支援センターやハローワーク、南河内北障害者就業・生活支援センター等と連携することで、状況に応じた就労支援を行います。 ・必要に応じて就労準備支援事業や資格取得支援事業を活用し、就職や職場定着など生活の安定に向けた支援を行います。 	保健福祉政策課 障害福祉課 こども政策課 経済労働課
③貧困など支援を必要とするこどもへの支援		
支援制度の周知と就学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯等で育つこどもたちが自分の将来について希望を持てるよう、制度の周知を徹底するとともに、就学援助等を利用し、すべてのこどもが平等に教育を受けることができるよう取り組んでいきます。 	生活福祉課 学校教育課
こどもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・住民やボランティア・NPO法人等と協働し、貧困等により支援を必要とするこどもの居場所づくりに取り組みます。 	こども家庭支援課

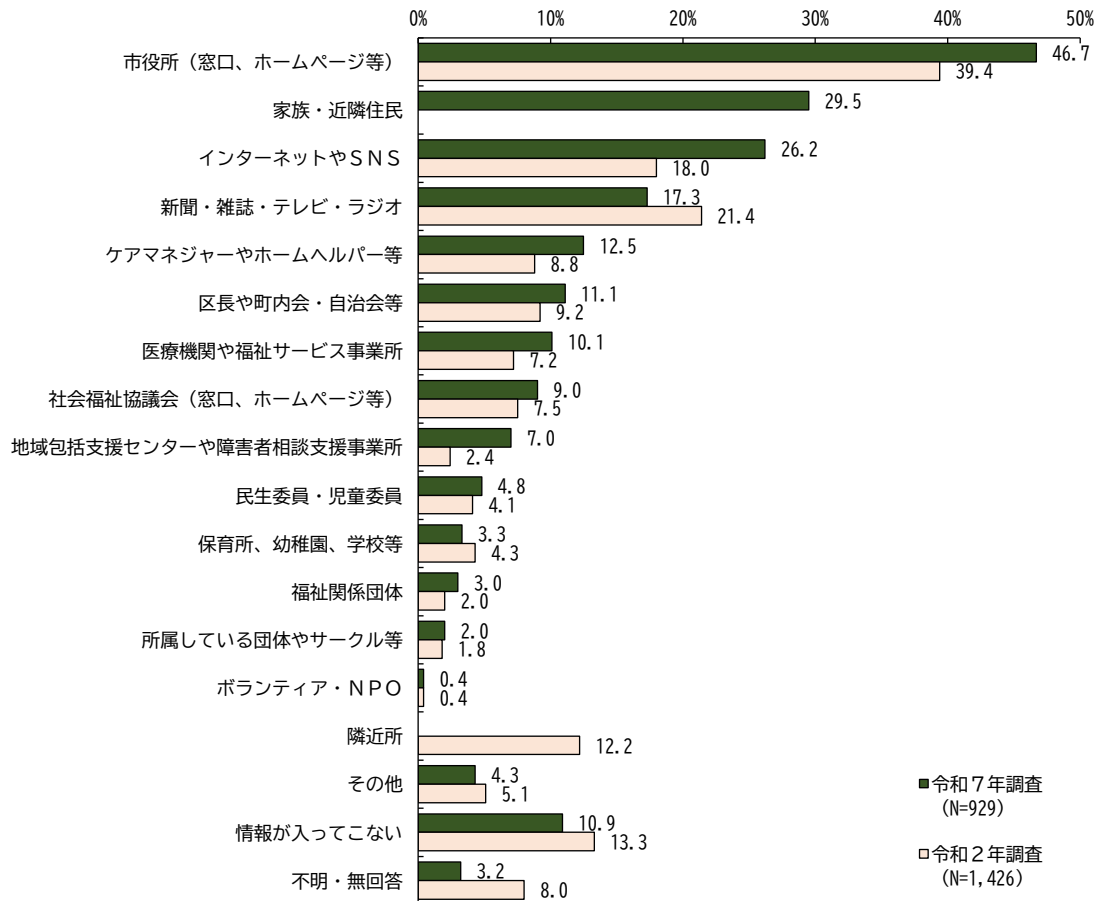
施策の方向	主な内容	主な担当課
教育と福祉の連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの問題をはじめとして、家庭において支援が必要な状況にある子ども・若者について、保育園、学校園等の保育・教育機関を通じた実態把握を進めます。 ・CSW・SSW等が参加する教育福祉連携会議をはじめとする教育と福祉の関係者が連携した支援体制を確保し、個別支援だけではなく地域課題の把握に努め、子どもの育ちを支える地域づくりを進めます。 	保健福祉政策課 生活福祉課 子ども家庭支援課 学校教育課 障害福祉課 地域包括支援課 次世代育成課
④虐待や暴力の予防と早期発見・対応		
子どもへの虐待の早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を早期に発見し、子どもを守るため、教育・保育施設との緊密な情報共有を基本として、子どもに関わる様々な人たち(近隣の人、保育・教育機関、医療機関、警察、関係機関等)と連携し、虐待の早期発見と抑止及び見守り体制・見守りネットワークを充実させます。 ・今後も児童相談所との連携を強化していきます。 	子ども家庭支援課 学校教育課
教育機関における体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との信頼関係維持と同時に、虐待を未然に防止するアプローチを行います。 ・組織的なアセスメントや関係機関、専門家を交えたケース会議などを積極的に進められる体制を構築します。 	学校教育課
虐待予防の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・オレンジリボンキャンペーンや子育ての不安や悩みに応える相談支援体制の充実など、虐待を予防するための取り組みを積極的に行います。 	子ども家庭支援課
高齢者・障害者への虐待の早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「羽曳野市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議」において早期発見・早期対応ができるよう関係機関との連携を進めます。 ・高齢者や障害者の心身へのケア、必要な支援やサービスへの接続とともに、介護者家族の会によるピアカウンセリングなど、介護者を支援する取り組みも進めます。 	障害福祉課 地域包括支援課
配偶者等による暴力(DV)の防止と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等による暴力(DV)をはじめとする家庭内や親しい関係の間における暴力について、本人や周囲の気づきや相談のきっかけとなる情報の周知・啓発を行うとともに、関係機関と連携した支援の充実を図ります。 	人権推進課 子ども家庭支援課

(3) サービス利用を支援するしくみづくり

現状・課題

- 市では高齢者福祉・介護サービス、障害福祉サービス、こども・子育て支援サービス等、各種福祉サービスを提供していますが、サービスの種類や提供者の多様化により、サービスの全体像が見えにくくなっている状況にあります。利用者が、多くのサービスの中から自分に最も適切なサービスを選択し、利用できる体制の整備を図る必要があります。
- 市民アンケートでは、福祉サービスに関する情報について、「市役所（窓口、ホームページ等）」が46.7%で最も多く、次いで「家族・近隣住民」が29.5%、「インターネットやSNS」が26.2%となっています。前回調査と比べると、「インターネットやSNS」が増加しており、30歳未満の世代では最も多く回答されています。

■あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか（市民アンケート、複数回答）




- 令和4（2022）年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行され、障害の種類・程度に応じた手段で情報の取得・利用や意思疎通ができる環境づくりが求められています。また、令和6（2024）年4月に施行された改正障害者差別解消法では、合理的配慮の提供義務を民間事業者にも広げています。

目指したい地域の姿

サービス利用のバリア（障壁）を減らし、誰もが必要なサービスを利用することができる。

主な取組み

施策の方向	主な内容	主な担当課
① サービス利用を支援するしくみづくり		
苦情解決のしくみづくり	・利用者の苦情や、事故などがあつた際に、利用者の権利が守られるよう、苦情の相談先などについて、利用者に分かりやすい周知を行うとともに、社会福祉サービス事業者への指導などの取組みを行います。	福祉指導監査課
サービスの質の向上	・情報の収集等を積極的に行うとともに、各種実態調査やニーズ調査などを実施し、福祉サービスに関する市民の意見を把握し、改善につなげます。 ・介護サービス相談員の活動を通し、苦情に至る前の段階で問題の改善につなげ、介護サービスの質の向上に努めます。	福祉指導監査課 地域包括支援課 関係各課
② 「伝わる」情報発信の推進		
情報提供体制の充実 	・情報提供の内容や手段等を工夫しながら、必要な情報が容易に入手できる環境づくりを進めます。 ・誰もが必要な情報を入手できるよう、相談員の資質向上等の相談支援体制の充実を図ります。	関係各課
情報バリアフリー環境の整備	・点字翻訳や手話通訳、外国語による発信等、利用者のニーズに応じた方法による情報提供や、ICT活用の支援、ユニバーサルデザインの活用等を進め、必要な情報にアクセスできる環境づくりを推進します。	障害福祉課 市民協働ふれあい課
市広報の充実	・毎月発行される「広報はびきの」に、新しい情報やお知らせなどをできるだけ見やすく、かつ分かりやすく掲載します。 ・市ホームページにおいて、制度やサービスなどの必要な情報が簡単に見つけられるよう、掲載内容、掲載方法を工夫するとともに、SNSを利用してリアルタイムでの情報提供を行います。	都市魅力戦略課 関係各課

基本目標 2：みんなで見守り支えあうつながりづくり

(1) 見守り・早期発見のつながりづくり

現状・課題


- 市民アンケートでは、近所づきあいについて「会えばあいさつを交わす人がいる」が 39.5%で最も多く、次いで「会えば話をする人がいる」が 31.0%となっています(p.16)。また近所づきあいの考え方について、「親しく相談したり、助け合ったりする」ことを良しとする回答が減少しています。
- 市民アンケートの近所づきあいの程度を世帯構成別にみると、ひとり暮らしと、ひとり親と子どもの世帯で「ほとんどづきあいが無い」が多くなっており、周囲から孤立しやすい状況にあることがうかがえます(p.16)。
- 市民の要望や生活実態をより正確に把握するため、となり近所の声かけや見守り活動などの地域の協力が必要になります。一人ひとりの状況に合わせたサービスを提供するためには、市ではできないサービスについては地域ごとに展開していくことも必要です。

目指したい地域の姿

困りごとや周囲の気づきが、スムーズに関係機関に届き、必要な支援につながる
ことができる。

主な取組み

施策の方向	主な内容	主な担当課
①住民同士の支えあいのしくみづくり		
地域活動と専門職の連携	・校区福祉委員会や関係団体等が行っている居場所づくり(各サロンや喫茶、いきいき百歳体操など)などに専門職が参加し、身近な場所で支援につながる地域のネットワークの取組みを今後も進めていきます。	保健福祉政策課 地域包括支援課
身近な場所での相談支援	・各小学校区で実施されている子育てサロンでの育児相談やひとり暮らし高齢者の会食会での健康相談など、市役所まで行かなくても地域の身近な場所で気軽に相談ができる場について、引き続き支援していきます。	保健福祉政策課 健康増進課 地域包括支援課 子ども家庭支援課 子ども保育課

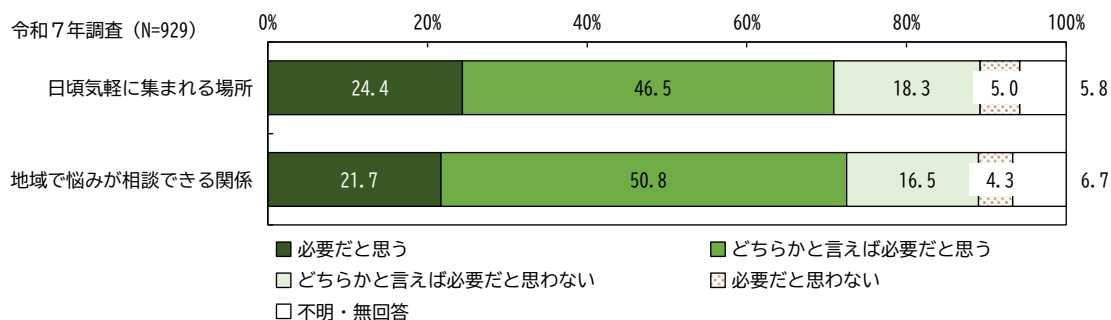
施策の方向	主な内容	主な担当課
「ふれあいネット雅び」を核とした連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいネット雅び」の取組みを進め、地域住民が困りごとを抱えたままにならないように地域住民と行政、専門職とが連携できる体制を引き続き強化していきます。 ・把握した地域課題に対して、隣近所での見守りなどができる関係づくりを進めます。 	保健福祉政策課 関係各課
②住民が地域のニーズを発見できるしくみづくり		
困りごとや気づきを支援につなげるしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に困りごとを抱えた人からの相談や近隣の人への気づきが、民生委員・児童委員やCSWを通じて関係機関へとつなげられ、必要な支援に結びつくしくみづくりをこれからも進めていきます。 	保健福祉政策課
地域における見守り体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者台帳などを活用し、平常時から見守りが必要な世帯を民生委員・児童委員や町会・自治会の役員が訪問する体制を支援していきます。 ・専門的な対応が必要な場合はCSWが同行するなど、平常時からの地域の見守り体制の充実を図ります。 	保健福祉政策課
制度やサービスについて知る機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で困りごとや生きづらさを抱えた人や世帯を見つける「気づき」の視点を持てるよう、「ふれあいネット雅び」の取組みを通して、住民が制度やサービスを知る機会をつくるとともに、地域に共通する課題について話し合い、情報を共有する場として取組みを支援していきます。 	保健福祉政策課 関係各課

(2) 住民の結びつきを広げる支援

現状・課題

- 市民アンケートでは、「日頃気軽に集まれる場所」については、必要だと思うという回答（「必要だと思う」と「どちらかと言えば必要だと思う」の合計）が70.9%、「地域で悩みが相談できる関係」については72.5%となっています。

■ お住まいの地域で、以下のようなことについてどの程度必要だと思いますか（市民アンケート）





- 市民アンケートでは、「居場所」と感じられる場所について、「自宅」（93.6%）、「学校・職場」（20.6%）に次いで、「趣味や習い事の場所」（15.7%）、「友人・知人の家」（13.8%）という回答が多くなっています。また、居場所と感じられる理由については、「なんとなくほっとする（安心する）」が84.4%で最も多く、次いで「意見や愚痴を言える」が33.6%、「利害関係がなくなつきあえる」が27.3%となっています。
- 住民懇談会では、地域活動の担い手の確保の難しさについて多くの意見があり、活動を継続していくためには、楽しみながら取り組めることや、無理なく参加できることの大切さについて多くの提案がありました。
- 高齢者や障害者、子育て中の保護者や子ども等が気軽に集えるサロン活動や健康づくり、生きがいづくりに関する活動など、地域が自主的に実施し、集まって話す機会や場所の確保とともに、新しい生活様式に配慮した新しい集い方の工夫など、継続的な取組みを進めていくことが必要です。

目指したい地域の姿

世代を超えて多くの人々が地域の活動に関心を持ち、楽しみながら参加・継続することができる。

主な取組み

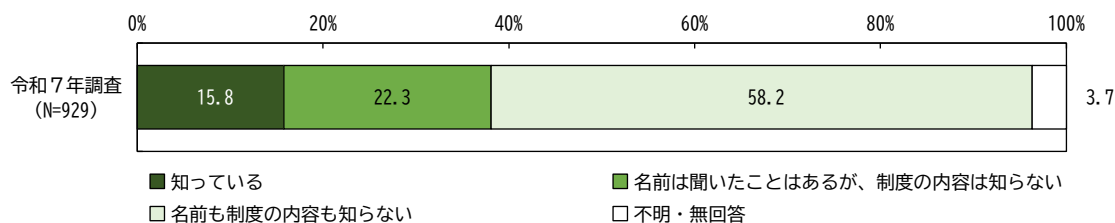
施策の方向	主な内容	主な担当課
①多様な交流の推進		
世代を超えた交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・校区青少年健全育成連絡協議会や校区福祉委員会が中心となって行うふれあいまつりなど、大人も子どもも楽しめる取組みを支援していきます。 ・放課後子ども教室を通じて地域ボランティアと子どもたちの世代間交流を活発に行いながら、こどもの安心な活動場所を提供します。 	保健福祉政策課 次世代育成課
高齢者とこどもの交流	<ul style="list-style-type: none"> ・高年生きがいサロンや子育てサロン、高齢者施設や地域団体と教育・保育施設との連携などにより、高齢者とこどもの交流を広げます。 	保健福祉政策課 地域包括支援課 こども保育課
地域にひらかれた子育て支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 ・地域全体で、こどもの育ち・親の育ちを支援するため、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図っていきます。 	こども家庭支援課 次世代育成課
交流の場や居場所となる場の創出  	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに実施されている喫茶やいきいき百歳体操などの集いの場を含め、誰でも気軽に参加できる交流の場や、様々な形で誰かとつながれる居場所づくりを進めます。 	保健福祉政策課 地域包括支援課 関係各課
②地域の取組みを支援するしくみづくり		
地域活動の継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のサロンや会食会、こども食堂など地域活動の取組みが継続できるよう支援を行います。 ・新たに地域活動へ参画したい住民に対して、ボランティアセンターとも連携し、関係団体等とのマッチングや、新たな取組みを創出する支援等を行います。 	保健福祉政策課 地域包括支援課 こども家庭支援課
地域活動の拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターや高年生きがいサロン等を地域福祉活動の拠点として活用するなど、公共施設について、地域住民が安定的な活動拠点を確保できるよう支援します。 ・交流機会を増やすために、空き家や商店街などの空き店舗等の活用を検討します。 	保健福祉政策課 地域包括支援課 市民協働ふれあい課

(3) 安全・安心な地域のつながりづくり

現状・課題

- 市民アンケートでは、「避難行動要支援者支援制度」について、「知っている」が 15.8%、「名前は聞いたことはあるが、制度の内容は知らない」が 22.3%、「名前も制度の内容も知らない」が 58.2%となっています。若い世代ほど「名前も制度の内容も知らない」が多くなっています。

■あなたは「避難行動要支援者支援制度」について知っていましたか（市民アンケート）




- 市民アンケートでは、こどもの登下校の見守りについて、必要だと思うという回答（「必要だと思う」と「どちらかと言えば必要だと思う」の合計）が 89.8%と多数を占めています。
- 市では、自力で避難することが難しい方を対象に、避難行動要支援者台帳の作成を行っています。この名簿による登録者の情報を地域と防災関係機関等と共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援などに活用するとともに、日頃の見守り活動や助けあい活動に活用しています。また、個別避難計画の作成も進めており、引き続き計画の重要性を含めた周知が必要となっています。

目指したい地域の姿

互いに助け合う顔の見える関係があり、安心して日々を過ごすことができる。

主な取組み

施策の方向	主な内容	主な担当課
①災害に備えた日頃からのつながりづくり		
避難行動要支援者の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から地域の人と「顔の見える関係」となり、平常時からの見守り訪問や災害時の安否確認等の支援がスムーズに行われるように避難行動要支援者台帳を作成し引き続き活用していきます。 ・制度について、民生委員・児童委員や町会・自治会のほか、相談窓口やCSW、社会福祉法人等とも連携し、周知と登録者の増加に努めます。 	保健福祉政策課 危機管理課 関係各課

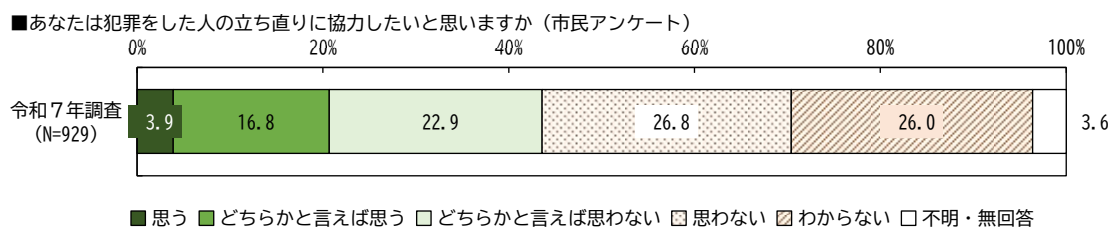
防災訓練の充実	・地域の防災訓練などに積極的に避難行動要支援者台帳を活用し、実際に避難行動要支援者が参加できるような訓練の運営を支援します。	危機管理課 保健福祉政策課
自主防災組織の充実	・避難行動要支援者への支援に向けて、関係機関と連携し、地域における自主防災組織の充実を図るとともに、地域や福祉施設等との連携による支援体制の構築を図ります。	危機管理課
福祉避難所の確保	・高齢者や障害者など特別な配慮が必要な人が安心して避難できるように、民間事業者や社会福祉法人等に協力を求め、福祉避難所の確保に努めます。	危機管理課 関係各課
②防犯のまちづくり		
こどもの見守り活動の推進	・スクールガード・リーダーや地域の見守り隊による登下校時のこどもの見守り活動を推進するとともに、学校を中心とした地域連携をさらに進め、防犯意識の高揚を図ります。 ・青色防犯パトロールにより、登下校のこどもの安全を守ります。	学校教育課 次世代育成課
消費者被害・詐欺被害の防止	・消費者被害や詐欺被害を未然に防ぐため、関係機関と連携しながら、適切に対応できる相談体制の充実を図ります。 ・市ホームページや広報紙で消費生活相談の事例を掲載し、情報提供や注意喚起を行います。	経済労働課
防犯情報の周知	・犯罪発生情報及び防犯対策情報を、登録した携帯電話及びパソコンにリアルタイムで配信する、大阪府警察の安まちメールへの登録を引き続き促進します。	危機管理課
③誰もが住みよいまちづくりの推進		
地域のつながりによる支援体制 	・地域での見守りや声かけの重要性について地域住民に啓発を進めます。 ・COWやCSW、生活支援コーディネーターを中心に、地域のニーズを把握し、実情に応じた多様な支えあいの活動を促進するとともに、必要なサービス支援の構築に努めます。 ・地域において、生活の中でのちょっとした困りごとに対応できる支援を検討します。	保健福祉政策課 地域包括支援課 関係各課

基本目標3：想いがつながるいきいきとしたまちづくり

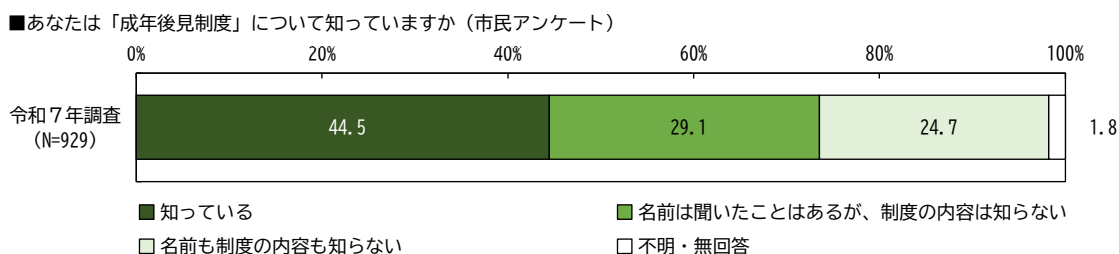
(1) 誰もが尊重されるまちづくり

現状・課題

- 住民懇談会では、認知症や障害者のグループホーム、外国人留学生など、これまであまり参加してこなかった様々な人が地域の活動に参加する可能性について話し合われました。
- 市民アンケートでは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかどうかについて、思うという回答（「思う」と「どちらかと言えば思う」の合計）が20.7%、思わないという回答（「思わない」と「どちらかと言えば思わない」の合計）が49.7%となっており、否定的な回答のほうが多くなっています。



- 市民アンケートでは、成年後見制度について「知っている」が44.5%、「名前は聞いたことはあるが、制度の内容は知らない」が29.1%となっています。「名前も制度の内容も知らない」は24.7%となっており、前回調査と比べると認知が進んでいます。




- 子ども・障害者・外国人・認知症の人・LGBTQ（性的マイノリティ）等、地域に暮らす様々な人が声を上げやすく、参加しやすい地域づくりを進めていく必要があります。

目指したい地域の姿

年齢、性別、障害の有無、言葉や文化等の様々な違いにかかわらず、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく参加できる地域の実現。

主な取組み

施策の方向	主な内容	主な担当課
①自分らしく暮らせる地域づくり		
お互いを認めあ うまちづくり	・「人権三法」や「羽曳野市人権条例」「羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」などを踏まえ、年齢、性別、国籍、障害の有無、出身地・居住地などに起因する、すべての差別を無くす取組みを行います。	人権推進課
住民の健康づく りの推進	・「健康はびきの21計画」の理念や目標に基づき、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、地域の団体・組織などの参加による取組みを広げていきます。 ・地域の医療機関の専門職が、「ふれあいネット雅び」の取組みや市民講座に積極的に参画できるよう、ネットワークづくりを図ります。	健康増進課 こども家庭支援課
介護予防の推進	・フレイルを防止し、高齢になっても、できるだけ要介護状態にならずに元気に生活できるよう、筋力低下予防のトレーニングや口腔ケア、栄養改善、認知症予防、いきいき百歳体操を含めた通いの場づくりなどの介護予防事業を進めていきます。 ・動画投稿サイトなどを利用し、自宅において取り組めるようにするなど新たな方法を検討していきます。	健康増進課 地域包括支援課 保険年金課
②多様な人が参加できる開かれた地域づくり		
開かれた地域づ くり	・支援が必要な人も誰かの支え手になるような、「支え手」「受け手」という関係を超えて自ら主体的に社会に関わることができるよう、様々な地域活動に参加できる「開かれた地域づくり」を進めます。	保健福祉政策課 関係各課
こども・若者の参 加の促進	・こども・若者が地域活動の活動に参画し、その意見や考えが尊重される地域づくりに向け、効果的な取組みを検討・実施します。	学校教育課 市民協働ふれあい課
多様な人の参加 の促進	・年齢・性別・障害の有無・言語や文化の違い等、地域で暮らす人々の多様性を反映した地域活動が展開されるよう、各地域での取組みの活性化を図ります。	人権推進課 市民協働ふれあい課
③再犯防止に向けた取組みの推進		
再犯防止計画に 基づく支援	・「羽曳野市再犯防止推進計画」(p.67)に基づき、犯罪や非行をした人の立ち直りと社会復帰に向けた取組みを推進します。	保健福祉政策課

④認知症の人や障害者の生活を支える		
認知症カフェの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人やその家族の身近な相談場所、または地域の安らぎの場となるよう、カフェの増設を検討していきます。 ・認知症カフェの参加者や認知症地域支援推進員と連携し、認知症家族の会の設立に向けた検討を行います。 	地域包括支援課
認知症サポーターの養成	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの増加を図ります。 ・サポーターを活用した支援体制(チームオレンジ)の構築に向けて検討します。 	地域包括支援課
認知症高齢者の見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症高齢者見守りネットワーク事業」について積極的に啓発を行っていくとともに、様々な民間企業との協定の締結を進めます。 ・市で導入している「みまもりあいアプリ」についても積極的に啓発を行い、認知症高齢者が地域で暮らし続けられるような見守り体制を推進していきます。 	地域包括支援課
市民後見人の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の養成やバンク登録者への継続した研修を引き続き行っていくとともに、日常生活自立支援事業担当や障害福祉課、地域包括支援課と連携し必要な人が制度の利用へとつながっていくように支援します。 ・市民後見人にふさわしいケースを判断するため、家庭裁判所との連携や受任調整会議の開催を通じ、積極的な市民後見人の受任を推進します。 	保健福祉政策課 障害福祉課 地域包括支援課
成年後見制度の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「羽曳野市成年後見制度利用促進基本計画」(p.68)に基づき、権利擁護が必要な人の制度の利用促進に取り組むとともに、関係機関との連携や制度の周知に取り組みます。 ・本人や親族による後見申立てが困難、または適切でない場合に、市長申立てによる適切かつ迅速な手続きが行えるよう努めます。また、低所得者における申立て手続き費用や後見人等の報酬費用の負担軽減について検討します。 	保健福祉政策課 障害福祉課 地域包括支援課

羽曳野市再犯防止推進計画

犯罪や非行をした人の中には、地域社会で生活する上で様々な課題や生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。再犯を防止し、地域の理解と協力を得て円滑に社会復帰するための施策を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28(2016)年に施行され、市町村は国の計画を勘案して地方計画を定めるよう努めるものとされました。また、令和7(2025)年12月には保護司法が改正され、担い手の確保や活動環境の改善にかかわる改正の他、地方公共団体による、更生保護事業や更生保護活動に対する協力に関する規定が整備されています。

これらの動向を踏まえ、本計画期間中における本市の再犯防止推進の取組みについて、以下のように定めます。

■現状と課題■

- 第二次大阪府再犯防止推進計画によると、大阪府警察が検挙した刑法犯検挙人員における再犯率は48%前後で推移しており、犯罪を無くしていく上で再犯防止は重要な取組みとなります。
- 再犯者の約7割が無職であり、大阪府内の刑務所を出所した人のうち、出所時に帰住先がない割合が約3割であるなど、生活基盤の安定が課題となっています。
- 刑法犯検挙人員のうち約2割が高齢者であるなど、福祉的な支援を必要とする場合が少なくありません。
- 性犯罪やストーカー加害の再犯を防止するためのカウンセリング支援等も求められています。

■方向性■

罪を犯した人の社会復帰について関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らしていくことのできる共生社会の実現を目指します。

■主な取組み■

名称	主な内容
安定した生活の確保	就労や居住支援など必要な支援やサービスにつながるができるように、生活困窮者自立支援機関をはじめとした関係機関と連携を図ります。
関係団体への支援	地域における更生保護諸活動の拠点として、羽曳野市と藤井寺市に設置されている「更生保護サポートセンター」の運営を支援します。また、地域において再犯防止のために活動する羽曳野・藤井寺地区保護司会及び羽曳野市更生保護女性会との連携を継続、強化して活動を支援します。
青少年の健全育成	こどもの居場所づくりや子どもや保護者への相談支援の充実、進学支援など、学校、行政、家庭、地域が連携し子どもたちの健全な成長を見守ります。
広報・啓発	市ホームページや広報紙において、更生保護のための「社会を明るくする運動」をはじめ、羽曳野・藤井寺地区保護司会、羽曳野市更生保護女性会等の活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。

羽曳野市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28(2016)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。同法に基づき、平成29(2017)年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4(2022)年3月には第二期計画が閣議決定されました。第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組みをさらに進めるほか、成年後見制度の見直しを検討することとしています。

現在、国においては成年後見制度の見直しが検討されており、令和8(2026)年2月に法制審議会は、民法改正の要綱案を答申しました。本市においても、今後の動向を注視しながら、権利擁護の推進に取り組む必要があり、本計画期間中における取組みについて、以下のように定めます。

■現状と課題■

- 市民アンケートでは成年後見制度の認知度が高まっているものの、内容を知らないという回答が半数を超えており、さらなる周知が求められます。
- 国においては法改正による制度の大幅な見直し、「中核機関」の法制化、新しい権利擁護事業の整備等が行われることが見込まれています。
- 団塊の世代が後期高齢者となり、今後認知症高齢者の増加に伴う利用ニーズの増大が見込まれます。

■方向性■

住み慣れた地域で、権利擁護支援が必要な人を早期発見し、適切な支援につなげるとともに、一人ひとりの意思が尊重され、安心して暮らせる社会の実現を図ります。

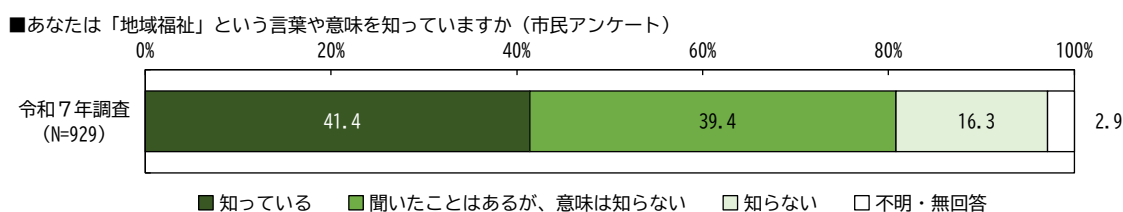
■主な取組み■

名称	主な内容
権利擁護支援地域連携ネットワークの強化	町会・自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会(日常生活自立支援窓口)、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センターをはじめ、医療・介護関係者等との地域連携ネットワークの構築を図り、各分野の活動から制度利用が必要な人の早期発見につながるよう取り組みます。
成年後見制度の認知度・理解度向上のため広報機能の充実	リーフレットの作成や研修会、講演会等の実施を通じて、成年後見制度の内容及び相談窓口の周知を図ります。制度を必要とする方やその家族が、自らの意思により制度の理解と活用を進められるよう支援します。
成年後見制度の相談・利用促進機能の充実	権利擁護が必要な人に早期に支援が行き届くよう、核となる「中核機関」を本計画期間中に設置を検討します。相談支援機能について、協議会を立ち上げ弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職の助言を得て、成年後見制度の利用の可否等の検討を図ります。
成年後見制度の担い手確保と育成・支援	様々な機会を通して市民の地域貢献ニーズを掘り起こし、より多くの市民後見人を養成するとともにフォローアップ研修を実施するなど、継続的な活動支援に取り組みます。また、市民後見人の受任が進むよう対象者とのマッチングを検討し、市民後見人の制度利用促進を図ります。

(2) とともに支えあい、育むまちづくり

現状・課題

- 市民アンケートでは、「地域福祉」という言葉について、「知っている」が 41.4%、「聞いたことはあるが、意味は知らない」が 39.4%、「知らない」が 16.3%となっています。また、地域福祉を推進するにあたっての考えとしては、「行政と住民や団体が協力し合い、共に取り組むべきである」が 51.0%で最も多く、次いで「基本的には家族や地域で助け合い、できない場合には行政が支援する」が 29.1%となっており、「行政の責任であり、住民や団体が特に協力することはない」は 3.4%と少なくなっています。




- 市民アンケートでは、住んでいる地域で不安に感じていることについて、「高齢者だけの世帯が増えてきていること」が 48.1%で最も多く、次いで「自治会などの地域活動の担い手が足りなくなってきていること」が 22.9%となっています (p.20)。
- 地域活動の担い手の不足や高齢化の問題は、本市に限らず大きな問題となっています。様々な機会を活用して、地域福祉への理解の促進を働きかけるとともに、活発に活動できている地域に学びながら、ともに支えあう地域づくりを進めていく必要があります。

目指したい地域の姿

地域で行われる福祉活動に関心を持つ人、参加する人が増え、多様な人が互いに認めあい、ともに支えあう関係ができている。

主な取組み

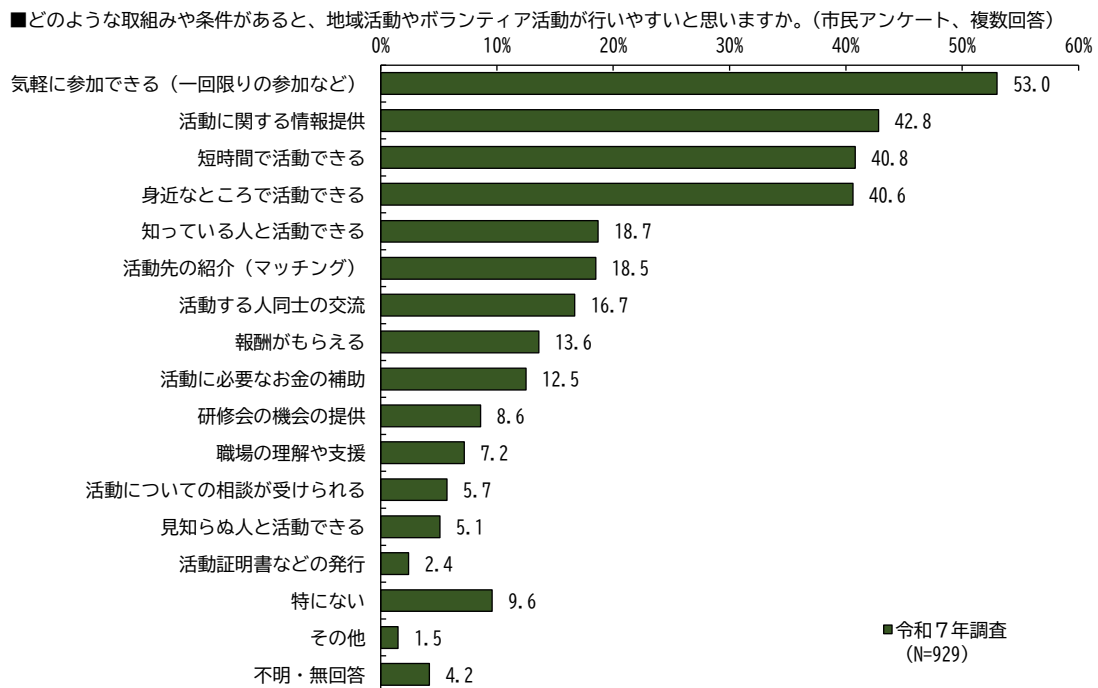
施策の方向	主な内容	主な担当課
①福祉意識の醸成		
福祉意識の醸成 重点 	・地域で知りたいことや学びたいことについて、専門職や関係団体と連携し、「ふれあいネット雅び」や小学校区などの研修会、交流会等を通して学び合える場を支援します。	保健福祉政策課 関係各課

人権啓発の推進	・関係団体をはじめ、学校、地域などと連携を図り、誰もが互いの違いを認めあい、互いを大切に思う気持ちが育まれるよう啓発を進めます。	人権推進課 学校教育課
地域のつながりの強化	・地域のつながりを強めるため、隣近所で、または通学時間等において「あいさつ運動」を推進します。 ・地域住民と地域の様々な団体との連携を進め、誰もが参加できるイベントや行事の開催など、地域での交流機会を増やし、相互理解や支えあいの意識を育みます。	学校教育課 次世代育成課
②福祉教育の推進		
福祉教育プログラムの策定	・市内小中学校で実施する命の大切さや思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心を育むこと等を目的とした福祉教育について、引き続きボランティアグループや事業所連絡協議会などの専門職と連携し、プログラム策定に取り組みます。	障害福祉課 学校教育課
福祉教育・人権教育の推進	・福祉教育をはじめとする人権教育について、重点的・積極的な取組みを継続します。 ・誰もがお互いの違いを認め合い、お互いを大切に思う気持ちが育まれるよう、学校と家庭、地域が連携して取り組みます。	人権推進課 学校教育課
プレコンセプションケアの推進	・性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠や出産を含めた自分のライフプランや将来の健康を考えて、健康管理を行うことを支援するため、正しい知識や相談窓口等、様々な情報を発信していきます。 ・医療、保健、教育、福祉などの幅広い分野で連携を図りながら推進していきます。	こども家庭支援課

(3) 多様な人々の参加・協働

現状・課題

- 市民アンケートでは、地域活動やボランティア活動について、「現在参加している」が 10.4%、「以前参加したことがある」と合計すると、全体の 40.4%は参加経験があると回答しています (p.17)。また、参加していない理由については、「仕事や家事が忙しく時間が取れないから」が 43.1%で最も多く、次いで「参加するきっかけがないから」が 37.7%となっています (p.18)。
- 市民アンケートでは、どのような取組みや条件があると、地域活動やボランティア活動が行いやすいと思うかについて、「気軽に参加できる(一回限りの参加など)」が 53.0%で最も多く、次いで「活動に関する情報提供」が 42.8%、「短時間で活動できる」が 40.8%、「身近なところで活動できる」が 40.6%となっています。




- ボランティア等は地域で様々な活動を行っており、こうした住民活動は広がりつつあることから、市民一人ひとりが自分でできる範囲の活動を探すことも大切です。今後も、ボランティア等の活動が果たす役割はますます重要となっていくことから、ボランティア団体のみならず、市や社会福祉協議会も活動情報を提供し、活動内容をPRするなど、連携・協働して取り組むことが必要です。

目指したい地域の姿

地域活動やボランティア活動、市民公益活動に参加する人が広がり、活発な活動が各地で展開されている。

主な取組み

施策の方向	主な内容	主な担当課
①担い手やボランティアの幅を広げる取組み		
身近な場所での参加支援	・小地域ネットワーク活動をはじめ、町会・自治会や小学校区など、地域住民がより身近な場所で福祉活動に参加したり、支援を利用しやすくなるよう、他市の先行事例や好事例などを参考にして支援します。	保健福祉政策課 地域包括支援課
学校支援活動の充実	・通学時の見守り、学校周辺の美化活動など、学校運営や教育活動に地域住民やボランティア団体等が、それぞれのできる範囲で参加できるよう、学校と各小学校区に配置されたコーディネーターが中心となって取り組みます。	学校教育課
高齢者のボランティア活動への支援	・高齢者の社会参加と介護予防を目的としたポイント制度(きらきらシニアプロジェクト)など、高齢になっても主体的に地域福祉活動に参加できる取組みを拡充します。	地域包括支援課
ボランティア活動の紹介や情報発信	・社協ボランティアセンターと連携し、現在活動しているボランティアについて、活動内容の紹介や参加を呼びかけるための情報の発信を行い、参加しやすく、利用しやすいコーディネートをしきみづくりを進めます。 ・地域のイベント等の機会を通じて、ボランティアの情報発信、人権問題の啓発等を行い、多くの人に福祉に関心を持ってもらえるよう取り組みます。	保健福祉政策課
養成講座の開催	・手話教室や要約筆記奉仕員養成講座などを開催することで、活動を知り、ボランティアに安心して取り組んでいけるように支援します。	障害福祉課
②地域活動に興味・関心を持ってもらう取組み		
民生委員・児童委員への活動支援	・民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに向けて、市やCSW、関係機関等との連携の強化を図るとともに、その役割や活動内容などの広報・啓発を進めます。 ・引き続き若い世代等、新たな担い手の確保に努めます。	保健福祉政策課
地域活動に関する情報発信 	・地域の取組みや活動している人について興味・関心を持ってもらえるよう、地域でどのような活動が行われ、どのようにして参加することができるかについて、各種の媒体を通じた情報発信の強化を図ります。	都市魅力戦略課 保健福祉政策課 関係各課

地域活動への助成	・地域における保健福祉を積極的に推進するため、民間活動の活性化を図りつつ、地域の特性に応じて立案・実施された施策や活動を行う団体への助成金支援を行います。	保健福祉政策課
③多様な主体による活動の推進		
社会福祉法人による地域支援活動の促進	・社会福祉法人等が専門性やノウハウ、ネットワークなどを活かし、生活困窮者への支援やこどもの居場所づくり、子育て相談などの地域生活課題の解決に貢献する取組みを推進します。	保健福祉政策課 関係各課
公益市民活動の活性化	・はびきの市民活動ネットワークやはびきの市民活動交流会などで、学習会の実施や団体間の情報交換が行われるよう取り組み、公益市民活動団体の活動の活性化を図ります。 ・「羽曳野市市民公益活動推進基本方針」に基づき、市民協働ふれあい課及び社会福祉協議会が連携して、住民の自主活動が発展していくよう、支援を行います。	市民協働ふれあい課
NPO法人への支援	・NPO法人の設立認証の支援や運営の安定化に関する相談、団体同士の交流の場づくりを行うなど、市と各団体がともに地域福祉を担うための取組みを行います。	市民協働ふれあい課
多様な主体と連携した取組みの推進	・地域福祉活動の充実・支援に向け、大学、NPO法人、事業所、商店等の様々な主体と連携した取組みを推進します。	保健福祉政策課 関係各課

民生委員・児童委員

羽曳野市第5期地域福祉推進計画が掲げる「誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる支えあいのまち 羽曳野」を実現するためには、地域住民に最も身近な存在として活動する民生委員・児童委員の役割が欠かせません。

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員であり、行政と地域住民をつなぐパイプ役として地域福祉の推進における中核的な役割を担っています。すべての民生委員は児童委員を兼ね、こどもや子育て家庭への支援にも取り組んでいます。

活動にあたっては守秘義務を遵守しながら、地域の身近な場所で生活に困難を抱える人を早期に発見し、行政やCSW、専門職へとつなぎます。さらに、サロン活動や見守り活動、地域活動への参画を通じて住民同士の交流を促し、地域コミュニティの形成と支えあいの土壌づくりに大きく貢献しています。

地域福祉計画の推進体制

(1) 計画の普及啓発

地域福祉は、市民一人ひとりが主体となって進めていくものであり、一人でも多くの市民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。計画概要版、広報紙やホームページ、公共施設での配布などを通じて、本計画の市民への周知を図ります。

(2) 多様な主体との連携・協働による計画の推進

複雑化・複合化する生活課題に対応するためには、福祉分野だけではなく、市民生活に関連する幅広い行政分野が連携して取り組む必要があります。重層的支援体制整備事業の実施に伴う体制整備にとどまらず、関係部局・市民対応窓口等の連携を推進します。

また、地域の住民主体の活動と行政の取組みが連携して、市民生活を支える力を向上させていけるよう、市民・関係団体・専門機関・行政の連携・協働のさらなる推進を図ります。

中でも、地域の福祉活動の推進の重要な担い手である社会福祉協議会との連携を密にし、施策・事業を進める上で、協働の体制づくりを進めます。

(3) 計画の進捗管理

計画の着実な推進と、よりよい地域福祉施策・事業の実施のために、計画(Plan)・実行(Do)・点検(Check)・見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、主に以下の手法で本計画の進捗管理を行います。

- ◆本計画に基づいて市が実施する事業については、評価指標等を踏まえた適切な評価と見直しを毎年度行います。
- ◆地域福祉にかかわる多様な主体の意見を施策に反映させるため、羽曳野市地域福祉推進委員会において、毎年度本事業の実施状況及び庁内における事業評価について報告し、委員からの意見を踏まえて各事業の内容・手法・実施体制を見直します。
- ◆重層的支援体制整備事業の実施に伴い庁内で組織する重層推進実務者会議をはじめとして、地域での活動や実務にあたる者が計画の進捗や地域福祉の課題、目指すべき方向性について情報・意見交換を行い、それぞれの取組みを見直し、協働で施策・事業の改善を検討できる場の確保に努めます。

第5章 羽曳野市地域福祉活動計画 施策の展開

地域福祉活動計画の理念

住民主体の具体的な活動について定める第5期羽曳野市地域福祉活動計画は、第5期羽曳野市地域福祉計画と基本理念・基本目標を共有しながら、地域福祉の推進に向けた取組みを具体化する実践的な計画（アクションプラン）です。地域に暮らす人々が主役となり、地域づくりを進めていくための計画として位置づけられています。

第5期地域福祉活動計画では、第4期地域福祉活動計画の理念を継承し、地域福祉の実践をさらに推進するため、基本理念を以下の通り定めます。

地域福祉活動計画の理念

一人ひとりの想いをつなぎ結びあう地域づくり

近年、地域のつながりの希薄化、地域団体の組織率の低下、ひとり暮らし高齢者の増加等を背景として、社会的孤立の問題が地域福祉の重要な課題となっていることから、本活動計画では2つの重点目標を設定し、それぞれの目標ごとに具体的な取組みを推進します。また、新たに14小学校区ごとに「校区福祉委員会活動計画（小学校区アクションプラン）」を策定し、各校区における取組みを支援していきます。さらに、地域全体で支え合うしくみづくりや関係機関との連携強化に加え、本市独自の重層的なネットワークである「ささえあいネットはびきの」を推進します。

今後も、地域住民や団体、専門機関等との連携を図りながら、羽曳野市と協働し、基本目標の達成に向けて取り組んでいきます。



「あい(愛・I)の扇子」

扇子の要に「あい(愛・I)」を配置し、地域の中で増えてほしい6つの「あい(愛・I)」が広がっていくことをイメージして作成した、第5期地域福祉活動計画のシンボルマークです。

重点目標

本活動計画では、次の2つの重点目標を設定し、それぞれの目標ごとに具体的な取組みを推進します。

重点目標 1

社会とのつながりが少ない方・地域住民・専門職がともに参加し、
つながりを育むことを目的に共生の場を創っていこう

具体的な取組み

たのしくらぶプロジェクト

～たのしくて、＜あい（愛・I）＞があふれる、ふくしのまちづくり～



- ①一人ひとりが認めあい、あい（愛・I）としあわせをつなぐ居場所づくり【拠点の整備】
地域で暮らす誰もが自然と集い、安心できる場所づくり、気軽に立ち寄り自分らしく過ごせる場所づくりを進めます。複数エリアでの拠点づくりを進めます。
- ②つながることで生まれる楽しい活動づくり【プログラムや活動への参加促進】
こどもから高齢者、地域活動者、課題を持つ当事者、また、企業・事業所・NPO法人・ボランティアなど、あらゆる人・団体が個性を活かせる出番をつくり、お互い様の関係で学びあう取組みを進めます。各拠点において、多くの可能性が生まれる、楽しくてあい（愛・I）があふれる活動を目指します。
- ③学びあい（愛・I）、支えあい（愛・I）、みんなで育つ人づくり【たのしくらぶサポーター】
一人ひとりが持っている力や得意なことを活かしながら、地域を支える人を増やしていきます。学ぶ場や交流の場を通して、「やってみたい」「手伝いたい」という思いを形にし、仲間と一緒に活動できる人の輪を広げていきます。

重点目標 2

地域の困ったをキャッチしてほっとかへん
～見守りネットワークの強化と節度のあるお節介～

具体的な取組み

困りごとキャッチし隊

地域住民は、近隣の困ったをキャッチしてほっとかへん
専門機関は、地域住民の困ったをキャッチしてほっとかへん



①地域住民から“困りごと”をキャッチするしくみづくり

- ・地域で暮らす中で気づいた心配ごとや生活課題を、相談窓口・電話・SNS等を活用して受け止められる体制を整備します。
- ・福祉事業所・郵便局・新聞配達・宅配事業者など地域で働く人々と支援機関との間の連絡体制を整備し、気づきが埋もれない地域環境をつくります。
- ・地域での孤立を防ぐための地域サロンや集いの場の開催・設置を進め、必要に応じて出張相談を行うなど、相談につながりやすい地域の受け皿を広げます。

②地域で「気づきの担い手」を増やすしくみづくり

- ・いつも心配してくれる人が近くにいる関係づくりに向けて、地域住民や地域組織、ボランティア、支援関係者などが、近隣の変化や生活上の困りごとに気づき、自然に声をかけ合えるよう、気づき講座・見守り研修・声かけ研修等を実施します。
- ・見守りの視点や行動のポイントを共有できるツール（例：見守り活動ハンドブック）を作成し、理解促進と実践を支えます。
- ・町会・自治会活動、地域サロン、地域会議など既存の場を活用し、「さりげないお節介」が地域文化として根づくよう啓発を進め、地域福祉活動への関心と参加を広げます。

③キャッチした“困りごと”をつなぐしくみづくり

- ・地域でキャッチした困りごとが、「ふれあいネット雅び」のネットワークや地域の相談機関、支援機関を通じて適切な支援につながるよう、連携体制を強化します。
- ・分野を超えた専門職や支援機関同士のネットワーク（例：地域福祉専門職ネットワーク・大阪しあわせネットワーク）を活かし、情報共有や役割分担を行うことで、切れ目のない支援体制を整えます。
- ・地域住民・地域団体・企業・専門職・行政・社会福祉協議会など多様な主体が連携し、支援が必要な人を誰一人取り残さない重層的なセーフティネットを構築します。

基本目標1：誰もが必要な支援につながるしくみづくり



(1) あなたの「困った」をみんなで「よかった」に(相談支援体制の充実)

- こども食堂などの支援活動に携わる人からは、本当に困っている人を見つけるのは難しいという声があります。(住民懇談会)
- ひとり暮らしやひとり親世帯では、困りごとを相談する相手がいない人が多くなっています。(市民アンケート)
- 困りごとを抱えて孤立するのではなく、誰かに相談することで支援につながることでできる環境をみんなでつくっていくことが大切です。

困りごとや悩みを誰かに相談することで、解決のための手助けや、適切な支援につながることができ、安心して暮らせるまちをつくります。

地域住民と専門機関での取組み

- 日頃からご近所づきあいを大切にするとともに、相談窓口の情報を確認し、気になることや困りごとは、早めに民生委員・児童委員や地域の相談機関へ相談できるようにします。
- 地域団体は、日頃の活動を通じて困りごとを把握したときには、すぐに相談できるよう、地域の相談機関と顔の見える関係をつくります。
- 支援を必要とする人が抱える生活課題が重度化・複雑化する前の早期段階で支援につなげていけるよう、COWやCSW、生活支援コーディネーターは地域に出向いて相談にのり、必要な支援につなげます。



社会福祉協議会の取組み

- 総合相談窓口として「福祉なんでも相談」「介護相談」「育児相談」「生活自立相談」を実施し、情報提供を行います。
- 相談窓口の情報の周知に努めるとともに、市役所等の相談窓口と連携し、相談に訪れた人が適切な窓口で相談を受けられるようにします。

関連する羽曳野市の取組み

- 包括的な支援体制の整備(p.40)
- 支援を必要とする人に支援が届くしくみづくり(p.52)

※「関連する羽曳野市の取組み」には、第4章の地域福祉計画の中から、連携する取組みについて記載し、該当するページを示しています。

(2) お互いを認めあい自分らしく生活できるために(権利擁護の推進)

- 高齢者・障害者・子どもへの虐待の相談・対応件数は、虐待の問題への意識の高まり等を背景として、いずれも全国的に増加傾向となっています。
- 成年後見制度について、知識を持っている人が増加しています。(市民アンケート)
- 認知症の人や障害者のグループホームで暮らす人、外国にルーツを持つ人など、様々な人が地域活動に参加できるようにするにはどうしたらいいかについて話し合われています。(住民懇談会)

高齢者、障害者、子ども、外国にルーツを持つ住民など、地域で暮らすすべての人の権利が守られ、安心して生活できる地域社会を目指します。

地域住民と専門機関での取組み

- 地域住民は「虐待」「消費者被害」「成年後見制度」などの正しい知識を身につけ、権利侵害の防止に努めます。
- 民生委員・児童委員、校区福祉委員会、町会・自治会など地域団体は、日常の見守り活動を通じて権利侵害の早期発見を進めます。
- 権利侵害が疑われる状況に気づいた際、相談先(地域包括支援センター、子ども家庭センター、消費生活相談窓口等)につなぐことができるよう啓発を進めます。



社会福祉協議会の取組み

- 金銭管理や福祉サービス利用援助を行う「日常生活自立支援事業」を実施し、事業について普及・啓発に努めます。
- 関係専門団体(弁護士会、司法書士会等)との連携による成年後見制度の利用促進を図ります。
- 校区福祉委員等、地域の支援者に向けて人権研修会を実施します。また、「ふれあいネット雅び」において、障害理解や認知症・虐待防止等についての研修会を実施します。

関連する羽曳野市の取組み

- 虐待や暴力の予防と早期発見・対応 (p.55)
- 自分らしく暮らせる地域づくり (p.65)
- 多様な人が参加できる開かれた地域づくり (p.65)
- 再犯防止に向けた取組みの推進 (p.65)
- 認知症の人や障害者の生活を支える (p.66)

(3) 必要なサービスにつなごう・つなげよう

(誰もが福祉サービスを利用できるしくみづくり)

- 知っている相談窓口や組織については、「民生委員・児童委員」「社会福祉協議会」という回答が多く、「生活支援コーディネーター」や「CSW」についての認知はまだ低い状況です。(市民アンケート)
- 校区福祉委員の中ではCSWの認知度は市民アンケートと比べて高く、困った時に相談したいという回答は約9割に上っています。(校区福祉委員アンケート)
- 地域での気づきを必要な支援にいち早くつなげられるよう、引き続き地域住民と専門職の顔の見える関係づくりを進めていくことが大切です。

困りごとを抱えた人への気づきが、専門職や行政との連携によって必要な支援につながるよう、学びあいや顔の見える関係づくりを進めます。

地域住民と専門機関での取組み

- 小地域ネットワーク活動での定期的な訪問活動を行う中から世帯の困りごとをキャッチした場合は、COWやCSW、生活支援コーディネーターへつなげることにより、専門機関の支援へいち早くつなげます。
- 地域行事などで住民と専門職が連携を図るとともに、スムーズに支援につながるよう、相談しやすい顔の見える関係づくりを進めます。
- 地域住民と専門職、行政が学びあう場として「ふれあいネット雅び」を活用し、困りごとに対応するための相談窓口や支援制度について、情報の共有を進めます。



社会福祉協議会の取組み

- 生活困窮者自立支援事業を実施し、困窮世帯の課題解決に向けて、相談支援員とCSWが連携し、関係機関・事業所等とのネットワークを通じた支援を行います。
- ひきこもりの人をはじめ、制度の狭間に陥った生きづらさを抱える人が生きる意欲を見出し、自己実現を遂げることができる地域づくりを進めます。

関連する羽曳野市の取組み

- 支援を必要とする人に支援が届くしくみづくり(p.52)
- 生活困窮者等への支援(p.53)
- 貧困など支援を必要とするこどもへの支援(p.54)
- サービス利用を支援するしくみづくり(p.57)
- 「伝わる」情報発信の推進(p.57)

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

「CSW」については、
p.42もご参照ください

悩みごとを抱えているご本人・ご家族・地域の方々からの相談を受けるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は常に相談者に寄り添ってサポートしています。

CSWの支援の一例を紹介します。

ある校区で行われた会議で、CSWが区長から「他市まで歩いて行かれ転倒されたひとり暮らしの住民がいる。」との相談を受けました。CSWがその地域の民生委員・児童委員とともにその住民の方を訪問し、ご本人から買い物などに不自由を感じているという話をうかがいました。そこで、地域包括支援センターと介護保険の申請を勧め、訪問介護サービスの利用に至りました。また、民生委員・児童委員が町会・自治会内で行われている喫茶サロンにお誘いし、参加されるようになり他の参加者との交流も生まれました。

このように、CSWは積極的に地域に出向き、地域の方々が相談しやすい関係を築き、福祉サービスにつないだり、様々な機関・団体との連携を図りながら、相談者を中心とした支援をしています。

校区福祉委員会の活動に出向き、
自身の役割について説明するCSW



日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、生活に必要な手続きや金銭管理などをお手伝いする「権利擁護支援」とともに、ご本人の気持ちや希望を確認しながら決定を進める「意思決定支援」を行います。この事業の対象となる方は、羽曳野市にお住まいで認知症や知的障害、精神障害などにより日常生活に必要な判断や意思決定を自分自身で適切に行うことが困難な人です。



◆福祉サービスの利用援助

介護保険を含む各種福祉サービスの利用にあたり、安心してサービスを選択・利用できるよう支援します。また、福祉サービス利用中に心配ごとや困りごとが生じた場合にはお話を伺い、関係機関と連携して解決に向け調整を図ります。

◆日常的な金銭管理サービス

毎日の暮らしに必要な住宅費の支払いやお小遣いの受け渡しなど、日常のお金の管理や公共料金などの支払い手続きを代わって行います。年金や福祉手当の受領手続きも行います。日常生活に必要な費用の支払い手続きや預貯金の出し入れをお手伝いします。

◆通帳や証書類、はんこ等の預かりサービス

預金通帳や印鑑など大切なものをお預かりします。証書類（年金証書、権利証書、契約書など）の預かりもしています。※ただし、宝石や着物、骨董品・貴金属は預かることができません。

生活困窮者自立支援事業

病気になり働くことができず、収入が途絶えている

仕事をしたいけど不採用が続いている

収入が不安定で、家賃や公共料金の支払いができない

家族や知人と関係が疎遠で、相談できる人がいない

生活困窮とは、「経済的」問題だけではなく、「健康面」「関係性（社会的孤立）」「就労」「家計」「住居」等の問題も抱えている場合が多く、金銭的な問題解決だけでは、自分らしい自立した生活は難しいことが多くなっています。

各専門機関との幅広いネットワークや専門性を活かし、困窮状態の解消に向けて相談員と一緒に考えサポートします。

就労支援 就労準備支援

家計改善支援

居住支援

食品寄付で支える地域の助けあい フードドライブ事業

家に眠っている食材はありませんか？

- ◆市民の皆さまからご寄付いただいた食料品や生活必需品を必要な方へ届けるフードドライブ活動を実施し、地域住民と企業が支えあうしくみとして展開しています。
- ◆「今日明日食べるものがない」「次の収入まで食料が確保できない」など、緊急性の高い相談に対し、生活を立て直すための一時的支援として食料提供を行っています。
- ◆食支援は相談対応のみでは解決に至らない課題であることから、民間事業者や支援団体と連携し、地域における食のセーフティネット機能の強化を図っています。
- ◆ふーどばんくOSAKAとの協定締結に加え、山崎製パン株式会社阪南工場との食品提供に関する合意のもと、両者の多大なご協力を受け、継続的かつ安定した食品提供体制の構築に取り組んでいます。



基本目標2：みんなで見守り支えあうつながりづくり



(1) 出会いとふれあいを楽しめる場をつくろう (地域における交流の促進)

- PTA活動と地域活動の連携により、こどもを中心として世代を超えた交流ができることなど、顔の見える関係づくりは子育て世代においても必要とされています。(住民懇談会)
- 空き家や地域の施設の活用、交流の場に出ることが少ない男性をターゲットとした活動、趣味や楽しみの活動を軸にした集まりなど、交流促進のための様々な工夫が大切だという声があります。(住民懇談会)



気軽に参加でき、楽しみながら交流できる場を地域に増やしていけるよう、各地域で工夫した取組みを推進します。

地域住民と専門機関での取組み

- 小さなこどもから高齢者まで参加できる「ふれあいまつり」や「校区フェスティバル」など、小学校区単位のイベントを開催し、地域における顔の見える関係づくりを進めます。
- 住民が気軽に集い、交流や相談ができる「居場所」づくりを進めます。
- 校区福祉委員会や民生委員・児童委員協議会などで取り組んでいる会食会やふれあい喫茶・いきいきサロン活動等において、小学校区の学校園との連携により、様々な世代が出会う場を広げます。
- 身近な地域における子育て中の保護者の仲間づくりや情報交換、育児相談等の場として子育てサロンを実施します。



社会福祉協議会の取組み

- 小学校区を単位として住民(校区福祉委員会)の参加と協力による支えあい、助けあい活動を行う小地域ネットワーク活動を推進します。
- 小学校区において住民・専門職・行政が連携して見守りや支援、学習、課題解決、各種事業の推進等を行う「ふれあいネット雅び」の取組みを推進します。
- 地域で実施する子育てサロン等において、地域団体・行政機関・専門職等との連携調整、情報提供等を担い、事業の円滑な運営を支援します。

関連する羽曳野市の取組み

- 住民同士の支えあいのしくみづくり (p.58)
- 多様な交流の推進 (p.61)
- 地域の取組みを支援するしくみづくり (p.61)

(2) お互いに助けあえるつながりをつくろう (支えあい活動の推進)

- 近所や地域で気にかかる人については、「ひとり暮らしで不安や心細さを感じている人」「地域とのつながりがなく孤立している人」という回答が多くなっています。(市民アンケート)
- 日頃から地域の福祉活動にかかわる校区福祉委員の方が、一般市民に比べ、気になる人について多く回答しており、地域活動の中での気づきが大きいことがうかがえます。(校区福祉委員アンケート)
- 見守り活動を継続的に進めていくための民生委員・児童委員をサポートする体制づくりなど、地域ごとに工夫された活動が進められています。(住民懇談会)

誰一人取り残されることのない、支えあい・助けあいの地域づくりに向け、日頃からの顔の見える関係づくりや声かけ・見守りを推進します。

地域住民と専門機関での取組み

- あいさつや声かけ、地域での交流活動への積極的な参加等、地域福祉の基盤となる日頃からの顔見知りの関係づくりを大切にします。
- 見守り活動への参加や心配な住民への声かけ、誘い合っでの地域サロンへの参加など、地域での交流や支えあいの活動を促進します。
- 主にひとり暮らしの高齢者を校区福祉委員や民生委員・児童委員等が訪問し、安否確認をしたり話し相手となる見守り・訪問活動を各地域で実施します。

社会福祉協議会の取組み

- 地域の実情に合わせた「高齢者見守りサポート事業」を展開し、生活上の困難を抱えた方が地域で相談の声を上げられるような環境づくりを進めます。
- 赤い羽根の共同募金等の各種の募金活動を実施し、福祉施設や災害ボランティア支援等、地域福祉の推進に活かします。
- 介護者家族の会など、立場を同じくする当事者が本音で話し合える交流の場をつくり、共に生きやすい社会づくりを進めます。
- 福祉施設連絡会や介護保険事業者連絡協議会において、情報交換や研修、地域貢献活動等の取組みを推進します。



関連する羽曳野市の取組み

- 住民同士の支えあいのしくみづくり (p.58)
- 住民が地域のニーズを発見できるしくみづくり (p.59)
- 誰もが住みよいまちづくりの推進 (p.63)

(3) 日頃からのご近所づきあいで災害に強いまちに (災害時に備えた地域力の向上)

- 災害時に自分で避難することが難しい人にどのような手助けや対応ができるかについて、約半数の人が「安否の確認や情報伝達などの声かけ」「避難の手助け」と回答しており、前回調査より増加しています。(市民アンケート)
- 災害に強いまちづくりのためには、防災意識の向上や防災訓練だけではなく、避難に支援が必要となる人について知っておくことや、いざというときに声をかけ合える日頃からの関係づくりが大切です。

日頃からの声かけや見守り、各種の防災訓練、災害ボランティアの取組み等を通じて、災害に強いまちづくりを進めます。

地域住民と専門機関での取組み

- 防災訓練をはじめHUG(避難所運営ゲーム)やDIG(災害図上訓練)、非常持ち出し品の講座などの地域防災のワークショップ等、地域での防災意識の向上へつながるような取組みに参加します。
- 避難行動要支援者制度に基づき、校区福祉委員会や民生委員・児童委員、町会・自治会などで平常時から顔の見える関係づくりを進めます。
- 指定避難所となる小学校と連携した避難行動要支援者や支援者参加型の防災訓練に参加します。



社会福祉協議会の取組み

- 災害発生時には、災害ボランティア連携協定を締結した団体と協働し、災害ボランティアセンターを設置します。
- 災害発生時や被災地でのボランティア活動に向け、災害ボランティアを要請し登録を進めます。
- 災害ボランティアグループである羽曳野防災・災害ボランティアチーム「ブランバード」と協働で、災害に対する備えや学習活動を実施します。

関連する羽曳野市の取組み

- 災害に備えた日頃からのつながりづくり (p.62)
- 防犯のまちづくり (p.63)

校区福祉委員会

校区福祉委員会は、住み慣れたまちで「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を、目指して、生活圏域である小学校区エリアを単位に町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、老人会などの地域団体や関係機関で構成され、市内14すべての小学校区に組織されています。

私たちの身の回りに起こっている生活上の課題を、地域住民が共通の問題として理解し、支援を必要とする人たちが孤立することなく暮らせる地域づくりのために、校区福祉委員会では住民の参加と協力により、様々な地域ボランティア活動が行われています。また、青少年健全育成推進協議会などの各種団体・関係機関との連携も密にし、活動を進めています。

小地域ネットワーク活動推進事業

羽曳野市では、地域の誰もが安心して暮らし続けられるよう、小学校区を単位とした身近な地域での支えあい活動を進めています。

これらの活動を進めているのが「校区福祉委員会」で、地域の皆さんが主体となり、社会福祉協議会の校区担当者（COW）が運営相談や情報提供など、縁の下の力持ちとしてサポートしています。

平成10（1998）年8月から始まった「小地域ネットワーク活動推進事業」は、高齢者や障害者、子育て中の親子など、地域で暮らすすべての人が孤立しない地域づくりを目指して広がってきました。

地域では、見守り活動や声かけ訪問のほか、子育てサロン、喫茶サロン、ふれあいまつりなど、人と人がつながる場づくりも行われています。

地域での支えあいの輪は、無理なく、できることから。そんな積み重ねが、安心して暮らせるまちづくりにつながっています。



見守り活動



喫茶サロン



子育てサロン

ふれあいネット雅び

「ふれあいネット雅び」については、
p.36 もご参照ください

「ふれあいネット雅び」とは、小学校のエリアごとに、校区福祉委員会、福祉事業所、行政、社会福祉協議会等が参加するネットワークです。小地域ネットワーク活動の一層の発展を目指し、それぞれのエリアで、地域課題の共有や、福祉に関する活動に取り組んでいます。

具体的な活動の事例として、2つの小学校区の活動を紹介します。

駒ヶ谷校区では、地域にどのような社会資源があるのかを整理するため、マップづくりのグループワークを実施しました。数回に分けて、専門職（各事業所）が持つ社会資源の共有や、地域住民の皆さんが把握している資源の共有を進めてきました。

実際にマップへ落とし込むことで、地域にある資源を視覚的に再確認できたほか、これまで知られていなかった情報を知る貴重な機会となりました。会議後には、地域の取組みで事業所の施設を利用させていただくなど、新たな連携も生まれています。また、「知らなかったことを知ることができた」という参加者の声も多く寄せられ、地域資源を共有することの大切さを実感する取組みとなりました。



羽曳が丘校区では、地域住民同士のつながりの希薄化をなんとかしたい、という思いから、こどもから高齢者までみんなが関わる「災害」をきっかけに、災害時に地域みんなで助け合う必要があり、そのためには日頃からのつながりが大切であることを地域住民に向けて啓発したいという声が上がりました。

ふれあいネット雅び地域福祉推進チーム会議でグループワークを行い、毎年開催している「羽曳が丘ふれあいフェスティバル」で「ふれあいネット雅び」のブースを設けることが決まりました。

フェスティバル当日は、災害イベントと日頃のつながりづくりの重要性、「ふれあいネット雅び」に関わる専門職からの情報提供としてパネル展示やチラシ配布、困りごとの相談があったときに対応できるよう、雅び推進チームの専門職も参加しました。たくさんの地域住民が災害について学びながら、日頃のつながりについて考える取組みとなっているため、毎年開催して地域住民に啓発し続けます。



基本目標3：想いがつながるいきいきとしたまちづくり



(1) 思いやりの心や助けあいの心を育もう（福祉意識の醸成）

- 地域で不安に感じていることについて、「高齢者だけの世帯が増えてきていること」「自治会などの地域活動の担い手が足りなくなっていること」が多くなっています。（市民アンケート）
- 福祉の活動を始めたときの気持ちや動機について、「住んでいる地域をよりよくしたい」「他人や社会のために役に立ちたい」が多くなっています。（校区福祉委員アンケート）
- 思いやりや助けあいの心を持ち、積極的にかかわろうとする人や、今は参加できなくても地域での活動の大切さを理解し、できる範囲で協力してくれる人を増やしていくことが必要です。



地域での福祉活動やつながりづくりの大切さを理解し、活動に関心を持つ人を増やしていけるよう取り組みます。

地域住民と専門機関での取り組み

- 住民同士の見守り活動や近所での集う場づくりなどにより、支えあいの意識や困りごとをキャッチする意識の向上を図ります。
- 「ふれあいネット雅び」や校区福祉委員会、関係団体、福祉事業所等の集まる場における、地域福祉に関する課題等をテーマとした学習の場に参加します。
- 学校での福祉教育や地域での交流活動を通じて、こどものころからの福祉意識の醸成を図ります。



社会福祉協議会の取り組み

- 各小学校区でのイベントや市のイベント等において啓発活動を行います。
- ボランティアグループとの協働による各種ボランティア養成講座等を通じて高齢者や障害者への理解を深めます。
- 福祉教育プログラムの開発・普及に取り組むとともに、市内学校園における福祉教育活動に協力します。

関連する羽曳野市の取り組み

- 福祉意識の醸成 (p.69)
- 福祉教育の推進 (p.70)

(2) 気軽に参加してみんなが担い手に (福祉を支える担い手の育成)

- どのような取組みや条件があると、地域活動やボランティア活動が行いやすいかについては、「気軽に参加できる(一回限りの参加など)」「活動に関する情報提供」、「短時間で活動できる」が多くなっています。(市民アンケート)
- 福祉の活動をする上で困っていることについて、「メンバーの減少・高齢化」「活動の時間的・体力的な負担が大きい」が多くなっています。(校区福祉委員アンケート)
- 楽しみながら参加できることや、中心となる人の負担を減らしていくことが、活動を広げたり続けたりしていく上では不可欠だという意見が多くなっています。(住民懇談会)

気軽に参加でき、楽しみながら続けていくことのできる地域活動・ボランティア活動を展開し、担い手を増やしていきます。

地域住民と専門機関での取組み

- 地域の団体は、継続して参加しやすい運営方法を話し合います。また、一つひとつの事業やイベントについて、誰もが気軽に楽しく参加できるよう企画します。
- ボランティア活動や、地域での支えあいの活動をやってみたいという気持ちを大切に、小さなことでもできることから始めます。



社会福祉協議会の取組み

- ボランティアセンターにおいて、ボランティアの育成やコーディネート、相談対応、情報提供等を充実させ、ボランティア活動の活性化を図ります。
- 高齢者を対象としたボランティアポイント制度を活用し、高齢者の福祉活動への参画を促します。
- 様々な世代の人やこれまで参加経験のない人がボランティア活動や地域福祉活動に参加しやすいしくみづくりを進めます。

関連する羽曳野市の取組み

- 担い手やボランティアの幅を広げる取組み(p.72)
- 地域活動に興味・関心を持ってもらう取組み(p.72)
- 多様な主体による活動の推進(p.73)

羽曳野市福祉施設連絡会

羽曳野市福祉施設連絡会は、地域福祉の向上を目的に、羽曳野市内の社会福祉法人が高齢・障害・子どもそれぞれの種別を超えて連携し、地域貢献活動を行うために結成されました。

各法人が特徴や強みを活かし、経済的に窮迫した相談（滞納、医療費が払えない、こどものミルクも買えない）など、連絡会のネットワークを活用して、各分野の枠を超えた地域貢献活動を行っています。連絡会では、参加法人や地域とのつながりづくりを目的に、情報交換や研修会を実施しています。

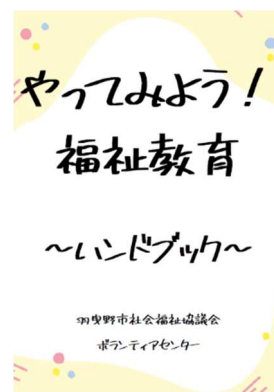
また、令和10（2028）年度から、市単位で行う地域貢献事業「しあわせネットワーク」にも市内社会福祉法人が連携・協働して取り組んでいけるよう検討を進めます。



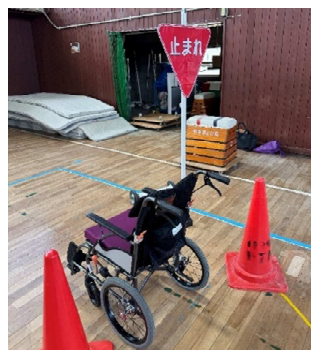
福祉教育

社会福祉協議会では、福祉教育の基本的な考え方や実施可能なプログラムを掲載したハンドブックを作成し、市内の学校園に配付しています。実施にあたっては、ボランティアセンターに登録されているボランティアグループ、福祉事業所等が協力して、様々な体験プログラムを展開しています。

ハンドブックの作成により、学校園からの依頼が増加しており、子どもたちが「福祉」や「ボランティア」について身近に感じ、自分たちにできることを考えるきっかけとなる取組みが広がっています。



「点訳サークルひまわり」による点字教室



車椅子体験

地域福祉活動計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、社会福祉協議会が全体調整を担い、校区福祉委員会をはじめ、地域住民、関係機関・団体、行政と連携しながら取組みを進めます。

また、計画の進捗や成果・課題については、羽曳野市が推進する地域福祉計画と連動しながら地域福祉活動計画推進委員会において定期的に報告・点検を行い、必要に応じて取組み内容の改善や見直しを図ります。

(2) 計画の周知

本計画を地域全体で進めていくためには、多くの住民や関係者に計画の内容を知っていただくことが大切です。そのため、社会福祉協議会では、広報紙やホームページ、説明会の開催、校区福祉委員会での共有など、様々な機会を通じて計画の周知を行います。

また、日頃の活動の中でも、住民の皆さんに分かりやすく伝え、気軽に参加していただけるよう工夫しながら情報発信を進めていきます。計画を「みんなでつくり、みんなで育てていく」ものとして、地域に寄り添った周知・広報に取り組んでいきます。

(3) 計画の進捗管理

地域福祉活動計画の推進にあたっては、計画(Plan)・実行(Do)・点検(Check)・見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、進捗管理及び点検評価を行います。

評価にあたっては、地域での活動を「できたかどうか」だけで判断するのではなく、その過程や関係づくりも大切にしながら進めます。そのため、計画の進捗は次の3つの視点から丁寧に確認し、改善につなげていきます。

タスクゴール (活動の成果)	・実施した取組みが、計画で定めた目標や役割をどれだけ達成できたかを確認します。 ・「何をどこまで実現できたか」という成果を数値等で明確にし、次のステップを見通します。
プロセスゴール (進め方の質)	・活動を進める過程で、住民や関係者の声がしっかり反映されているか、協力体制が整っているかなど、取組みの“進め方”を評価します。 ・過程に目を向けることで、無理のない、続けやすい活動へと展開します。
リレーション シップゴール (関係づくり)	・活動を通じて、人と人、人と地域、人と団体のつながりが深まっているかを確認します。 ・様々なネットワークが生まれることで、地域の力が広がり、次の活動の土台となります。

3つの視点は、タスクゴールの達成により、プロセスが進み、リレーションシップが強化されるなど、相互に関連しあいながら進みます。これらの進捗管理や評価は、地域福祉活動計画推進委員会にて報告・点検を行い、地域の皆さんと共によりよい計画運営につなげていきます。

成果だけでなく、歩みの一つひとつを大切にしながら、一人ひとりの想いをつなぎ結びあう地域づくりに向け取り組みます。

◆◆校区福祉委員会活動計画（小学校区アクションプラン）◆◆

地域福祉の基盤となる住民に最も身近な小学校区での活動の活性化と、地域の実情に応じた活動の展開に向け、本計画では初めての取組みとなる「小学校区アクションプラン」を策定します。

それぞれのプラン策定には、各校区福祉委員会と社会福祉協議会の校区担当（COW）が、これまでの活動を振り返り、人口の増減や高齢化率の高さ、子育てサロンの参加者数、現状の担い手のこと、地域資源等多岐に渡り、話し合いました。

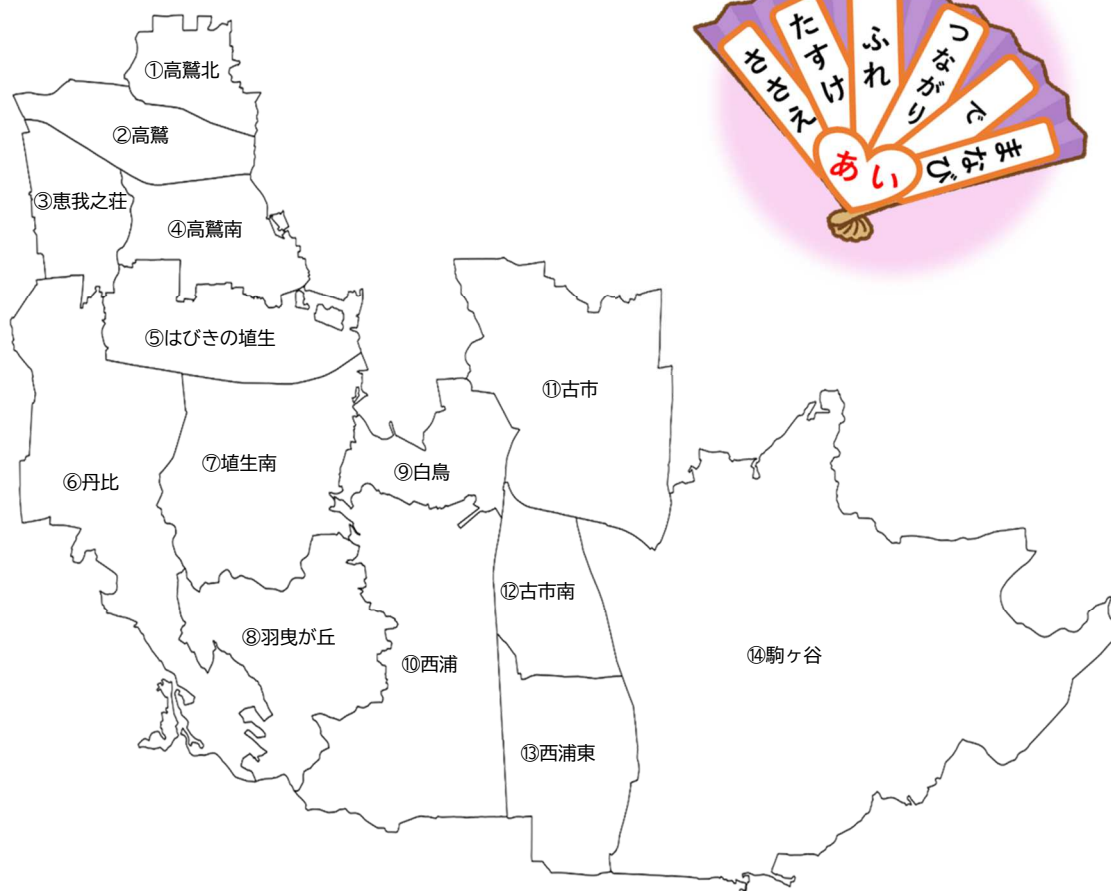
そしてこれからの5年間で各校区福祉委員会が目指したいこと、具体的に取り組んでいきたいことをまとめ、小学校区ごとに特色あるプランができ上がりました。

各プランの構成は以下のとおりです。

項目	記載事項
5年間の重点目標	本計画期間内に達成したい校区の目標、目指す姿について記載しています。
目標達成に向けた取組み	目標を達成するために、校区で今後実施する予定の具体的な取組みについて記載しています。
校区の状況	校区の現状と課題、強みや解決すべき問題等について記載しています。
主な活動内容	校区で実施している年間の主な活動について記載しています。
校区の概況	<p>校区の状況を示す各種のデータを記載しています。令和7（2025）年3月31日時点のデータです。</p> <p>①人口および世帯数は、羽曳野市住民基本台帳に基づくデータを用いています。なお、調整区の按分等により合計値が一致しない場合があります。</p> <p>②町会・自治会数については、羽曳野市連合区長会名簿に基づくデータを用いています。</p> <p>③小学校児童数は、令和7年（2025年）5月1日の「羽曳野市立学校園在籍数」に基づくデータを用いています。</p> <p>④高齢者ひとり暮らし世帯数および高齢者夫婦世帯数については、羽曳野市から提供を受けた「羽曳野市内14小学校区ごとの65歳以上高齢者ひとり暮らし世帯数及び高齢者夫婦世帯数について」に基づくデータを用いています。</p>

今後、それぞれの校区では、本アクションプランに基づいた取組みを推進します。プランの実施・進捗状況については、策定時と同様に各校区の校区福祉委員と社会福祉協議会の校区担当（COW）、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が話し合い、地域の実情を踏まえて評価し、取組みの見直しや改善につなげます。

■各小学校区の位置



①高鷲北校区福祉委員会活動計画（アクションプラン）

5年間の重点目標

世代問わず住民同士が自然につながり、安心して生活できる地域にしていこう

目標達成に向けた取組み

- ★会食会では運営側の負担を軽減しながら、参加者同士の横のつながりを増やす。
- ★世代間交流の場ではこどもの参加を促し、自然と世代間交流が生まれる場づくりを目指す。
- ★高齢者等の生活を支える、近所のスーパーの現状を守る。
- ★現状実施している見守りのしくみ等を活用し住民の困り感を情報収集し、状況に応じスマートフォンの操作に不慣れな高齢者への情報支援も検討する。
- ★地域に関する総会資料やチラシなど文書は、情報が確実に届くようわかりやすい形に整える。
- ★年齢や状況に関わらず誰もが参加しやすい地域づくりを推進していく。

校区の状況

会食会やサロンに参加したくても事情により参加できない方がいる。高齢者夫婦のみの世帯や、買い物が困難な「買い物弱者」、スマートフォンの操作に不安を感じる高齢者など、支援が十分に行き届いていない現状がある。また小学校には、多様なニーズを持つ児童が在籍しており、児童の年齢や発達状況、生活背景を踏まえ、学校や関係者と連携しながら、地域支援者として適切な支援の在り方を検討していく必要がある。

主な活動内容

高齢者見守りサポート事業「ほほえみ会食会」/見守り声かけ訪問「見守りウォッチング」/
子育てサロン「おしゃべりサロンたかきた」/世代間交流「コミュニティ広場」/視察研修/遠足



ほほえみ会食会



コミュニティ広場



子育てサロン
「おしゃべりサロンたかきた」

■校区の概況

人口	6,253人	0～5歳人口	233人	小学校児童数	254人
世帯数	2,988世帯	6～15歳人口	468人	高齢者ひとり暮らし世帯数	584世帯
町会・自治会数	5団体	16～64歳人口	3,683人	高齢者夫婦世帯数	399世帯
高齢化率	29.9%	65歳以上人口 (うち75歳以上)	1,869人 (1,199人)		

②高鷲校区福祉委員会活動計画（アクションプラン）

5年間の重点目標

「地域からまちをつくろう」～次世代への福祉活動の担い手を育てる～
 今後起こりうる災害に備え、地域のつながりを深めるとともに防災意識を高めよう

目標達成に向けた取組み

- ★住んでいて愛着を持てる地域だと住民に感じて欲しい。校区福祉委員会として見守り・世代間交流・防災など小地域ネットワーク活動を進めていく。
- ★親子で参加してもらい自分の地域への関心を持ってもらうための防災訓練やイベントの取組みの実施。また、若い世代への校区福祉委員会活動の啓発および参加を促す。
- ★地域同士のつながりを深めて防災意識を高めるための防災部会の取組み。

校区の状況

高鷲校区福祉委員会は、校区内の区長・自治会長、民生委員・児童委員、PTA 等各種団体や、地元の事業所、企業と協力して各種イベントを運営している。役員や構成員による方向性を決定するための会議を頻繁に持ち、地域活動の活性化のために日頃から顔の見える関係をつくっている。

校区内には古くからの歴史を持つ地域が存在する。昔ながらの家屋で生活を営んできた方も多いが、近年では高齢化の進行により、空き家が目立つようになってきている。また、道幅の確保が難しい箇所も存在する。

地域のボランティアを担う新たな若い人材の発掘。多様な主体（事業所等）との協働を活用しながら若い世代にも校区福祉委員会活動や町会の活動を知ってもらい、参加や関心が継続していくような取組みを進めていく。

主な活動内容

世代間交流「高鷲ふれあいフェスティバル」/見守り声かけ訪問（年末カレンダー配布）/会食会（ひとり暮らし高齢者対象）/健康講座/子育てサロンたかわし



健康講座

高鷲ふれあいフェスティバル

■校区の概況

人口	8,886 人	0～5 歳人口	344 人	小学校児童数	301 人
世帯数	4,497 世帯	6～15 歳人口	633 人	高齢者ひとり暮らし世帯数	764 世帯
町会・自治会数	11 団体	16～64 歳人口	5,275 人	高齢者夫婦世帯数	404 世帯
高齢化率	29.6%	65 歳以上人口 (うち75歳以上)	2,634 人 (1,632 人)		

③ 恵我之荘校区福祉委員会活動計画（アクションプラン）

5年間の重点目標

校区福祉委員会や町会のイベントにより、
こどもから大人までふれあいのあるまちにしていこう

目標達成に向けた取組み

- ★すべての世代への社会参加のきっかけとして、ふれあい部会を中心にもちつき大会など様々なイベントを多くの団体と協力して実施していく。また、広報部会を中心とした広報紙「ふれあいの和」の作成により、校区福祉委員会活動を広い世代に知ってもらう。
- ★若い世代の福祉活動への関心を高めるため、校区福祉委員会や各町会での居場所づくりや、保護者同士の交流の場として子育てサロン部会による楽しい企画を行う。
- ★様々な場面での声かけや対応をすることで住み心地の良いまちをつかっていくために、まずは挨拶から。公園等にでて行き、こどもや大人の人たちと話す機会をつくる。福祉部会を中心として高齢者への見守り訪問活動を引き続き実施していく。

校区の状況

校区福祉委員会では様々な団体が協力し合って活動を進めている。小学校とのつながりも強く、世代間交流ではPTAや教員等も参加し、団体同士協力して実施している。

働き方の変化、生活様式の多様化、ひとり暮らし世帯の増加などで近所づきあいや地域のつながりが減ってきている。そのため、世代を問わず交流を増やしていくことが課題となっている。

主な活動内容

会食会「西向野敬老会」「恵我之荘園さくら会」/いきいきサロン「東大塚さくら会」「あいあいカフェ」「あいあいカフェ朗読と歌唱の日」「ほのぼのクラブ」/世代間交流「西向野ふれあいさくら祭り」「恵我之荘ふれあいもちつき大会」「ぜんざいまつり」/子育てサロンねがのしょう



あいあいカフェ



あいあいカフェ
朗読と歌唱の日



恵我之荘ふれあいもちつき大会



■校区の概況

人口	6,675人	0～5歳人口	346人	小学校児童数	355人
世帯数	3,259世帯	6～15歳人口	578人	高齢者ひとり暮らし世帯数	644世帯
町会・自治会数	9団体	16～64歳人口	3,776人	高齢者夫婦世帯数	401世帯
高齢化率	29.6%	65歳以上人口 (うち75歳以上)	1,975人 (1,210人)		

④高鷲南校区福祉委員会活動計画（アクションプラン）

5年間の重点目標

世代を超えて助け合うあたたかいまち“たかなん”

目標達成に向けた取組み

- ★町会や老人クラブ、地域住民などが地域活動に参画しやすいしくみを整え、幅広い世代が関われる体制づくりを進める。
- ★防災の取組みでは、避難訓練や講演会等を実施し、「すべての住民」が安心して避難できることを目指し、災害時の役割分担や助け合いの関係を日頃から築く。また、防災情報を住民全体に行き届くようにする。
- ★地域活動において、参加しやすい内容や雰囲気づくりを工夫し、わかりやすい情報を住民に届けていく。
- ★若い世代が地域の中で役割を持って関われる場を増やすとともに、高鷲南中学校で取り組んでいる「たかなん応援隊」（中学校卒業生で構成）の活動についても、中学校と連携しながら活躍の機会を広げていく。
- ★買い物や移動に困っている高齢者への支援について地域内の助け合いによる支援体制づくりを検討していく。

校区の状況

すべての住民が地域活動を「自分事」として捉え、無理のない形で取組みに関われるしくみづくりが必要である。特に、子育て世代や高齢男性が参加しやすい居場所づくりの取組みを進めており、身近な場所で気軽に立ち寄ることができ、継続して参加できる場は、今後も必要である。喫茶サロン「すずらんカフェ」は町会単位で実施しており、多くの住民が集う場となっている。また、多世代でのつながりづくりについては、地域住民や様々な団体が協働して「ふれあい運動会」を開催しており、毎年多くの住民が参加し、交流が生まれている。現在、回覧板等を活用した校区全体への情報共有を行っているが、今後は、若い世代にもより情報が伝達できるよう、周知方法の工夫が必要である。

主な活動内容

見守り・声かけ活動（友愛訪問）/高齢者見守りサポート事業（逢い愛弁当）/いきいきサロン/世代間交流「ふれあいのつどい運動会」/子育てサロンたかなん/広報誌「すずらん新聞」/防災講演会/視察研修/喫茶サロン「すずらんカフェ」



すずらんカフェ 子育てサロンたかなん

■校区の概況

人口	9,213人	0～5歳人口	395人	小学校児童数	498人
世帯数	4,505世帯	6～15歳人口	814人	高齢者ひとり暮らし世帯数	1,103世帯
町会・自治会数	11団体	16～64歳人口	5,382人	高齢者夫婦世帯数	585世帯
高齢化率	28.5%	65歳以上人口 (うち75歳以上)	2,622人 (1,583人)		

⑤ 埴生校区福祉委員会活動計画（アクションプラン）

※小学校区は、はびきの埴生校区になります。

5年間の重点目標

誰もが安心できる地域づくり

目標達成に向けた取組み

- ★現状を維持しつつサロンの地道活動の継続。
- ★地域の他団体とも連携を深め、校区福祉委員会（小地域ネットワーク）活動を充実させる。
- ★新たな人材を発掘し次世代の担い手をつくる。
- ★福祉委員会の事業活動内容をより周知し、参加を呼びかける。
- ★福祉委員会の活動を、地域の専門職や福祉施設の方に周知し、理解を深める。

校区の状況

町会数が多い。区長が1年ごとに交代する上に、町会や校区福祉委員会の役員の高齢化及び担い手が不足している。福祉の担い手発掘と人材育成を図り、次の世代へどのようにつなげるか。

主な活動内容

いきいきサロン/ふれあい食事会/子育てサロンはにふ/喫茶サロン/いきいき百歳体操/
世代間交流「ふれあいまつり」/見守り声かけ訪問



防災訓練



ふれあいまつり



子育てサロンはにふ

■校区の概況

人口	7,816 人	0～5 歳人口	319 人	小学校児童数	333 人
世帯数	4,253 世帯	6～15 歳人口	448 人	高齢者ひとり暮らし世帯数	981 世帯
町会・自治会数	23 団体	16～64 歳人口	4,443 人	高齢者夫婦世帯数	432 世帯
高齢化率	33.3%	65 歳以上人口 (うち75歳以上)	2,605 人 (1,603 人)		

⑥丹比校区福祉委員会活動計画（アクションプラン）

5年間の重点目標

「安心を提供できる居場所づくり」を展開していこう

目標達成に向けた取組み

- ★丹比校区が今より活性化するため、区長会を定期開催し、町会の福祉活動に対する校区福祉委員会助成金のしくみを説明し、町会単位での活性化を進める。
- ★人口が減ってきているが、人が集まるイベントや居場所づくりを実施し、地域を盛り上げる。
- ★イベントや居場所に参加しやすいよう、飲食やゲームブース等で工夫する。
- ★防災訓練やふれあい祭り、子育てサロン、友愛訪問を継続し、地域のつながりを保つ。

校区の状況

子どもや高齢者を公園で見かけなくなった。町会対抗の祭りや運動会等、娯楽的なイベントがなくなった。町会に入らない住民が増えてきた。リーダーとなる区長が1年ごとに交代する。イベントや居場所づくりを継続して行うためには、財源が必要。

主な活動内容

防災訓練/ふれあい祭り/子育てサロンたんぴ/友愛訪問 年3回/高齢者見守りサポート事業



ふれあい祭り



子育てサロンたんぴ



友愛訪問

■校区の概況

人口	7,558人	0～5歳人口	220人	小学校児童数	348人
世帯数	3,640世帯	6～15歳人口	498人	高齢者ひとり暮らし世帯数	735世帯
町会・自治会数	19団体	16～64歳人口	4,615人	高齢者夫婦世帯数	481世帯
高齢化率	29.5%	65歳以上人口 (うち75歳以上)	2,226人 (1,320人)		

⑦埴生南校区福祉委員会活動計画（アクションプラン）

5年間の重点目標

「挨拶から始まる地域のつながり！」という言葉大切に、
ご近所に顔なじみがたくさんできる地域になろう！

目標達成に向けた取組み

- ★みんなが気持ちよく活動できるように地域の環境を整えていく。
- ★誰もが地域の中で出会った時「こんにちは!」と声をかけあえるような、わきあいあいとみんなでお互い様で支えあっているような町にしていく。
- ★地域活動をもっといろいろな世代に知ってもらって、今ある大切な活動を絶やさぬように、みんなが催しに参加して地域をもっと盛り上げていく。
- ★「気づく」をテーマに、見守り活動を続けて「困った」を発見したら、専門機関につないでいく。
- ★世代間交流の場を通してみんなと楽しみを分かち合い、取組みを未来につないでいく。

校区の状況

地域で何かを実施しようとする、役員やそのサポートに負担感が大きくなり、スタッフとして参加してもらいにくい状況がある。自治会に入ってもらえない原因にもなっている。若い世代の参加が少ないことや、担い手不足になっている

校区が大きく町会数が多いため、校区全体で取り組むことが難しい状況となっている。

主な活動内容

喫茶サロン「喫茶ひだまり」/足育体操/広報誌「桃だより」/子育てサロンはになん/世代間交流「わいわいこどもまつり」/埴生南校区福祉委員会推進委員会の会議の実施/いきいきサロン活動/ふれあい食事会/いきいき喫茶/いきいき百歳体操/研修会への参加



喫茶ひだまり



わいわいこどもまつり



子育てサロンはになん



見守り声かけ訪問

■校区の概況

人口	11,216人	0～5歳人口	442人	小学校児童数	507人
世帯数	5,567世帯	6～15歳人口	909人	高齢者ひとり暮らし世帯数	1,337世帯
町会・自治会数	23団体	16～64歳人口	6,046人	高齢者夫婦世帯数	758世帯
高齢化率	34.0%	65歳以上人口 (うち75歳以上)	3,819人 (2,488人)		

⑧羽曳が丘校区福祉委員会活動計画（アクションプラン）

5年間の重点目標

様々な団体と繋がり、地域活動に関わる住民の輪を広げながら、
地域みんなで羽曳が丘を築いていこう

目標達成に向けた取組み

- ★今ある素晴らしい活動を継続できるよう、地域福祉に関わる人を絶やさず担い手に困らない羽曳が丘にするために、気軽に楽しく参加できるしくみを開発して、新たな担い手を発掘する。
- ★地域住民が気軽に地域福祉に関わることができるよう、効率的に活動を進め、担い手の負担を減らす。
- ★災害への備えをきっかけに日頃から地域住民同士がコミュニケーションを取り、ご近所に顔なじみがたくさんできるよう、地域住民が集うイベントで災害に関するブースを企画する。

校区の状況

羽曳が丘校区は市の中圏域に位置し、最寄り駅からバスで10分程度の場所にあり坂道が多い地域である。主に戸建て中心の新興住宅地であり、バス通りから遠い場所では、高齢者にとって買い物などの移動が困難な場合も少なくない。

また、組織ごとに役割を取り決めて地域活動を推進しているが、新たな人材の発掘として、住民が地域に関心を持って自ら地域活動に関わるしくみをいかに構築するかが課題である。

主な活動内容

いきいきサロン/子育てサロンはびきがおか/地域リハビリ活動「ゆうゆうクラブ」/
世代間交流「羽曳が丘ふれあいフェスティバル」/健康講座/研修会/見守り声かけ訪問



いきいきサロン



子育てサロンはびきがおか



見守り声かけ訪問

■校区の概況

人口	11,432人	0～5歳人口	384人	小学校児童数	670人
世帯数	4,835世帯	6～15歳人口	1,246人	高齢者ひとり暮らし世帯数	921世帯
町会・自治会数	21団体	16～64歳人口	6,415人	高齢者夫婦世帯数	799世帯
高齢化率	29.6%	65歳以上人口 (うち75歳以上)	3,387人 (2,114人)		

⑨白鳥校区福祉委員会活動計画（アクションプラン）

5年間の重点目標

誰をも取りのこさない白鳥校区

目標達成に向けた取組み

- ★こどもと親世代が参加できる行事や集まりをつくり、地域活動に参加してくれる人材を見つける。
- ★「向こう三軒両隣」を意識して、近所づきあいを強めるような活動をする。
- ★各町会の強みを活かして協力しあい、町会の枠を超えた行事運営や行事への参加を呼びかける。
- ★白鳥校区福祉委員会に入っていない校区内町会へ活動内容を紹介し、理解を求めて共に活動する。
- ★情報交換の場として、「お喋りサロン(仮)」を各町会会館で定期的で開催していく。
- ★ボランティアが参加しやすい工夫（開催時間・役割の細分化等）をして募集する。

校区の状況

町会から校区福祉委員会へ補助金が出ていることが影響し、町会員以外の方が行事に参加しにくい状況がある。高齢者が町会をやめる等、退会する世帯が増えている。

仕事を持っている人が役員についてもらうのは難しく、また新興住宅の人を町会の取組みにどう関わってもらったらいいか悩んでいる。

主な活動内容

町会ごとの喫茶サロン/子育てサロン「はくちょう」/健康講演会/世代間交流（「ふれあいフェスティバル」等）/いきいき百歳体操/見守り声かけ訪問等



喫茶サロン



健康講演会



ふれあいフェスティバル

■校区の概況

人口	5,402人	0～5歳人口	198人	小学校児童数	237人
世帯数	2,668世帯	6～15歳人口	402人	高齢者ひとり暮らし世帯数	529世帯
町会・自治会数	5団体	16～64歳人口	3,301人	高齢者夫婦世帯数	284世帯
高齢化率	27.8%	65歳以上人口 (うち75歳以上)	1,502人 (926人)		

⑩西浦校区福祉委員会活動計画（アクションプラン）

5年間の重点目標

『あたたかい笑顔、つなぐ地域』～世代を超えて、お互いの顔が見える
関係を大切に、笑顔が行き交う、心温まる地域を目指していこう～

目標達成に向けた取組み

- ★西浦校区内に住むみんなが、誰一人として孤立することのない地域になるため、避難行動要支援者台帳の登録を説明し、見守りの対象者を把握していこう。
→目指せ!町会単位での説明。1年に1回は、町会単位で台帳の説明をする。
- ★高齢者や障害者だけでなく、子育て中の親子にも目を向けよう。
- ★町会単位での活性化を図りたい。そのためにも、町会加入を推奨していく（イベントのちらし等に「町会に加入しましょう」を書いておく）。
- ★目標を、年1回以上は区長及び民生委員等の役員で周知する。

校区の状況

大型店舗が開店し、またスーパーマーケットが点在している。校区エリアが大きく、高齢者等が1か所に集うことが難しい。西浦町会が大きく、福祉活動に協力的である。地域の成り立ちや住宅環境の違いから、町会未加入世帯が多い状況である。

主な活動内容

町会単位での「いきいきサロン」/喫茶サロン「カフェさんさん」(新西浦会館と蔵之内老人憩いの家)/子育てサロンにしうら/防災訓練/ふれあいまつり/避難行動要支援者台帳を活用した見守り声かけ



カフェさんさん



いきいきサロン



子育てサロンにしうら

■校区の概況

人口	9,022人	0～5歳人口	340人	小学校児童数	344人
世帯数	4,148世帯	6～15歳人口	703人	高齢者ひとり暮らし世帯数	735世帯
町会・自治会数	17団体	16～64歳人口	5,500人	高齢者夫婦世帯数	520世帯
高齢化率	27.5%	65歳以上人口 (うち75歳以上)	2,478人 (1,416人)		

⑪古市校区福祉委員会活動計画（アクションプラン）

5年間の重点目標

こどもも高齢者も誰もが集う拠点をつくる

目標達成に向けた取組み

- ★町会会館など地域住民に開かれた場所を使い、喫茶・サロンを開催していく。
- ★公共機関等の空きスペースを活用し、多世代交流の拠点をつくる。また、拠点を活用しながら、古市校区住民が相互に支えあえる気運を醸成し、皆で支える古市校区をつくる。
- ★イベントを行うことで、地域住民が地域の中で顔見知りを増やす活動を継続していく。
- ★町会を越えて協力しあい、運営する側の負担軽減を行いながら、楽しく活動を行う。
- ★若い世代に「古市校区福祉委員会」を知ってもらう機会や交流機会をつくる。また、校区福祉委員会活動に参加してもらう場をつくる。

校区の状況

グループ援助活動に参加されないような方や他者とのつながりが希薄な方に、校区福祉委員がつながりきれていない。アパート・マンション・オートロック・ワンルームに住む方は生活時間帯が違うので、会えないことが多い。外国人居住者が増えている。

できない理由探しをするような考え方で話し合いが進む。身近な地域活動（例：近所の方の手伝い、清掃活動等）をボランティア活動ととらえられていない。こどもが大人と接する機会が減少している。

主な活動内容

高齢者見守りサポート事業「げんきかい」/
会場毎の「いきいき百歳体操」/子育てサロン
ふるいち（民児協主催）/世代間交流「ふれあいまつり」/健康講演会/防災講演会等



健康講演会



げんきかい

■校区の概況

人口	9,211人	0～5歳人口	343人	小学校児童数	358人
世帯数	4,621世帯	6～15歳人口	676人	高齢者ひとり暮らし世帯数	894世帯
町会・自治会数	22団体	16～64歳人口	5,419人	高齢者夫婦世帯数	527世帯
高齢化率	30.1%	65歳以上人口 (うち75歳以上)	2,773人 (1,612人)		

⑫古市南校区福祉委員会活動計画（アクションプラン）

5年間の重点目標

誰もがつながりをもって安心して暮らせるまちづくり

目標達成に向けた取組み

- ★現在取り組んでいる活動を引き続き滞りなく実施していく。
- ★連合区長会、民生委員・児童委員協議会をはじめ各団体と協力して地域福祉の向上を目指す。
- ★次世代の担い手、若い世代の人材確保。
- ★地域に密着した活動により、つながりを深め福祉委員会活動の意義を広く知らせていく。
- ★身近なところで参加しやすいよう、各公民館や自治会館などを活用する。

校区の状況

福祉委員・協力員の担い手の確保に向け、福祉委員会活動を啓発し、新しい人材の募集、発掘、育成を図り次世代につなげていく。

主なイベントは石川プラザで行われており、遠方となるため参加が難しい人がいる。

主な活動内容

見守り声かけ訪問（歳末カレンダー配布）／ふれあいサロン／高齢者パソコン教室／ふるなんサロン「筋力トレーニング」／いきいき百歳体操／men`s いきいき百歳体操／子育てサロンふるなん／ひとり暮らし高齢者交流会／輪投げ教室／世代間交流「ふるなんフェスティバル」



ひとり暮らし高齢者交流会



筋力トレーニング



子育てサロンふるなん

■校区の概況

人口	6,481人	0～5歳人口	218人	小学校児童数	264人
世帯数	3,275世帯	6～15歳人口	427人	高齢者ひとり暮らし世帯数	685世帯
町会・自治会数	11団体	16～64歳人口	3,658人	高齢者夫婦世帯数	430世帯
高齢化率	33.6%	65歳以上人口 (うち75歳以上)	2,178人 (1,365人)		

⑬西浦東校区福祉委員会活動計画（アクションプラン）

5年間の重点目標

各町会の思いをつないで、小学校を真ん中に広げる地域の輪

目標達成に向けた取組み

- ★空き家や廃園(幼稚園)、小学校の空き教室となった場所を活用して、閉じこもりがちな高齢者や、不登校のこどもたち、障害のあるこどもたちの居場所を増やしていく。
- ★今ある素敵な地域の取組みをたやさぬよう、小学校を拠点に、世代を超えてつながる場をつくり、一緒にできる活動を増やしていく。そして、住民同士が顔を合わせられる機会を増やしていく。
- ★見守り活動を続けて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、困った声を聞いたら、専門機関につないでいく。
- ★校区福祉委員会の取組みによって、校区の皆が、より仲良く!過ごしてもらえるように催しに参加していく。

校区の状況

コミュニティセンター等の公の機関がないので、地域の人たちが気兼ねなく集まれる場所が少ない。また、空き家や廃園になった場所がそのままになっている。

ボランティアをする人の年齢が高くなって来て、若い人の参加が少ない。

主な活動内容

わかば会/喫茶サロンいしかわ/子育てサロンいしかわ/ピンポン・ワナゲクラブ/世代間交流「ふれあい祭り」「星まつり」「お餅つき大会」/見守り声かけ訪問/研修会への参加/会食会



わかば会



子育てサロンいしかわ



星まつり



見守り声かけ訪問

■校区の概況

人口	3,946人	0～5歳人口	87人	小学校児童数	114人
世帯数	2,073世帯	6～15歳人口	185人	高齢者ひとり暮らし世帯数	411世帯
町会・自治会数	10団体	16～64歳人口	2,230人	高齢者夫婦世帯数	324世帯
高齢化率	36.6%	65歳以上人口(うち75歳以上)	1,444人(912人)		

⑭駒ヶ谷校区福祉委員会活動計画（アクションプラン）

5年間の重点目標

誰もが住み慣れた地域で住み続けられ、活動が続くまち

目標達成に向けた取組み

- ★こどもから高齢者まで、幅広い世代が気軽に参加できる活動を続ける。
- ★若い世代や次の担い手に活動へ実際に参加してもらうことで、住民が自然につながりあい、関心を持ってもらえるようにする。
- ★活動の魅力伝える工夫を行い、アイデアを持ち寄れる場づくりを行う。
- ★現在行っている活動を継続していくことで、地域の居場所を守る。
- ★地域の専門職・福祉施設と連携を強め、生活上の困りごとに対応する。
- ★視察研修を定期的に行い、他地域の取り組みから学び、活動の質を高める。
- ★知恵や経験を次世代に引き継げるよう、役割のバトンタッチを計画的に進める。

校区の状況

担い手が不足しており、特に若い世代の参加が少ないことが課題となっている。そのため、運営を支える人材の確保が難しく、今後の活動継続に不安が残る状況である。加えて、地域内に存在する専門職や施設といった資源についても、まだ十分に周知できていないという課題がある。

主な活動内容

高齢者見守りサポート事業（配食）/いきいきサロン/子育てサロンこまがたに/視察研修/
喫茶サロン（駒ヶ谷町会）



喫茶サロン（駒ヶ谷町会）



いきいきサロン



子育てサロンこまがたに

■校区の概況

人口	2,424人	0～5歳人口	54人	小学校児童数	89人
世帯数	1,196世帯	6～15歳人口	140人	高齢者ひとり暮らし世帯数	287世帯
町会・自治会数	7団体	16～64歳人口	1,183人	高齢者夫婦世帯数	222世帯
高齢化率	43.2%	65歳以上人口 (うち75歳以上)	1,047人 (640人)		

1 羽曳野市地域福祉推進委員会規則

平成19年6月25日

規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和44年羽曳野市条例第7号)第3条の規定に基づき、羽曳野市地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議をし、市長に意見を述べるものとする。

(1) 羽曳野市地域福祉計画(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき策定された羽曳野市における地域福祉計画をいう。以下「計画」という。)の進捗状況の把握及び評価に関する事。

(2) 計画の見直しに関する事。

(3) 地域福祉に関する事。

(4) 前3号に掲げる事項のほか、計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 社会福祉に関する団体の代表者

(2) 学識経験者

(3) 市議会議員

(4) 羽曳野市の行政に係る団体の代表者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、緊急の必要があり、かつ、会議を開催する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

4 第2項の規定は、前項の場合において準用する。

5 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に専門的な課題の調査及び検討をさせるため、専門委員会等(以下「専門委員会等」という。)を置くことができる。

2 専門委員会等は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会及び専門委員会等の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附則(令和3年1月12日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(令和5年3月23日規則第8号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 羽曳野市地域福祉推進委員会名簿

委員氏名	所属等
新崎 国広	ふくしと教育の実践研究所SOLA 主宰
吉田 祐一郎	四天王寺大学教育学部教育学科 准教授
酒井 武	羽曳野市連合区長会
通堂 義弘	羽曳野市議会議員
阪本 菜津代	羽曳野市議会議員
齊藤 和正	羽曳野市民生委員児童委員協議会
山本 勝也	羽曳野市主任児童委員
木村 眞知子	羽曳野市婦人団体協議会
音川 佳世	羽曳野市身体障害者福祉協議会
上田 正行	羽曳野市老人クラブ連合会
上間 慶子	羽曳野市ボランティア連絡会
佐藤 次夫	羽曳野市青少年指導員連絡協議会
風呂谷 幸蔵	「福祉と人権」の街・向野をつくる会
村本 真吾	羽曳野市福祉施設連絡会
新見 寿彦	古市校区福祉委員会
猪砂 正弘	古市南校区福祉委員会
麻野 博一	白鳥校区福祉委員会
中野 忠幸	高鷲校区福祉委員会
松下 美智代	高鷲北校区福祉委員会
奥野 久子	高鷲南校区福祉委員会
芝池 秀樹	恵我之荘校区福祉委員会
林 大策	埴生校区福祉委員会
杉本 正實	埴生南校区福祉委員会
南里 毅	羽曳が丘校区福祉委員会
宮井 文恵	駒ヶ谷校区福祉委員会
梅本 宗春	西浦校区福祉委員会
秋田 榮一	西浦東校区福祉委員会
小池 貴子	丹比校区福祉委員会
松岡 孝子	大阪府藤井寺保健所
浦田 崇	羽曳野市社会福祉協議会

(敬称略・順不同 任期:令和7(2025)年7月1日~令和10(2028)年6月30日)

3 社会福祉法人 羽曳野市社会福祉協議会 羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 羽曳野市地域福祉計画に基づく地域共生社会の実現に向けた地域福祉活動を進めていくために、羽曳野市社会福祉協議会の基本的な役割や方向性を明らかにするとともに、地域福祉を進める幅広い各種団体と連携しながら、活動目標を設定することを目的とし、社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会 羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(掌握事務)

第2条 委員会の掌握事務は、次にあげる事項とする。

- (1) 地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)の調査研究に関すること
- (2) 活動計画の立案に関すること
- (3) 活動計画の策定に関すること
- (4) 活動計画の実施状況の検証及び評価に関すること
- (5) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は30名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、羽曳野市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が、委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉協議会役員
- (3) 住民組織代表者
- (4) 社会福祉団体及び施設関係者
- (5) 校区福祉委員会関係者
- (6) その他会長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から活動計画終了の前年度までとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 委員長は、緊急の必要があり、かつ、会議を開催する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

5 第 2 項の規定は、前項の場合において準用する。

(庶 務)

第 7 条 委員会の庶務は、羽曳野市社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長と協議し定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

4 羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会名簿

委員氏名	所属等
新崎 国広	ふくしと教育の実践研究所 SOLA主宰
吉田 祐一郎	四天王寺大学教育学部教育学科 准教授
酒井 武	羽曳野市連合区長会
齊藤 和正	羽曳野市民生委員児童委員協議会
山本 勝也	羽曳野市主任児童委員
木村 眞知子	羽曳野市婦人団体協議会
音川 佳世	羽曳野市身体障害者福祉協議会
上田 正行	羽曳野市老人クラブ連合会
上間 慶子	羽曳野市ボランティア連絡会
佐藤 次夫	羽曳野市青少年指導員連絡協議会
尼丁 正寄	羽曳野市人権啓発推進協議会
風呂谷 幸蔵	「福祉と人権」の街・向野をつくる会
村本 眞吾	羽曳野市福祉施設連絡会
新見 寿彦	古市校区福祉委員会
猪砂 正弘	古市南校区福祉委員会
麻野 博一	白鳥校区福祉委員会
中野 忠幸	高鷲校区福祉委員会
松下 美智代	高鷲北校区福祉委員会
奥野 久子	高鷲南校区福祉委員会
芝池 秀樹	恵我之荘校区福祉委員会
林 大策	埴生校区福祉委員会
杉本 正實	埴生南校区福祉委員会
南里 毅	羽曳が丘校区福祉委員会
宮井 文恵	駒ヶ谷校区福祉委員会
梅本 宗春	西浦校区福祉委員会
秋田 榮一	西浦東校区福祉委員会
小池 貴子	丹比校区福祉委員会

(敬称略・順不同 任期:令和7(2025)年4月1日~令和12(2030)年3月31日)

5 用語解説

用語	解説
あ行	
アウトリーチ	「手を差しのべること」の意味で、援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。
アセスメント	評価、査定、判定という意味があり、検査や行動観察を行い、その結果を分析し、考察して判定する一連の流れ。
新しい生活様式	飛沫感染や接触感染、近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のこと。
いきいき百歳体操	高齢者による虚弱を予防する、約30分程度の介護予防の体操。2002(平成14)年に高知市で誕生し、全国で取り組みが行われている。体操は、負荷が調整できるおもりを手首や足首につけて、DVDやCDを使って行う。
オレンジリボンキャンペーン	一人でも多くの人に「児童虐待防止」に関心を持ってもらい、子どもたちの笑顔を守るために一人ひとりに何が出来るのかを呼びかけていく活動のこと。オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められている。
か行	
外国にルーツを持つ住民(人)	「外国人」や「外国籍」という言葉は、日本国籍を持たない人を指すが、地域では新たに日本国籍を取得した人や、親が外国出身の子どもなど、国籍にかかわらず支援が必要な人がいることから、包括的な表現として「外国にルーツを持つ」という言葉を用いている。
会食会	主に高齢者を対象に、社会参加と地域での交流・健康増進を目指して、町会や小学校区単位で地域住民が運営する食事会。
基幹相談支援センター	地域の障害福祉分野における、相談支援の中核的な役割を担う機関であり、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取り組み、自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりや関係機関との連携の緊密化の取り組み等を行う。
きらきらシニアプロジェクト	高齢者が介護保険施設等でサポーター活動を行い、その活動実績に応じて高齢者にポイントを付与する事業。介護支援サポーター活動を通して、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進することを目的としている。
グループホーム	認知症の高齢者や障害者が、地域の中で支援を受けながら少人数で共同生活を送る住まい。
権利擁護	生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

用語	解説
校区福祉委員会	生活圏域である小学校区を単位に地域の各種団体・グループ、ボランティアや関係機関で構成される組織。地域における様々な福祉課題を解決するために各校区の特色を活かして取組みを進めている。
高年生きがいサロン	高齢者に生きがい活動の場を提供し、心身の健康増進を図るとともに、世代を超えた交流及び多様な地域福祉活動を促進し、地域共生社会の実現を図ることを目的に羽曳野市に4館設置されている。(高年生きがいサロン2号館、高年生きがいサロン3号館、高年生きがいサロン5号館、高年生きがいサロン6号館)
合理的配慮	障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齡社会という。
高齢者見守りサポート事業	令和6(2024)年度から開始し、14校区の各民生委員・児童委員協議会が主催する新規事業。地域の身近な集会所等を会場に「見守り活動」や「居場所づくり」を目的として実施している。地域の実情に応じ、茶話会・会食会・持ち帰り弁当・個別訪問などの様々な形式で開催されている。
コーディネート	地域福祉では、会議や活動が円滑に行われるよう、企画・立案や関係者間の連絡・調整を行い、必要な人や機関の参加を得て適切に運営されるよう取り組むこと。
子育てサロン	校区福祉委員会、民生委員・児童委員協議会が地域に身近な場所で開催している。就園前の子とその保護者が参加し、地域支援者との自由な遊びやおしゃべり等を通じて子育ての悩みを軽減するとともに、同じ子育て中の保護者同士が情報交換や交流ができる場所。
子育て支援センター	子育て家庭等に対する育児不安についての相談指導や地域での子育て環境づくりのために集える場所の提供、子育て講座や親子教室の開催、保護者同士の交流や仲間づくりを援助する機関。市内には3か所の子育て支援センターがある。
こども会	仲間と活動を共有することによって、こどもたちが参加している集団の、より望ましい成長を意図したコミュニティ活動。地域を基盤とし、仲間集団の持つ形成力と、活動(経験)を通しての成長を統合し、よりたくましいこども、こども集団を実現しようとする活動のこと。
こども食堂	無料または低価格帯でこどもたちに食事を提供するコミュニティの場。主にNPO法人や地域住民によって運営されている。

用語	解説
さ行	
災害ボランティアセンター	地震・台風等の大災害が発生した場合、全国から駆けつけるボランティアを受け入れ、被災者や被災地域のニーズにあわせてボランティアの需給調整を行うなど、ボランティア活動が円滑に行えるように支援するための拠点。
在宅介護支援センター	高齢者やその家族、地域住民からの高齢者の福祉や介護に関する相談に応じるとともに、市役所や福祉施設、民生委員・児童委員など関係機関との連絡調整を行う。羽曳野市では地域包括支援センターの地域の窓口としての役割を持ち、高齢者サービスの紹介・申請手続きの代行などを行っている。
サロン活動	地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。
市民後見人	家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民（専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手）のこと。「誰もが安心して地域で暮らすこと」を一番身近なところで支えている。
社会的排除	居住、教育、保健、社会サービス、就労などにおいて個人が排除され、社会的交流や社会参加さえも阻まれ、徐々に社会の周縁に追いやられていくことを指す。社会的排除の状況に陥ることは、将来の展望や選択肢をはく奪されることであり、最悪の場合は、生きることそのものから排除される可能性もある。
社会福祉法	社会福祉に関する共通の基本事項を定めた法律。平成12（2000）年に社会福祉事業法から現名称に変更され、行政がサービス内容を決定する措置制度から利用者が事業者との契約に基づきサービスを選択する利用制度への変更等を含む、大幅な改正が行われた。また、令和2（2020）年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための重層的支援体制整備事業の創設等が盛り込まれている。
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。
小地域ネットワーク活動	高齢者や障害者などが地域で安心して生活できるよう、住民の参加と協力による支えあい、助けあい活動を小地域で行う体制を整備することを目的として、小地域ネットワーク活動推進事業補助金の活用を図りながら、校区福祉委員会が実施している。事業内容としては、見守りや手助けなどの個別援助活動とサロン活動等のグループ援助活動を実施している。

用語	解説
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。一般的には自治会、町内会、青年団、婦人会など地域活動の組織を活かして結成されている。
新型コロナウイルス感染症	人に感染する7つ目の「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)」による感染症(COVID-19)のこと。
人権三法	平成28(2016)年に施行された差別解消を目的とする3つの法律のことで、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」「部落差別の解消推進に関する法律(部落差別解消推進法)」を指す。
スクールガード・リーダー	警察官OB・OGや教職員OB・OG、また防犯の知識を有する者等をスクールガード・リーダーとして委嘱。各学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点などの指導や、スクールガードに対する指導等を行う。
生活困窮者自立支援制度	2015(平成27)年4月から始まった制度で、第1のセーフティネット(社会保障)と第3のセーフティネット(生活保護制度)との間の、第2のセーフティネットとして位置づけられ、貧困を未然に防止するという役割が期待されているもの。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
セーフティネット	傷病や失業、貧困など個人の生活を脅かすリスクを軽減し、保障を提供する社会的な制度やプログラムを総称してセーフティネットという。
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする場合などに、保護し、支援する制度のこと。
た行	
団塊の世代	日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代(1947年(昭和22年)から1949年(昭和24年)生まれのベビーブーム世代のことをいう。)のこと。今後見込まれる急速な高齢化の最大の要因となっている。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

用語	解説
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域の包括的な支援体制のこと。
地域包括支援センター	地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置する施設で、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な支援等を行う。
な行	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した生活が送られるよう、その権利を擁護することを目的としている。具体的には、①福祉サービス利用支援、②日常的金銭管理サービス、③書類保管サービスなどを行っている。
認知症	様々な原因により、脳の神経細胞の働きが徐々に変化し、認知機能（記憶、判断力など）が低下することで、日常生活・社会生活に支障をきたす状態のこと。
認知症カフェ	認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人などが、地域の身近な場所で気軽に集い、認知症の人やその家族同士の情報交換や、医療や介護の専門職への相談、地域の人との交流などができる場。
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動を行う「認知症サポーター」を養成する講座。
認知症地域支援推進員	2018（平成30）年度からすべての市町村に配置され、各市町村が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開している。
は行	
8050 問題	80 歳代の高齢者が引きこもってしまっている 50 歳代のこどもの面倒を見ているという状況から生まれる複合多問題世帯を総称する言葉。
羽曳野市介護保険事業者連絡協議会	羽曳野市で介護保険サービスを実施する事業者等を中心に構成され、利用者の視点に立った質の高い介護サービスの提供を推進するとともに、会員自らの資質向上を目的とした研修の実施や情報交換を行う。また、協議会活動の推進を図り、地域貢献や地域とのつながりを深めるための企画・運営を目的とした組織。
羽曳野市地域就労支援センター	市内在住のひとり親家庭の親、障害者、中高年齢者など働く意欲がありながら、様々な問題を抱えていることで就労ができない人を対象に雇用・就労についての相談事業を行う。

用語	解説
羽曳野市福祉施設連絡会	羽曳野市内の社会福祉法人で、高齢・障害・こども（保育・認定保育、児童養護）の種別を超えた連携や交流を行い、地域福祉の向上や地域貢献活動を行うため結成された組織。
羽曳野市ボランティア連絡会	羽曳野市ボランティアセンターに登録されているボランティアグループが、個々の団体の枠を超えて協働して事業を実施することで、羽曳野市全体のボランティア活動の振興や啓発、福祉の発展を目指す。
はびきの市民活動交流会	羽曳野市の市民及び市民活動団体で構成している。相互に交流することで市民活動の向上、発展を図ることを目的に、市民活動に関する情報交換や助けあい、交流会や研修会、イベント等を行っている。
バリアフリー	もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障害者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられている。
ピアカウンセリング	同じような立場・境遇にある人同士が、対等な立場で悩みや不安を話し、共感的に聞き合いながら、解決策を見出していくこと。
ひきこもり	厚生労働省が令和7（2025）年1月に作成した「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」では、ひきこもり支援の対象者について、「社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人」とし、具体的には、何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にある、支援を必要とする状態にある、本人やその家族（世帯）という考え方を示している。また従来の定義において示されていたひきこもり状態にある期間については、支援の必要性の判断基準として不相当であることから、その状態にある期間は問わないとしている。
避難行動要支援者名簿	2013（平成25）年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定された。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（2013（平成25）年8月）が策定・公表された。羽曳野市においては、「羽曳野市避難行動要支援者支援制度」として施策を実施している。また、「羽曳野市避難行動要支援者名簿」を作成し、そのうち本人の同意に基づいて平常時から支援関係者に提供しているものを「羽曳野市避難行動要支援者台帳」（旧羽曳野市災害時要援護者台帳）としている。

用語	解説
ふれあい喫茶	地域で暮らす人たちの交流の場として地域の会館や集会所などで実施され、飲み物や軽食などが100円程度で提供されている。こどもから高齢者まで、誰でも参加できる場となっており、運営は地域住民の主体的なボランティア活動で行われている。
フレイル	加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能など）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態。
プレコンセプションケア	性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促す取り組み。
放課後子ども教室	こどもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業。
保護司	20歳未満で保護観察対象となった人たちや、刑務所から仮釈放をされている人たちの社会復帰を保護観察官とともにサポートしていく人のこと。
ボランティア	自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に参加すること。
ボランティアセンター	ボランティアをしたい人、ボランティアの応援が必要な人、ボランティアについて知りたい人など、ボランティア活動に関わる人たちを支援する羽曳野市社会福祉協議会に設置された機関。ボランティア相談・登録・コーディネート、講座・講習会の開催、資材・機材の貸出、ボランティア情報の提供を行っている。
ま行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねる。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
や行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。
ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者という特定の人に限定せず、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること。
要約筆記	手話を使わない聴覚障害のある人（多くは中途失聴・難聴者）に対して、講演会や集会等で、発言者の言葉を即時に同じ意味合いで要約して記述し、ノートやオーバーヘッドプロジェクター（OHP）等で伝える方法。

用語	解説
ら行	
老人クラブ	仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を活かして、地域の諸団体と協働し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とした地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。
わ行	
ワークショップ	一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。通常ファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営される。企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。
ワールドカフェ	カフェのようなリラックスした雰囲気の中で、話し合うメンバーを変えながら、テーマについての気づきや学び、情報共有を深めるワークショップの一手法。各テーブルに分かれてテーマについて話し合った参加者は、次のセッションではそれぞれ別のテーブルに分かれて他のテーブルから集まった参加者と話し合いを深めることで、幅広い知見に接しながら議論を深めることができる。
ワンストップ	用件ごとに複数の窓口を回らなくても、1か所で全ての相談やサービスが完結すること。
A～Z	
COW(コミュニティワーカー)	地域社会の生活問題について、地域住民の主体性を高めつつ社会福祉の間接援助技術であるコミュニティワークの技術を用いて、住民自ら、それらの問題を明確化し、解決していくことを側面的に援助していく人のこと。
CSW(コミュニティソーシャルワーカー)	中学校区程度の身近なところで、高齢者、障害者、こどもなどの分野にかかわらず相談を受けて、その人や家族が必要とする援助内容に応じて、関係機関と協力しながら支援する福祉専門職。
DIG(災害図上訓練)	Disaster(災害)Imagination(想像力)Game(ゲーム)の頭文字をとって名付けられた。身近な文房具を使い、地図や見取り図に参加者自身が書き込みをすることで、自分の地域や住まい・職場に潜む災害の危険性を「見える化」し、こうならないためにはどうすればよいかをみんなで考える、頭の防災訓練。
DV	家庭内暴力(Domestic Violence)。一般的には、家庭内に止まらず親密な関係におけるパートナー間での暴力を意味する。身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力等の多様な形態がある。
HUG(避難所運営ゲーム)	Hinanzyo(避難所)Unei(運営)Game(ゲーム)の略で、避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム。

用語	解説
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
LGBTQ	性的少数(セクシュアルマイノリティ)の人たちの総称で、Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシュアル)、Transgender(トランスジェンダー)、Queer/Questioning(クイアまたはクエスチョニング)の頭文字からなる。
NPO	「Nonprofit Organization」の略で、広義では営利を目的とせずに社会的な活動を行う団体、狭義では、特定非営利活動促進法に基づく認証を受け、法人格を有する非営利活動法人(NPO 法人)を指す。
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略で、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標のこと。
SNS	「Social Network Service」の略で、人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービスのこと。
SSW	スクールソーシャルワーカー。学校に配置され、児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。

第5期羽曳野市地域福祉計画
第5期羽曳野市地域福祉活動計画
令和8(2026)年3月

編集・発行

■羽曳野市 保健福祉部 保健福祉政策課
〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号
TEL:072-958-1111(代表)
FAX:072-947-3840

■社会福祉法人 羽曳野市社会福祉協議会
〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号
TEL:072-958-2315
FAX:072-958-3853



羽曳野市



社会福祉法人
羽曳野市社会福祉協議会

第5期

羽曳野市地域福祉計画

羽曳野市地域福祉活動計画

